

平成28年度外部評価報告書

平成29年 1 月

北上市政策評価委員会

目 次

I	委員長・部会長あいさつ・・・・・・・・・・・・・・・・	P2
II	評価対象・・・・・・・・・・・・・・・・	P6
	1 評価対象案件の選定について	
	2 評価対象案件	
III	評価結果・・・・・・・・・・・・・・・・	P7
	1 施策・・・・・・・・・・・・・・・・	P7
	○ 地域における子育て支援の推進	
	○ 介護予防の推進と介護サービスの充実	
	○ ごみの発生抑制	
	○ リサイクルの推進	
	2 出資法人等・・・・・・・・・・・・・・・・	P69
	○ 一般財団法人日本現代詩歌文学館運営協会	
	3 重要課題・・・・・・・・・・・・・・・・	P82
	○ 地域コミュニティ政策	
IV	評価の実施に対しての意見・・・・・・・・	P90
資 料	・・・・・・・・	P93

北上市外部評価方針

- 1 北上市外部評価方針について
- 2 北上市政策評価委員会設置について
- 3 評価の視点について

評価活動の経過

北上市政策評価委員会設置要綱

北上市政策評価委員会委員名簿

I 委員長・部会長あいさつ

北上市政策評価委員会委員長 山田 晴義

今年度も無事評価を終えることができホッとしているところです。これもひとえに委員の皆様、評価の対象を含む評価に関われた皆様、評価担当事務局の皆様の意欲的な議論や膨大な取りまとめ作業などに支えられたものであり、関係の皆様には厚く御礼を申し上げます。

今やこの評価の事業の取り組みは北上市の行政文化として定着しつつあるように思います。しかしながら、政策評価が年中行事として機械的に流されるのではなく、行政職員や関係の皆様が、その度毎に達成感を味わい、新たな刺激を受け、次年度の活動への意欲とやりがいを感じる事がなければ、内部評価も負担に感じられることになり、せっかく投入されたエネルギーが無駄なものとなりかねません。

私たち政策評価委員の最大の喜びは、評価の結果が適切な行政運営に反映され、それによって、市民の利益が最大化されることにありますが、まだまだその実感を得られたと言えないように思います。その根拠は二つあります。一つは、行政職員や市民の皆様の感想を直接聞く機会を得ていないことにあります。議会や関係の委員会などの間接的な意見だけでなく、市民や職員の生の声を聞く機会があればと思います。たとえ批判的なご意見を頂いたとしても、評価委員会との考え方の違いを埋めるための良い機会となり、評価システムの改善につながるものと考えます。

もう一つは、外部評価の結果を受けて、中にはその対応に多少の疑問を感じる例もあります。適切な対策を展開するためには、一定の時間がかかることは当然ですが、いつ必要かつ有効な手立てが取られるのか不安を感じることもあります。評価結果を受けて、とるべき方向への具体的なアクションを期待しますが、少なくとも、難しい課題については、必要かつ有効な議論がスタートしたということだけでも大きな一歩だと思います。

評価活動が、評価のための評価ではなく、常に行政運営の質を高めていくような行政文化として定着することを期待しますが、一方で、私ども評価委員も自らの評価活動の取り組みを絶えず評価する姿勢を忘れないでいたいと思います。

まずは、事務局の政策企画課をはじめ、外部評価の対象となった部署の方々については真摯な態度で臨まれたことに感謝の意を表するとともに、労をねぎらいたいと思います。

さて、今年度は、4つの施策の自己評価及びそれら施策に付随する11の事務事業の自己評価に対して、外部評価を行いました。施策担当部門の部長が自ら自己評価書についてプレゼンテーションを行い、数度にわたって、私たち外部評価委員との質疑応答や意見交換を行いました。

その結果を踏まえながら、当部会では、①施策の成果が明確に定義されているか、②評価指標の設定は適切か、③要因考察や課題の把握は適切か、④市の今後の方針は適切かについて、専門的な見地から5段階(A～D)で評価を行いました。またそうした評定とともにその判断理由を提示し、今後の改善点・方向性等についても助言を行いました。

今回の外部評価結果を見渡しますと、施策評価に関しては、ほとんど全ての項目が「B(概ね適切)」判定でしたが、「C(一層の努力が必要)」判定も3項目ありました。また、事務事業評価に関しては、11事業のうち6事業が「B(概ね適切)」判定でしたが、残りの5事業については「C(一層の努力が必要)」でした。施策評価・事務事業評価の中で「A(適切)」と判定されたものはわずか1項目しかありませんでした。行政の自己評価に関しては、今後の改善に向けた努力が期待されます。もっとも、これらの判定は施策や事業の良し悪しではありません。行政自身の自己評価が妥当であるかどうかを外部の視点で評価したものであります。

多くの自治体の行政評価がそうであるように、北上市においても「業績測定」方式が採用されています。この業績測定方式では、評価指標が適切に設定されているかが重要なポイントになります。なぜならば、適切とは言えない評価指標を用いて、いくら目標管理や課題設定をしっかりと行っても、あまり意味があるとは言えないからです。なかでも施策評価においては「施策評価指標」を適切に設定することが不可欠ですが、施策における「成果」が何であるかが明確に定義されていないものが散見されました。残念ながらこの点については毎年のように申し上げていることであり、行政マネジメントシステムを有効に機能させるためには、最優先課題であると考えられます。そこで、外部評価対象の施策に関しては、作成済のロジックモデルの検証を行ってみてはいかがでしょうか。それによって、施策における成果指標も適切に設定されることが期待されます。

今年度で外部評価(政策評価委員会)は6年目となりました。今後とも、より一層、評価制度やマネジメントシステムの品質向上に向けて取り組んでいただければ幸甚です。

私たちの部会は毎年新しい試練に出会っているように感じています。そのために外部評価を常に新鮮な気持ちで意欲的に取り組むことができます。

本年度の評価対象は、日本詩歌文学館運営協会と重要課題である地域コミュニティ政策についてでありました。前者は市に立地する我が国における全国的レベルの施設を運営する組織であり、いわば特殊な対象と言えます。

日本詩歌文学館運営協会については、全国レベルの高次施設を北上市が有していることをどのように捉えるかが評価に大きく影響を与えるものと考えます。市が出資しているという事実からは、当然市民になんらかの還元がなされなければなりません、しかし、そこで市民が求める日常的なサービスが提供されれば良いということではありません。専門性や希少性、あるいは高次性の機能から地域に還元されるものは日常的サービスではありません。したがって、これはどの自治体でも獲得できるものでもなく、北上市の特殊なケースなのです。そこで、こうした特殊な資源を市はどのように生かしているかを評価する必要があります。毎年度こうした新たな課題を提供してくれる外部評価の対象は、委員の私たちにとってのテストのようなものだと言えます。

地域コミュニティ政策については、北上市が先進的な取り組みを行ってきた自治体であることは広く知られています。これは市民の暮らしや地域づくりを担う地域組織に関わる施策に対する評価であり、行政とは対極の立場から地域の自治を守りながら、行政との適切な協働を推進するための政策を評価するものであります。したがって市民主権と地域自治を基本とした社会をつくり上げていくための極めて重要な課題だと言えます。そのような重要かつ先進的な取り組みを評価する機会が得られたことは、評価委員としてもやりがいのあることです。

このコミュニティ政策の評価は、市の内部評価の仕方や結果を評価することになりますが、行政だけで評価をしても限界があることが見えてきました。地域での活動実態と市民の意識を捉えた上で、市が自己評価をするわけですが、そのためには、綿密な調査と市民との対話を通じて市民意識の深層にせまる必要があります。そうでなければ、市民との協働の施策もともすれば行政から見た協働に偏らないかという懸念が持たれます。

自治体のすべての施策は、総合計画に基づいて展開されることは当然ですが、社会環境の変化や施策自体の進化により、総合計画では認識されなかったあらたな課題もみえてきます。特定の課題という部分からの視点で総合計画という全体を見たとき、様々な示唆が浮かび上がってくることも少なくないと思います。

出資法人についても、同じようにその設立趣旨の時点とは異なった要素が働き、法人の姿は少しずつ形を変えざるを得ないことも少なくありません。私どもの部会は、当初の設立趣旨だけに固執するのではなく、法人環境の変遷を踏まえた外部評価を行ってまいりました。それは、規定の固定された枠内での評価では、次の時代への柔軟かつ有効な行政運営に結びつかないと考えからです。

以上、「ごあいさつ」としては少々逸脱した発言になってしまいましたが、毎年新鮮な気持ちで評価に当たることができたのは、こうした部会運営を共有してくださる委員並びに市を始めとした関係の皆様のご理解によるものであり、これに厚くに感謝いたします。

Ⅱ 評価対象

1 評価対象案件の選定について

次の選定方法により、市より提案を受けた案件について評価を行った。

ア 市民意識調査結果により選定された施策に対する事後評価

「北上市の施策に関する市民意識調査」における「改善需要度」の上位施策（重要度に対して相対的に満足度が低い施策）のうち「優先度」の高い施策

イ 出資法人等

市が出資等を行う法人についての再評価

ウ 重要課題となっている項目

市において現在課題となっている政策等に対する評価

2 評価対象案件

No.	区分	部会	件名及び概要
1	施策	行政	「地域における子育て支援の推進」 ・ 地域資源を活用した育児不安の軽減又は解消の実現
2			「介護予防の推進と介護サービスの充実」 ・ 高齢者の介護予防の推進 ・ 介護保険サービスの提供基盤整備 ・ 家族による高齢者介護の負担軽減
3			「ごみの発生抑制」 ・ 販売店へのごみの発生抑制の普及 ・ ごみを出さない生活様式の普及
4			「リサイクルの推進」 ・ ごみ分別の徹底と減量化の促進 ・ リターナブルの推進
5	出資法人等	出資	「一般財団法人日本現代詩歌文学館運営協会」 ・ 出資先である同法人について、詩歌文学の振興に係る貢献状況及び市との協働の状況について検証を行うもの。
6	重要課題	出資	「地域コミュニティ政策について」 ・ 平成17年の交流センター化をはじめとした地域自治組織の自治力向上に向けた支援活動について今後の同施策の質の向上を目指し検証を行うもの。

Ⅲ 評価結果

各案件に対する評価結果は次のとおり。なお、外部評価にあたっては、市の内部評価や法人等による自己評価をもとに行った。

外部評価シート（施策・事務事業）

■ 1. 対象施策

施策名	地域における子育て支援の推進			担当部
				教育部
総合計画での 位 置 づ け	政 策	01	子育てと医療・福祉の充実した明るく健やかなまちづくり	
	基本施策	01	子育て環境の充実	
	施 策	03	地域における子育て支援の推進	
総合計画における 施 策 の 方 針	育児不安についての相談指導や子育てのための情報提供、子育てサークルへの支援など、地域における子育てを総合的に支援するため、地域資源を効果的に活用しながら、子育てを支援する取り組みを進めます。			

■ 2. 施策評価（政策評価委員会の評価）

【施策の成果が明確に定義されているか】

施策評価（内部評価）シートの記載内容	
【成果の定義】	地域で子育てに対する協力や支援が得られ、子育て世代の悩みや不安が軽減されている（地域の中で身近に相談ができたり、子育て世代が集まって活動できる場が確保されている状態）。
政策評価委員会の評価	
委員の指摘事項	☐ A 適切 ☒ B 概ね適切／一部見直しが必要 ☐ C 一層の努力が必要／かなりの見直しが必要 ☐ D 不適切／抜本的な見直しが必要 (1) 「地域」「子育て世代」の定義が不明瞭である。 (2) 施策の成果として4点示されているが、ロジックモデルの中期成果に記されている「育児相談が気軽にできる環境が整い、地域とともに責任をもって子どもを育てられる」と比較すると、「地域とともに責任をもって」の部分が一致していないと思われる。 (3) 成果の定義には、①子育てについて相談できる、②子どもを短時間預けることができる、③子どもを遊ばせることができる、が含まれているとのことだが、このような内容が文章からは明確に読み取れない。 (4) もっと簡潔に表現すべきであり、括弧書きは不要である。

【評価指標の設定は適切か】

施策評価（内部評価）シートの記載内容	
【評価指標】 指標No. 1 __ファミリーサポートセンターマッチング割合 指標No. 2 __家庭児童相談終結割合 指標No. 3 __家庭児童相談継続件数	
政策評価委員会の評価	
委員の指摘事項	☐ A 適切 ☐ B 概ね適切／一部見直しが必要 ☒ C 一層の努力が必要／かなりの見直しが必要 ☐ D 不適切／抜本的な見直しが必要
	(1) 施策における成果の定義に記載されている4つの要素に対応した評価指標とはなっていない。 (2) 「地域で子育てに対する協力や支援が得られ…」という施策における成果の定義に対して、指標の3項目は一部分の対応にとどまっており、地域における民生委員・児童委員や主任児童委員、保健師などの関わりが見えないものとなっている。 (3) 中期成果の「育児相談が気軽にできる」及び施策の成果の「地域の中で身近に相談できる」の内容として、「家庭児童相談」の指標が対応していない印象がある。家庭児童相談における相談内容は、「気軽に」というよりは、むしろ重い内容と推察されることから、ここでは、日常的に交わされる「気軽な」又は「身近な」相談についての件数を把握して、指標に加える必要があると思われる。 (4) 施策の成果のうち「相談できる」ことを表す指標は、家庭児童相談室設置事業の量・質を表す指標だけでよいかどうか、疑問が残る。相談のための他の事業（地域子育て支援センター管理・維持補修事業）がある。地域子育て支援センター管理・維持補修事業は経費負担の事業であるため成果を計る指標的要素はないとの説明があったが、利用者数などを指標にすることができる。さらに、家庭児童相談室設置事業は、児童虐待に関する内容が多いという理由で、後期基本計画では当施策の構成事務事業から外して他の施策に移したとのことでもある。 (5) 成果の定義のうち「遊ばせることができる」ことを表す指標が設定されていない。 (6) 子育て支援の実態として「地域子育て支援センターの利用実数」「1ヶ月の稼働日数」などの指標を追加する必要がある。 (7) 地域で子どもを一時又は短時間預かるシステムは、「ファミリーサポートセンター制度」だけなのか。幼稚園や保育所における短時間預かりもあり、その指標も入れるべきではないか。保育所や幼稚園などの活用に相当する指標が設定されていない。 (8) 総合計画の指標と全く違っている。総合計画の指標は数値が横ばいだったので政策推進会議の決定に従い削除したとの説明があったが、数値が横ばいであることは指標を削除する理由にならない。また、より適切な指標があるのなら、総合計画の指標を残した上で追加した方がよかった。 (9) 指標No. 2と3は、児童虐待の問題（これも大事な問題だが）に偏り過ぎている。育児上の悩みなどの通常の児童相談と虐待問題の終結とは区別して指標化すべきではないか。

【成果達成状況の要因考察や課題の把握は適切か】

施策評価（内部評価）シートの記載内容

【成果達成状況の分析（H27 最終年度）】

概ね順調

【要因考察__外部環境】

- ①子ども・子育てをめぐる様々な課題を解決するため「子ども・子育て支援法」が施行され、市町村が実施する地域子ども・子育て支援事業として、ファミリーサポートセンター事業を含め13の事業が定められた。
- ②ファミリーサポートセンター事業においては、サービスを提供する市民（あずかり会員）にとって、社会参加や地域参加をしているという実感につながっている。
- ③家庭児童相談においては、地域社会において虐待通告が定着化してきた。
- ④養育不安を抱える相談ケースが増加している。
- ⑤保護者が知的障害を抱えている、理解力が乏しいなど、保護者自身の支援を要するケースが増えている。

【要因考察__内部要因】

- ①ファミリーサポートセンター事業においては、マッチングに至るまでの間に、職員（アドバイザー）がお願い会員からの要望を細かく聞き取り、お願い会員とあずかり会員双方の相性に配慮するなどきめ細かく対応している。
- ②県児童相談主催の家庭児童相談研修の受講により、職員のスキル向上を図っている。また、北上市要保護児童対策地域協議会等、必要に応じて関係機関と連携し、調整を図りながら対応していることが終結割合の向上につながっている。
- ③虐待の疑いによる通報は、確認により虐待ではないと判断し終結としたもの、養育不安によるもので相談員の関わりにより不安が解消され、終結に至ったものもある。

【課題及び改善を要する事項】

- ①ファミリーサポートセンター事業については、より多種多様なニーズに応えるため、さらに多くの「あずかり会員」を確保することが課題となっている。
- ②家庭児童相談については、知的障害や理解力が乏しい保護者の相談ケースや、多種多様な問題を抱えたケース等が増えている。課題の洗い出しや見極めに時間を要し、保護者自身の支援を要するケースも多くなっていることから、関係機関との連携の必要性はますます高まっている。

政策評価委員会の評価

- ☐ A 適切
- ☐ B 概ね適切／一部見直しが必要
- ☒ C 一層の努力が必要／かなりの見直しが必要
- ☐ D 不適切／抜本的な見直しが必要

委員の指摘事項

- (1) 外部要因②では、マッチングに対するニーズの変化を記載すべきである。
- (2) 外部要因③の虐待通告の定着は、どの指標のどのような数値の要因を考察したのかが分からない。この欄は「成果達成状況の要因考察」であるから、虐待通告の定着がこの施策の成果の達成状況にどのような影響を与えたのかを記述すべきである。
- (3) 内部要因①では、需要量に対する供給量の確保に関し、どのような努力を行ったかを記載すべきである。
- (4) 指標No.2の家庭児童相談終結割合が平成27年度に大きく改善したのに指標No.3の家庭児童相談継続件数が横ばいである要因を分析し、記述してほしかった。

- (5) 施策における成果の定義と評価指標の設定が不適切な部分があるため、要因考察や課題の把握内容が一部に言及したものにとどまっており、見直しが必要と思われる。
- (6) 養育不安の中には、確かに児童虐待に繋がる可能性もあるが、もっと日常的な内容のもの（軽い内容のもの）も多いのではないか。
- (7) 保護者が知的障害を抱えているような深刻な事例について、問題点を指摘するだけでなく、対策を例示してほしかった。
- (8) 相談件数の増加について解決策を検討する必要がある。相談内容により関係機関との連携が必要となる相談の場合、敏速な対応が可能なのか疑問である。

【市の今後の方針は適切か】

施策評価（内部評価）シートの記載内容

【今後の展望】

- ①ファミリーサポートセンター事業については、広報やホームページにより引き続き事業を周知するとともに、あずかり会員を増やしていく。
- ②家庭児童相談については、今後も北上市要保護児童対策地域協議会におけるケース検討会議等で具体的な支援の内容を検討するなど関係機関と連携して対応するとともに、専門研修等によりスキルアップを図り、迅速かつ適切に対応していく。

政策評価委員会の評価

- ☐ A 適切
- ☐ B 概ね適切／一部見直しが必要
- ☒ C 一層の努力が必要／かなりの見直しが必要
- ☐ D 不適切／抜本的な見直しが必要

委員の指摘事項

- (1) 一部の既存事業にしか言及されていない。既存事業の構成が妥当であるか否かの評価・考察が十分でない。
- (2) 施策における成果の定義と評価指標の設定が不適切な部分があるため、市の今後の方針についても、一部に言及したものにとどまっており、見直しが必要と思われる。
- (3) ファミリーサポートセンター事業における「預かり会員」の増加も大事だが、保育所・幼稚園の短時間預かり枠を増やすことも、それ以上に大事ではないか。この点に関する言及がほしかった。
- (4) 児童家庭相談については、「比較的軽微・日常的なケース」と「虐待に繋がるような深刻なケース」を区別して対応を明記すべきではないか。
- (5) 連携をするということが多く記載されているが、具体的に記述してほしい。敏速に対応すべき内容についてどのような対策を検討しているのか不明である。
- (6) 本事業への市民意識調査によると、「優先度」「重要度」は上位である。ファミリーサポートセンター事業だけでは、市民の希望する「優先度」「重要度」は解決できているとはみえない。

■ 3. 施策評価総括意見

政策評価委員会の評価	
総括意見	(1) 「子育て世代が集まって活動できる場が確保されている状態」であるか否かの分析が弱い。「既存事業の寄せ集め＝施策」という印象を払拭できない。 (2) 担当課が別ということと思われるが、構成されている事務事業だけでは、中期成果、施策における成果の定義、いずれにも十分対応するものとなっていない。地域福祉や保健の事業との連携を検討し、複数の関わりによって対応することで、施策の成果達成ができるものと思われる。 (3) 事務事業評価シートが示されている地域子育て支援センター事業は、指標に加える必要があると考える。 (4) 地域における子育て支援の推進は、ファミリーサポートセンター事業の推進だけに尽きるものではない。この施策がファミリーサポートセンター事業の推進だけにとどまるものではない。子育て中の親（特に母親）と行政との間に認識のズレがあるのではないか。 (5) 人命に関わる内容の場合もあるため、敏速な対応が必要となる。緊急の場合の対応策を検討すべきである。

■ 4. 事務事業評価

事務事業名	ファミリーサポートセンター事業	担当部課名	教育部子育て支援課
項目	評価		
事務事業評価シートの記載内容に対する評価	☐ A 適切 ☐ B 概ね適切／一部見直しが必要 ☒ C 一層の努力が必要／かなりの見直しが必要 ☐ D 不適切／抜本的な見直しが必要		
	委員の指摘事項		
	(1) 会員数、年間利用件数が伸びている。ただし、預かり会員に対する研修の実施などについての記述がない。 (2) 事業の概要の記載はあるが、事業の目的が書かれていない。 (3) 事業の目的と概要について、目的を明確に記述してほしかった。 (4) 何の「利用件数」かがわかりにくい。「マッチング回数」や「活動件数」との違いも不明である。 (5) アウトプット指標に関するデータしか示されておらず、アウトカムに関する評価ができない。 (6) 評価指標等の状況について、指標3の会員数に「お願い会員」と「預かり会員」の両方が含まれているのだとすれば、別々にした方がよい。（「問題点・課題等」に「お願い会員の増加に対し、預かり会員が不足」と記述されているため。） (7) 今後の方向性が「Ⅱ. 継続」となっているが、家族や地域による助けあいの機能が低下していることが背景にあると考えられ、今後のニーズが増すと予想されることから、「Ⅰ. 拡充」とすべき事業と思われる。 (8) 事業の見直し方策が空欄なのは良くない。「問題点・課題等」があるならば、なおさらである。 (9) 事業の見直し方策について、「預かり会員」を増やすための方策を記述してほしかった。		

事務事業の改善に関する意見	(1) 重要な事業と思われるので、今後、より普及啓発を図り、子育て支援の仕組みとして充実を目指してほしい。 (2) 子育てを応援してほしい人と応援できる人が会員登録し、センターのアドバイザーがマッチングする事業は今後も継続的に実施していくべきである。 (3) 土日祝日もセンターとして対応してほしい。本事業は今後も継続してほしい。
---------------	--

事務事業名	地域子育て支援センター事業	担当部課名	教育部子育て支援課
項目	評価		
事務事業評価シート の記載内容に対する評価	☐ A 適切 ☐ B 概ね適切／一部見直しが必要 ☒ C 一層の努力が必要／かなりの見直しが必要 ☐ D 不適切／抜本的な見直しが必要		
	委員の指摘事項 (1) 事業の目的と概要について、目的の「子育てを支援する」には、「相談できる」（情報を得られる）ための支援と「遊ばせることができる」ための支援の2つが含まれているようなので、その点を明確にした方がよい。 (2) 評価指標等の状況について、「相談できる」（講座、子育て喫茶）に関する指標と「遊ばせることができる」（園庭開放、遊びの広場）に関する指標を区別した方がよい。また、量に関する指標（回数、利用者数）だけでなく、質に関する指標（例えば、講座の内容の理解度）も設定した方がよい。 (3) アウトプット指標に関するデータしか示されておらず、アウトカムに関する評価ができない。 (4) 「平成27年度事業計画」が空欄となっている。「目標達成状況」における「目標」がどこに書かれているか不明である。したがってなぜ「順調」なのかの判断が難しい。 (5) 達成状況の分析について、指標3の利用者数が平成27年度に大幅に減少した要因を分析し、記述してほしい。 (6) 育児相談など交流の場で解決できればよいが、解決できなかった場合の方策を検討してほしい。		
事務事業の改善に関する意見	(1) 本事業は今後も継続してほしい。 (2) 毎年度利用されており、利用者ニーズに対応した事業として、今後も継続した取り組みが求められる。利用者数は、平成26年度にピークとなり減少に転じているようにも捉えられるが、利用者満足度アンケートなどによって実態の把握に努め、質的な向上に取り組むことも重要と考えられる。 (3) 園庭の開放、育児相談、育児講座、子育てサークルなど多様な事業のうち、どれがもっともニーズが高く、どれがややニーズが低いかなどを調査し、今後の事業改善に生かすべきである。また、地域子育て支援センターは現在4箇所のみだが、今後もっと増設することも検討してもよいのではないかな。 (4) 地域子育て支援センターについては、アンケートにも要望が挙がっているように、休日の開放も検討すべきである。 (5) 土日祝日も支援センターを開放し、対応できるようにしてもらいたい。		

事務事業名	子育て支援コンシェルジュ設置事業	担当部課名	教育部子育て支援課
項目	評価		
事務事業評価シート の記載内容に対する評価	☐ A 適切 ☒ B 概ね適切／一部見直しが必要 ☐ C 一層の努力が必要／かなりの見直しが必要 ☐ D 不適切／抜本的な見直しが必要		
	委員の指摘事項		
	(1) 実績値として、情報提供件数などの対応実態を示す数値が欠けている。また、その内訳に関する記載がない。 (2) アウトプットおよびアウトカムに関する指標データが全くなく、評価ができない。 (3) 指標が設定されていない。平成27年度から新規に取り組んだため相談件数が何件あるか予想できず、指標を設定しなかったとのことだが、数値が分からなくても、それを測定するための指標は設定できたはずである。 (4) 「目標達成状況」における「目標」がどこに書かれているか不明である。したがって、なぜ「概ね順調」なのかの判断が難しい。 (5) 平成27年度に事業が開始されたばかりであり、評価についてはもう少し時間が必要である。 (6) 本事業は現場の声を聞くためにも有効な事業であるという説明があったので、「事業の目的と概要」の欄にもそのような目的を記載すべきである。		
事務事業の改善に関する意見	(1) 制度や施設の利用案内、支援事業等の情報提供を目的とした事業であることから、「問題点・課題等」に記載されているように、利用者ニーズの分析と果たすべき役割の検討を進め、担当する非常勤職員を対象とした育成（研修）プログラムや体制の充実を図ることが重要と思われる。また、必要としている子育て層に対して、どのような方法で知ってもらうかという点も工夫すべきである。 (2) 平成27年度にスタートしたばかりの事業であるが、民間委託も可能な事業であり、民間委託への転換を検討してもらいたい。 (3) 平成27年度から開始しているので、土日祝日などの対応について、今後も継続して状況を把握すべきである。 (4) 非常勤職員1名配置で十分対応可能か疑問である。特に土日祝日も子育ての情報がほしい場合、コンシェルジュが必要だと思う。		

政策体系コード	01 - 01 - 03
施策名	地域における子育て支援の推進

政策統括監 保健福祉部長

◆総合計画での位置づけ

政策	子育てと医療・福祉の充実した明るく健やかなまちづくり
基本施策	子育て環境の充実
施策	地域における子育て支援の推進

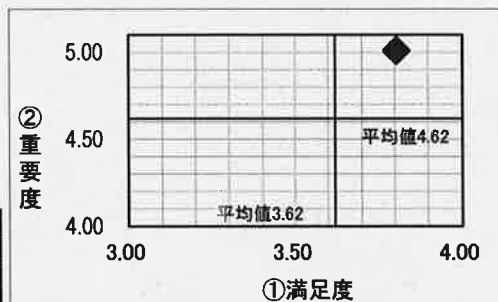
◆総合計画基本計画における施策の方針

育児不安についての相談指導や子育てのための情報提供、子育てサークルへの支援など、地域における子育てを総合的に支援するため、地域資源を効果的に活用しながら、子育てを支援する取り組みを進めます。

◆市民意識調査結果（H26年度実施）基本施策単位のアンケート

設問 説明	「子育て環境の充実」についてうかがいます。
事業例	人口減少・少子高齢化が進行する中、乳幼児、児童、妊産婦への医療費の給付や健康診査、保育サービスの充実や子育て家庭等への経済的支援など安心して子供を生み育てられる環境づくりに取り組んでいます。
	・乳幼児、児童、妊産婦への医療費の給付…一定所得以下の方に医療費の一部を給付
	・妊婦・乳幼児の健康診査…妊婦及び乳幼児の異常を早期に発見し、健康保持増進を図る
	・保育所等施設設備、延長保育、私立幼稚園保育料の補助…保育所などの保育サービスの充実や子育て家庭の支援

調査項目	算出値	順位
①満足度	3.81	20 /30
②重要度	5.01	2 /30
③優先度	38.96	1 /30
④改善重要度	1.21	3 /30



上記調査の満足度に関する主な理由（自由記述）

ファミリーサポートがあると助かる。
休日でも子育て支援センターを開放してほしい。
取り組みは大変良いと思いますが私立幼稚園などの就園率の低さが気にかかる。
子育て支援は重要なので今後も積極的に進めてほしい。

◆施策の成果達成状況

施策における成果の定義		地域で子育てに対する協力や支援が得られ、子育て世代の悩みや不安が軽減されている(地域の中で身近に相談ができたり、子育て世代が集まって活動できる場が確保されている状態)。						
No.	指 標 名	指標に関する説明 (把握方法・算定式・単位等)	指標の実績値			目標値(下段:達成率)		指標 重要度
			H20 (基準年度)	H26	H27	中間目標 (H25)	最終目標 (H27)	
1	※ ファミリーサポートセンターマッチング割合	児童の預かり等の援助希望者に対し、支援できる人を紹介し、実際に援助の提供を受けた割合(新規依頼分)	93.5%	93.8%	100%	95.0%	100%	40%
2	※ 家庭児童相談最終割合	年度内に新規に受理した件数のうち、最終した割合(基準年度以前3か年の平均割合目標値とする)	55.4%	26%	52.6%	41.2%	40%	30%
3	※ 家庭児童相談継続件数	年度内に最終せずに次年度に継続する件数。(基準年度以前3か年の平均件数目標値とする)	106件	115件	115件	108件	95件	30%
4								%
5								%
6								%

※印の指標は総合計画(基本計画)に記載していないもの。★印は後期計画反映として目標未設定のもの。

◆成果達成状況の分析

最終年度の 達成状況	1.順調	理由(上段:指標に基づくもの、下段:その他)
	2.概ね順調	
	3.やや遅れている	指標No.3は最終目標に達しなかったものの、指標No.1及び指標No.2は最終目標に達しており、特に指標No.2は、最終目標を上回る実績であったことから、最終年度の達成状況を「概ね順調」としたものである。
	4.遅れている	

◆コストの把握

(単位:千円)

投入 コスト	種 類	H25	H26	H27
	直接事業費(a)	101,110	101,541	84,993
	人件費(b)	40,382	35,676	39,689
	公債費・減価償却費等(c)	324	324	324
	フルコスト(a+b+c)	141,816	137,541	125,006
	うち「業務」事業費	16,153	16,456	18,358
	うち「政策」事業費	125,663	121,085	106,648

◆成果達成状況の要因考察

外部環境(市を取り巻く環境の要因: 市民ニーズ、社会経済情勢等の視点)	内部要因(施策実施過程の要因: 財務、職員、組織等の視点)
①子ども・子育てをめぐる様々な課題を解決するため「子ども・子育て支援法」が施行され、市町村が実施する地域子ども・子育て支援事業として、ファミリーサポートセンター事業を含め13の事業が定められた。	①ファミリーサポートセンター事業においては、マッチングに至るまでの間に、職員(アドバイザー)がお願い会員からの要望を細かく聞き取り、お願い会員とあずかり会員双方の相性に配慮するなどきめ細かく対応している。
②ファミリーサポートセンター事業においては、サービスを提供する市民(あずかり会員)にとって、社会参加や地域参加をしているという実感につながっている。	②県児童相談主催の家庭児童相談研修の受講により、職員のスキル向上を図っている。また、北上市要保護児童対策地域協議会等、必要に応じて関係機関と連携し、調整を図りながら対応していることが終結割合の向上につながっている。
③家庭児童相談においては、地域社会において虐待通告が定着化してきた。	③虐待の疑いによる通報は、確認により虐待ではないと判断し終結としたもの、養育不安によるもので相談員の関わりにより不安が解消され、終結に至ったものもある。
④養育不安を抱える相談ケースが増加している。	
⑤保護者が知的障害を抱えている、理解力が乏しいなど、保護者自身の支援を要するケースが増えている。	

◆現在の課題及び改善を要する事項

①ファミリーサポートセンター事業については、より多種多様なニーズに応えるため、さらに多くの「あずかり会員」を確保することが課題となっている。
②家庭児童相談については、知的障害や理解力が乏しい保護者の相談ケースや、多種多様な問題を抱えたケース等が増えている。おり、課題の洗い出しや見極めに時間を要し、保護者自身の支援を要するケースも多くなっていることから、関係機関との連携の必要性はますます高まっている。

◆今後の展望(施策展開、事務事業の見直し等)

①ファミリーサポートセンター事業については、広報やホームページにより引き続き事業を周知するとともに、あずかり会員を増やしていく。
②家庭児童相談については、今後も北上市要保護児童対策地域協議会におけるケース検討会議等で具体的な支援の内容を検討するなど関係機関と連携して対応するとともに、専門研修等によりスキルアップを図り、迅速かつ適切に対応していく。

事務事業名称 (評価事業)	会計 区分	事業 区分	担当課	事業費 (千円)	事後評価結果		貢献度
					目標達成状況	方向性	
家庭児童相談室設置事業	一般	業務	子育て支援課	6,647	-	-	-
子育て支援員等研修事業	一般	業務	子育て支援課	835	-	-	-
地域子育て支援センター管理・維持補修事業	一般	業務	教育部総務課	629	-	-	-
市立広場等管理業務	一般	業務	教育部総務課	773	-	-	-
地域子育て支援センター施設管理業務(子育て支援課)	一般	業務	子育て支援課	8,386	-	-	-
児童遊園管理業務(子育て支援課)	一般	業務	子育て支援課	1,088	-	-	-
ファミリーサポートセンター事業	一般	政策	子育て支援課	4,381	順調	継続	高
保育所地域活動事業	一般	政策	子育て支援課	25,052	順調	継続	低
地域子育て支援センター事業	一般	政策	子育て支援課	27,498	順調	継続	高
産褥期サポート事業	一般	政策	子育て支援課	108	概ね順調	継続	低
子育て支援コンシェルジュ設置事業	一般	政策	子育て支援課	2,626	概ね順調	継続	高
私立保育園運営費等補助金	一般	政策	子育て支援課	28,002	順調	継続	中
私立幼稚園運営費補助金	一般	政策	子育て支援課	3,657	順調	継続	中
私立認定こども園運営費補助金	一般	政策	子育て支援課	13,401	順調	継続	中
子育て応援施設整備費補助金(地方創生推進事業)	一般	政策	子育て支援課	1,923	遅れている	完了	低
合 計				125,006	(千円)		

※方向性は、事務事業(類型5・6)の今後の方向性について、「拡充」「継続」「縮小・要改善」「民間活用・協働事業化」「廃止・休止」「完了」の6つの視点で評価します。

家庭児童相談室設置事業は、本来、施策体系コード 1-1-5「保護や支援を要する児童へのきめ細やかな取り組みの推進」を構成する事務事業である。後期計画においては当施策の構成事務事業から外しており、指標も見直したことから、1項目のみとなっている。指標として想定されるものについて検討している状況である。

事務事業事後評価シート[平成27年度事業]

1. 基本情報

■事業の担当課	教育部子育て支援課		■担当係	保育係
■評価事業名称	ファミリーサポートセンター事業			
■事業開始年度	平成15年度			
■評価事業コード	400700 - 040	■会計区分	一般会計	
■総合計画での位置づけ	■政策	01 子育てと医療・福祉の充実した明るく健やかなまちづくり		
	■基本施策	01 子育て環境の充実		
	■施策	03 地域における子育て支援の推進		
■事業の類型	05 ソフト事業(任意)		■政策・業務区分	政策
■法令の根拠区分	法令に特に定めのないもの			
■法令等の名称				
■関連計画の名称	子ども・子育て支援事業計画			
■事業の目的と概要	子育てを応援できる人と応援してほしい人が会員登録し、センターのアドバイザーが条件や要望に合った会員を紹介する育児ネットワーク事業。通院、買い物、リフレッシュ等の利用が可能である。			

2. 細事業の活動実績情報

細事業コード	細事業名称	事業の対象	平成27年度事業計画	平成27年度事業量実績
01	ファミリーサポートセンター事業	ファミリーサポートセンター登録会員	会員数680人 活動件数1,600件	会員数707人 活動件数1,808件

3. 投入コスト情報

(単位:千円)

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	備考
直接事業費	4,019	4,000	4,076	4,158	
人件費	1,023	458	386	223	
その他(公債費・減価償却費等)					
フルコスト	5,042	4,458	4,462	4,381	

4. 評価指標等の状況

指標コード	指標名	24年度	25年度	26年度	27年度	指標の説明
01	マッチング回数	43件	32件	48件	50件(100%)	児童の預かり等の援助希望者に対し、支援できる人を紹介し、実際に援助の提供を受けた割合(新規依頼分)
03	会員数及び利用件数	609人、1,186件	619人、1,285件	670人、1,744件	707人、1,808件	会員数 450人、年間利用件数1600件以上

事務事業事後評価シート[平成27年度事業]

04	会員数コスト	8.28千円	7.20千円	6.65千円	6.12千円	フルコスト/会員数
05	活動件数コスト	4.26千円	3.47千円	2.56千円	2.43千円	フルコスト/利用件数

5. 事後評価(「政策」事業類型5・6のみ)

■目標達成状況 ☒ A. 順調 ☐ B. 概ね順調 ☐ C. 遅れている	達成状況の分析 会員数、活動件数とも年々増加している	問題点・課題等 お願い会員の増加に対し、預かり会員が不足している
1. 直接的な受益者の範囲 ☐ 不特定多数に及ぶ ☒ 特定されるが多数に及ぶ ☐ 特定少数に限定される	2. 事業廃止の影響 ☐ 大きな不利益やリスクが生じる ☒ ある程度の不利益やリスクが生じる ☐ 不利益やリスクは小さい	3. 国・県・民間との競合関係の有無 ☐ 類似の事業はない ☐ 類似の事業はあるが競合はない ☒ 類似の事業があり競合する
4. 事業へのニーズの変化 ☐ ニーズが高まっている ☒ ニーズは変わらない ☐ ニーズが低下している又は合致しない	5. 施策の改善需要度(市民意識調査) ☒ 順位が高い ☐ 順位が中程度 ☐ 順位が低い	6. 施策の優先度(市民意識調査) ☒ 順位が高い ☐ 順位が中程度 ☐ 順位が低い
7. 他市町村に比較しての優位性 ☐ 先進的またはユニークな事業である ☒ 他と同程度の事業である ☐ 遅れている事業である	8. 実施主体の代替性 ☒ 民間委託等の拡充は難しい ☐ 民間委託等の拡充が十分に可能 ☐ 全部委託や実施主体の移行が可能	9. 経済性・効率性の向上 ☒ 今以上の効率化や改善は難しい ☐ 効率化や改善を図ることは十分に可能 ☐ 効率化や改善の余地が大きい
■事業の見直し方策 		
■今後の方向性 ☐ I. 拡充 ☒ II. 継続 ☐ III. 縮小 ☐ IV. 廃止・休止 ☐ V. 完了		

事務事業事後評価シート[平成27年度事業]

1. 基本情報

■事業の担当課	教育部子育て支援課	■担当係	保育係
■評価事業名称	地域子育て支援センター事業		
■事業開始年度	平成11年度		
■評価事業コード	400700 - 076	■会計区分	一般会計
■総合計画での位置づけ	■政策	01 子育てと医療・福祉の充実した明るく健やかなまちづくり	
	■基本施策	01 子育て環境の充実	
	■施策	03 地域における子育て支援の推進	
■事業の類型	05 ソフト事業(任意)	■政策・業務区分	政策
■法令の根拠区分	法令に特に定めのないもの		
■法令等の名称	地域子育て支援センター事業実施要綱		
■関連計画の名称	子ども・子育て支援事業計画		
■事業の目的と概要	育児についての相談指導等を行うことにより、家庭における子育てを支援することを目的とする。親子で遊べるスペースの提供(あそびの広場)、園庭開放、育児相談、育児講座、子育てサークル支援等。		

2. 細事業の活動実績情報

細事業コード	細事業名称	事業の対象	平成27年度事業計画	平成27年度事業量実績
01	大通り保育園 地域子育て支援センター事業	就学前児童及びその保護者		利用延べ人数11,060人(4,942世帯)
02	江釣子保育園 地域子育て支援センター事業	就学前児童及びその保護者		利用延べ人数15,739人(2,039世帯)
03	地域子育て支援センター事業(委託)	親子		利用延べ人数 おにやなぎ延べ3,565人、ときわだい延べ5,640人

3. 投入コスト情報

(単位:千円)

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	備考
直接事業費	21,470	21,577	21,590	20,051	
人件費	9,048	8,626	6,921	7,447	
その他(公債費・減価償却費等)					
フルコスト	30,518	30,203	28,511	27,498	

4. 評価指標等の状況

事務事業事後評価シート[平成27年度事業]

指標 コード	指標名	24年度	25年度	26年度	27年度	指標の説明
01	育児講座開催回数、園庭開放開催回数、遊びの広場開催回数 子育て喫茶開催回数	593日	593日	593日	593日	大通り、江釣子支援センター各事業実施日数
03	年間延育児講座、園庭開放、遊びの広場利用保護者及び児童数	6,296組	7,522組	8,289組	6,981組	大通り、江釣子支援センターの延利用世帯数の計
04	広場開放等1日当たりコスト	38.7千円	50.9千円	48.1千円	46.4千円	フルコスト/事業実施日数

5. 事後評価(「政策」事業類型5・6のみ)

■目標達成状況 ☐ A. 順調 ☐ B. 概ね順調 ☐ C. 遅れている	達成状況の分析 家庭で乳幼児を保育している保護者にとって、同世代の子をもつ保護者との交流の場、また育児の不安を相談できる場として機能しており、多くの利用がある。	問題点・課題等 利用者が増えすぎると駐車場が不足したり、遊びの広場で子ども同士の接触などトラブルが増加する
1. 直接的な受益者の範囲 ☐ 不特定多数に及ぶ ☐ 特定されるが多数に及ぶ ☐ 特定少数に限定される	2. 事業廃止の影響 ☐ 大きな不利益やリスクが生じる ☒ ある程度の不利益やリスクが生じる ☐ 不利益やリスクは小さい	3. 国・県・民間との競合関係の有無 ☐ 類似の事業はない ☒ 類似の事業はあるが競合はない ☐ 類似の事業があり競合する
4. 事業へのニーズの変化 ☐ ニーズが高まっている ☒ ニーズは変わらない ☐ ニーズが低下している又は合致しない	5. 施策の改善需要度(市民意識調査) ☒ 順位が高い ☐ 順位が中程度 ☐ 順位が低い	6. 施策の優先度(市民意識調査) ☒ 順位が高い ☐ 順位が中程度 ☐ 順位が低い
7. 他市町村に比較しての優位性 ☐ 先進的またはユニークな事業である ☒ 他と同程度の事業である ☐ 遅れている事業である	8. 実施主体の代替性 ☐ 民間委託等の拡充は難しい ☒ 民間委託等の拡充が十分に可能 ☐ 全部委託や実施主体の移行が可能	9. 経済性・効率性の向上 ☒ 今以上の効率化や改善は難しい ☐ 効率化や改善を図ることは十分に可能 ☐ 効率化や改善の余地が大きい
■事業の見直し方策		■今後の方向性 ☐ I. 拡充 ☐ IV. 廃止・休止 ☒ II. 継続 ☐ V. 完了 ☐ III. 縮小

事務事業事後評価シート[平成27年度事業]

1. 基本情報

■事業の担当課	教育部子育て支援課	■担当係	保育係
■評価事業名称	子育て支援コンシェルジュ設置事業		
■事業開始年度	平成27年度		
■評価事業コード	400700 - 418	■会計区分	一般会計
■総合計画での 位置づけ	■政策	01 子育てと医療・福祉の充実した明るく健やかなまちづくり	
	■基本施策	01 子育て環境の充実	
	■施策	03 地域における子育て支援の推進	
■事業の類型	05 ソフト事業(任意)	■政策・業務区分	政策
■法令の根拠区分	法令に特に定めのないもの		
■法令等の名称			
■関連計画の名称	子ども・子育て支援事業計画		
■事業の 目的と概要	子育て支援世代に対し、新制度における特定教育・保育施設の利用案内、地域子ども・子育て支援事業等子育て全般に関わる情報を提供する。		

2. 細事業の活動実績情報

細事業 コード	細事業 名称	事業の対象	平成 27 年度事業計画	平成 27 年度事業量実績
01	子育て支援コ ンシェルジュ 設置事業	就学前児童及 びその保護者	○非常勤職員1名配置	○非常勤職員1名配置

3. 投入コスト情報

(単位:千円)

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	備考
直接事業費				1,956	
人件費				670	
その他(公債費・ 減価償却費等)					
フルコスト				2,626	

4. 評価指標等の状況

事務事業事後評価シート[平成27年度事業]

5. 事後評価(「政策」事業類型5・6のみ)

■目標達成状況

- ☐ A. 順調
- ☒ B. 概ね順調
- ☐ C. 遅れている

達成状況の分析

27年度上半期において、子育て支援コンシェルジュの育成に取り組み、下半期には相談等業務を開始した

問題点・課題等

相談のなかで家庭の保育ニーズを把握しても、保育所等に空きがなく、代替となる一時預かり等も定員が少ないため、保育サービスの申込支援にとどまり提供まで支援できないケースが多い。コンシェルジュは地域の実情を把握しなければならないため、育成期間が必要

1. 直接的な受益者の範囲

- ☐ 不特定多数に及ぶ
- ☐ 特定されるが多数に及ぶ
- ☒ 特定少数に限定される

2. 事業廃止の影響

- ☐ 大きな不利益やリスクが生じる
- ☒ ある程度の不利益やリスクが生じる
- ☐ 不利益やリスクは小さい

3. 国・県・民間との競合関係の有無

- ☒ 類似の事業はない
- ☐ 類似の事業はあるが競合はない
- ☐ 類似の事業があり競合する

4. 事業へのニーズの変化

- ☒ ニーズが高まっている
- ☐ ニーズは変わらない
- ☐ ニーズが低下している又は合致しない

5. 施策の改善需要度(市民意識調査)

- ☒ 順位が高い
- ☐ 順位が中程度
- ☐ 順位が低い

6. 施策の優先度(市民意識調査)

- ☒ 順位が高い
- ☐ 順位が中程度
- ☐ 順位が低い

7. 他市町村に比較しての優位性

- ☐ 先進的またはユニークな事業である
- ☒ 他と同程度の事業である
- ☐ 遅れている事業である

8. 実施主体の代替性

- ☐ 民間委託等の拡充は難しい
- ☒ 民間委託等の拡充が十分に可能
- ☐ 全部委託や実施主体の移行が可能

9. 経済性・効率性の向上

- ☒ 今以上の効率化や改善は難しい
- ☐ 効率化や改善を図ることは十分に可能
- ☐ 効率化や改善の余地が大きい

■事業の見直し方策

■今後の方向性

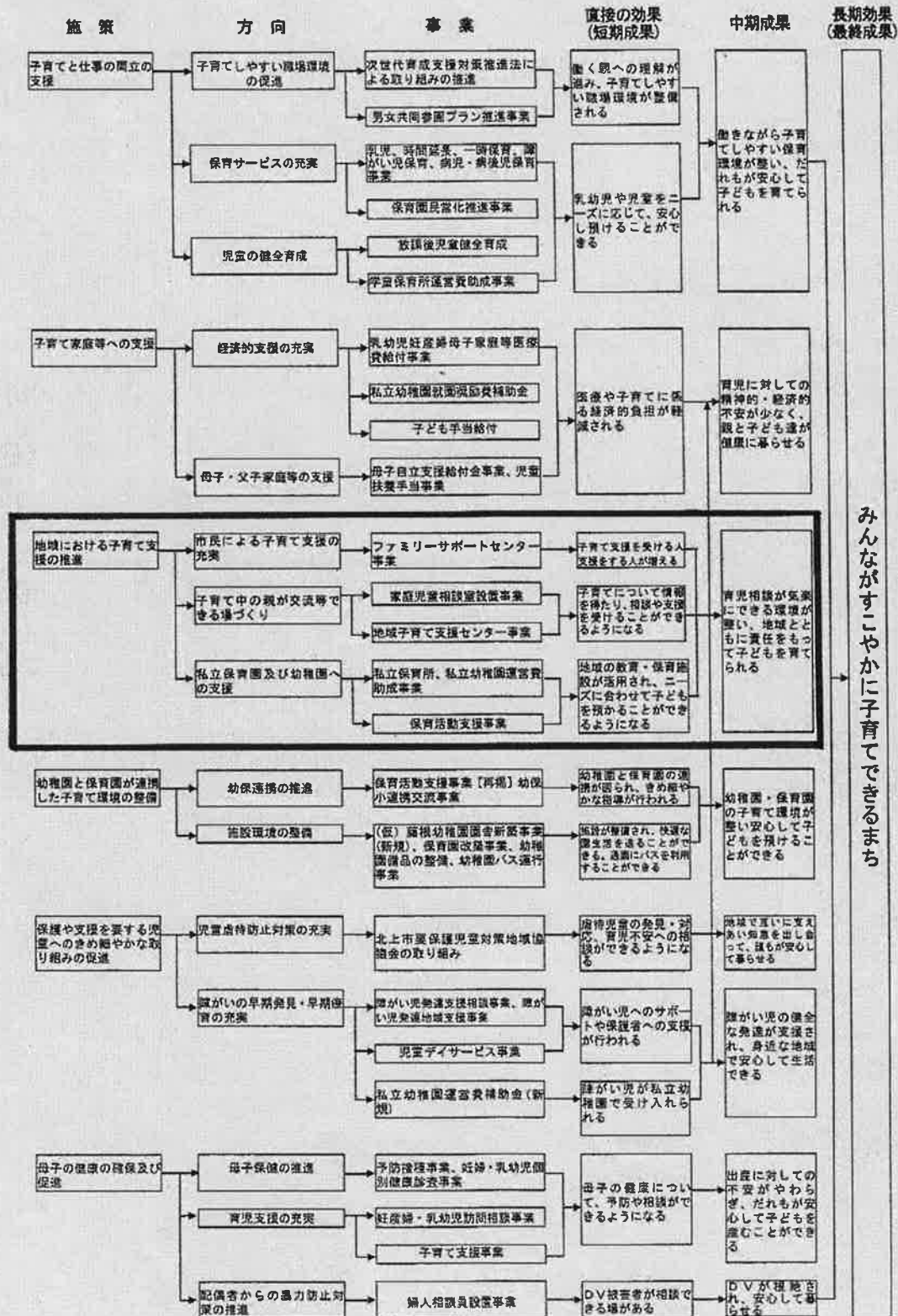
- ☐ I. 拡充
- ☒ II. 継続
- ☐ III. 縮小
- ☐ IV. 廃止・休止
- ☐ V. 完了

ロジックモデル

※ ロジックモデルとは、それぞれの施策がその目的を達成し、成果を上げるまでのプロセスを論理的に説明（検証）するためのツールです。

政策の基本目標 1 子育てと医療・福祉の充実した明るく健やかなまち

◆基本施策 1-1 子育て環境の充実



外部評価シート（施策・事務事業）

■ 1. 対象施策

施策名	介護予防の推進と介護サービスの充実			担当部
				保健福祉部
総合計画での 位置づけ	政 策	01	子育てと医療・福祉の充実した明るく健やかなまちづくり	
	基本施策	02	高齢者や障がい者などの自立した生活への支援	
	施 策	01	介護予防の推進と介護サービスの充実	
総合計画における 施 策 の 方 針	高齢者がいきいきとした生活が送られるよう、介護予防を推進するとともに、介護保険サービスの提供基盤の整備と質的な向上を図ります。また、寝たきり高齢者などの介護を続ける家族の負担軽減を図るための支援を充実します。			

■ 2. 施策評価（政策評価委員会の評価）

【施策の成果が明確に定義されているか】

施策評価（内部評価）シートの記載内容	
【成果の定義】	介護予防の推進により要介護認定者の増加が抑制されているとともに、要介護状態になった場合に充実した介護サービスが受けられている。
政策評価委員会の評価	
委員の指摘事項	☒ A 適切 ☐ B 概ね適切／一部見直しが必要 ☐ C 一層の努力が必要／かなりの見直しが必要 ☐ D 不適切／抜本的な見直しが必要
	(1) ロジックモデルの中期成果「高齢者が身体的・精神的に健康で安心した生活を送り続けることができる」に向けた介護予防と介護サービスの提供に関する内容として、対応している。

【評価指標の設定は適切か】

施策評価（内部評価）シートの記載内容	
【評価指標】 指標No. 1 __ 特別養護老人ホームの待機者数 指標No. 2 __ 要介護認定率 指標No. 3 __ 介護サービスに満足している高齢者の割合	
政策評価委員会の評価	
委員の指摘事項	☐ A 適切 ☒ B 概ね適切／一部見直しが必要 ☐ C 一層の努力が必要／かなりの見直しが必要 ☐ D 不適切／抜本的な見直しが必要
	(1) 介護予防の推進は、身体的・精神的に健康な状態の維持を目指すものとして取り組まれるものと思われ、その成果を示す指標が、要介護認定率だけでよいのか、健康維持の面を把握する指標について検討の余地があると考え。 (2) 介護予防事業の効果測定のためのよりダイレクトな指標として、「介護予防事業による老人の心身能力の向上」を検討してほしい。

【成果達成状況の要因考察や課題の把握は適切か】

施策評価（内部評価）シートの記載内容	
【成果達成状況の分析（H27 最終年度）】 やや遅れている	
【要因考察__外部環境】 ①常時介護を必要とする高齢者や認知症高齢者が増加しているため、特別養護老人ホームの入居待機者が増加しているが、特別養護老人ホーム整備への応募事業所がなく進んでいない。 ②介護人材の不足により、特別養護老人ホーム等介護事業所の運営に支障が出ているほか、新規参入が難しくなっている。 ③少子高齢社会の進展により、高齢者の割合（高齢化率）が年々上昇している。 ④認知症予防など介護予防ニーズが高まっている。	
【要因考察__内部要因】 ①第6期介護保険事業計画（H27～H29）に基づき、地域密着型介護サービス（認知症グループホーム1か所、小規模多機能ホーム1か所）を整備した。 ②要介護認定率を減らすため、介護予防事業（一次予防、二次予防）の充実・強化を図っているが、認知症予防などの取組が不足している。	
【課題及び改善を要する事項】 ①介護サービスの種別やその利用者が aumentando ため、介護給付費の財政負担や介護保険料の市民負担が上昇している。 ②寿命が伸びたことにより、虚弱な高齢者が増加しているが、日常生活を支援する仕組みがない。 ③認知症高齢者が増加しており、認知症に対する家族や地域住民の理解が進んでいない。また、地域での受け皿（サロンやカフェ等）も少ない。 ④高齢者世帯が増加し、老老介護や認知介護などの社会問題が表面化している。 ⑤介護福祉士養成校の定員割れの状態が続き、介護人材不足による事業者の危機感が増している。	

政策評価委員会の評価

- ☐ A 適切
☒ B 概ね適切／一部見直しが必要
☐ C 一層の努力が必要／かなりの見直しが必要
☐ D 不適切／抜本的な見直しが必要

委員の指摘事項

- (1) 介護サービスへの満足度が目標値を上回る伸びを見せた理由の分析がなされていない。
 (2) 「現在の課題及び改善を要する事項」項目①の財政負担や市民負担の問題について、要因考察で触れられていない。
 (3) 課題・改善事項が要因考察を踏まえた内容になっていない。例えば、介護給付費の財政負担や介護保険料の市民負担が上昇するためサービスを充実させることができないのなら、要因考察に記述すべきである。
 (4) 成果達成状況の要因分析において、介護予防事業に関する分析が、認知症予防などの取り組み不足という記述にとどまっており、課題・改善策に結びつく内容となっておらず、今後の展望で具体策を示すものとなっていない。
 (5) 介護予防事業について、もっと具体的な記述がほしい。
 (6) 特養の待機者数の実績が目標よりも多い要因として、特養の整備が人材不足により進まないことが記述されているが、他にも、在宅介護が困難である（24時間対応の在宅サービスが少ない）こと、民間施設の整備が十分に進まないこともあるようなので、これらも記述してほしかった。
 (7) 介護人材の不足に対するこれまでの対策とその評価を記述してほしかった。
 (8) 要介護認定率の上昇の内部要因として、②認知症予防などの取組が不足していることが挙げられ、認知症の人を早期発見するシステムがないという説明があったが、そのような意味であれば要介護認定率は実態よりも低くなるので、上昇の要因考察としては説得力がない。
 (9) 外部要因④認知症の予防策として他地域（高齢化率など同質の地域）の事例調査を行い、導入を検討する必要がある。

【市の今後の方針は適切か】

施策評価（内部評価）シートの記載内容

【今後の展望】

- ①介護予防・日常生活支援総合事業への移行により、早期の介護予防と生活支援体制の整備を進め、介護費用の節減を図っていく。
 ②地域包括支援センターを拠点とした地域包括ケアシステムづくりを進め、地域での支え合い体制を構築していく。
 ③医療、介護、地域など多職種が連携して、認知症高齢者の早期発見、早期対応のケア体制を構築していくほか、地域での受け皿設置に向けた支援を行っていく。
 ④介護者の負担軽減が図れるよう、レスパイト機能を備えた地域包括ケア病床や小規模多機能ホームなどの基盤整備を進めていく。
 ⑤介護福祉士養成校の入学者が増加するよう支援するとともに、離職者、障害者、高齢者等人材確保のすそ野を広げていく。

政策評価委員会の評価	
委員の指摘事項	☐ A 適切 ☒ B 概ね適切／一部見直しが必要 ☐ C 一層の努力が必要／かなりの見直しが必要 ☐ D 不適切／抜本的な見直しが必要
	(1) 「今後の展望」の①～⑤のそれぞれが、個々の事業のどの部分に関するものなのかをわかりやすく示した方がよい。 (2) 地域包括ケアシステムづくりに関しては、より上位の概念として位置付け、地域での支え合い体制の構築に向けて、より具体的な内容を示すべきと考える。 (3) 課題・改善事項とは対応しているが、課題・改善事項が要因考察を踏まえたものになっていないため、今後の方針も要因考察を踏まえたものになっていない。 (4) 具体的に記述してほしい箇所があった。（認知症高齢者の早期発見・早期対応のシステム、介護福祉士養成校の入学者が増加するような支援、卒業後に市内で勤務するための方法、人材確保のすそ野を広げる方法。） (5) 根本的には特別養護老人ホームの施設整備が進まない限り、高齢者や家族の環境は改善されない。施設整備に向けた一層の取り組みに関する記述がほしい。 (6) 介護サービスの種類についての広報活動（お知らせ）を検討した方がよい。 (7) 介護サービスの充実の一部として緊急時の対応策について検討し記述をしてほしい。

■ 3. 施策評価総括意見

政策評価委員会の評価	
総括意見	(1) 事業の構成について「適切」とあるが、そうした結論に至る考察がほしい。 (2) 介護保険制度の下での事業実施が中心となっていることは理解できるが、中期成果「高齢者が身体的・精神的に健康で安心した生活を送り続けることができる」に向けて、全体を俯瞰する視点（姿勢）について、より重視してほしいと感じる。 (3) 地域包括ケアに関する施策を別に設定し、目指す状態にどこまで近づいているかを評価した方がよいのではないか。 (4) 特別養護老人ホームの施設整備がなかなか進まない反面、施策の全てを立ち上がったばかりの地域包括支援センターに期待している感がある。 (5) 市民ニーズの高い予防対策については、もっと具体的に事業を記述すべきである。 (6) 介護福祉士養成校への補助金を継続して実施してほしい。 (7) 人材不足対策として特に日本とインドネシア、フィリピン及びベトナムとの間で締結されたEPA（経済連携協定）に基づく外国人看護師・介護福祉士の受け入れなども検討してみてもどうか。 (8) 介護福祉士養成校の入学増加を目的とした補助金（平成29年度から交付）は、市内の事業所への就職を希望する者を対象としており、それを確約することや、市内の事業所に就職しなかった場合に補助金を返還することを求めない予定であるため、市内の事業所への就職・定着につながったかどうかを今後検証する必要がある。

■ 4. 事務事業評価

事務事業名	在宅医療介護連携促進事業	担当部課名	保健福祉部長寿介護課
項目	評価		
事務事業評価シート の記載内容に対 する評価	☐ A 適切 ☐ B 概ね適切／一部見直しが必要 ☒ C 一層の努力が必要／かなりの見直しが必要 ☐ D 不適切／抜本的な見直しが必要		
	委員の指摘事項		
	(1) 未記入の欄が多い。 (2) 事業の目的と概要が分かりにくい。目的が大きすぎ、また、事業名だけが記載されている。 (3) 何が目的かが不明である。 (4) 評価指標として、在宅療養者数の実績値の記載が無い。 (5) 評価指標等の状況について、指標の数値がない。また、指標の「在宅療養者数」は、「細事業の活動実績情報」に記載されているような活動だけで短期的に改善できるものではないので、別の指標に置き換えるべきである。（例えば、連携拠点の設置など。） (6) 「事業の見直し方策」が空欄となっている。 (7) アウトプット、アウトカムが不明である。 (8) 協議会（会議）、研修会、視察が中心となっており、拠点を設置したことの意味、効果などが分かりにくい印象である。 (9) 在宅医療介護連携拠点の設置ができ、体制整備はできた。今後利用者への実情に合わせた医療介護の体制を明確にできるように記載すべきである。		
事務事業の改善に 関する意見	(1) 問題点・課題等には、今後、「実態把握し、課題を明らかにする」と記載されているが、そこから方針が整理され事業が組み立てられるものと思われることから、実態把握は急務である。研修の成果、体制整備の効果など、いずれも不明である。 (2) 地域の在宅医療のニーズ調査を実施し、実態把握をする必要がある。		

事務事業名	地域包括ケアシステム構築事業	担当部課名	保健福祉部長寿介護課
項目	評価		
事務事業評価シート の記載内容に対 する評価	☐ A 適切 ☐ B 概ね適切／一部見直しが必要 ☒ C 一層の努力が必要／かなりの見直しが必要 ☐ D 不適切／抜本的な見直しが必要		
	委員の指摘事項		
	(1) 未記入の欄が多い (2) 事業の目的と概要が分かりにくい。目的が大きすぎであり、また、事業の内容が記載されていない。 (3) 何が目標か不明である。 (4) 評価指標等の状況について、指標がない。例えば、勉強会の参加者数や理解度など。 (5) 達成状況の分析について、講演会やワーキンググループの目的は何か、それをど		

	こまで達成したのかが分からない。 (6) 講演会 1 回、ワーキンググループ 1 回、それぞれ開催されているが、どんな成果があったのか。参加者数、理解度はどの程度か、記載が必要と考える。 (7) 「事業の見直し方策」が空欄となっている。 (8) アウトプット、アウトカムが不明である。 (9) 平成27年度は事業実施のための準備段階であり、講演会開催 1 回、ワーキンググループ開催 1 回しか実績がない。このような状態では、そもそも事務事業の評価をすることはできない。 (10) 事業はよいが、事業実施への移行計画の検討をする必要がある。
事務事業の改善に関する意見	(1) 地域包括ケアシステム構築事業という事務事業の名称について、上位概念であることから、見直しが必要と考える。 (2) 今後の方向性が「Ⅰ. 拡充」とされているが、講演会、ワーキンググループ会議の回数を増やすことになるのか、事業目的と照らし合わせ、それでよいか十分に検討する必要がある。 (3) 地域包括ケアシステム事業計画は今後の高齢化社会に向け良い内容である。しかし、移行計画が明確になっていないため、関係各位への周知など綿密な計画策定を検討する必要がある。

事務事業名	社会福祉法人利用者負担軽減制度事業補助金	担当部課名	保健福祉部長寿介護課
項目	評価		
事務事業評価シート の記載内容に対する評価	☐ A 適切 ☒ B 概ね適切／一部見直しが必要 ☐ C 一層の努力が必要／かなりの見直しが必要 ☐ D 不適切／抜本的な見直しが必要		
	委員の指摘事項		
	(1) 目標が不明である。 (2) この補助金が低所得者の経済的負担軽減に寄与しているものと思われるが、達成状況の分析からは十分なのかどうか読み取れない。 (3) 問題点・課題等の記載がない。 (4) 「事業の見直し方策」の内容について、何を見直すかが不明である。 (5) 事業自体が分かりにくい。（「事務事業の改善に関する意見」のとおり。）そのため、事業の目的・概要や評価指標も分かりにくい。 (6) 低所得者への経済的負担の軽減処置として良い。継続してほしい。		
事務事業の改善に関する意見	(1) 補助額は年々下がっているが、「4. 事業ニーズの変化」については、「ニーズは代わらない」とされている状況である。実際のニーズがどの程度あり、この補助金が十分に対応しているものなのか、判断が出来る内容が読み取れない。 (2) 低所得者の経済的負担の軽減の対象が、一部の法人（岩手県・北上市に申出している社会福祉法人）の在宅サービスの利用者に限られ、その他の法人（申出していない社会福祉法人、営利法人）の在宅サービスや施設サービスの利用者が対象から除外されている理由がわからない。低所得者全体を経済的負担の軽減の対象とし、そのための事業を設定して、当事業はそれを構成する細事業と位置付ける方がよいのではないか。 (3) 実施団体を増やすように、普及活動（お知らせ）することを検討する必要がある。		

政策体系コード	01 - 02 - 01
施策名	介護予防の推進と介護サービスの充実

政策統括監 保健福祉部長

◆総合計画での位置づけ

政策	子育てと医療・福祉の充実した明るく健やかなまちづくり
基本施策	高齢者や障がい者などの自立した生活への支援
施策	介護予防の推進と介護サービスの充実

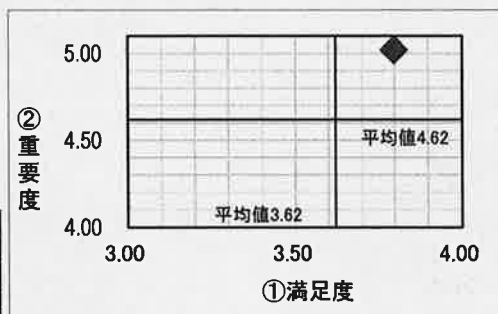
◆総合計画基本計画における施策の方針

高齢者がいきいきとした生活が送られるよう、介護予防を推進するとともに、介護保険サービスの提供基盤の整備と質的な向上を図ります。また、寝たきり高齢者などの介護を続ける家族の負担軽減を図るための支援を充実します。

◆市民意識調査結果（H26年度実施）基本施策単位のアンケート

設問	「高齢者や障がい者などの自立した生活への支援」についてうかがいます。
説明	高齢者や障がい者などの方々々が住み慣れた地域で安心して自立した生活が送れるよう、介護予防の推進や高齢者の社会参加促進や障がい者の自立への対策、介護サービスなど社会保障制度の適正な運営を図り、暮らしやすい環境づくりに取り組んでいます。
事業例	・介護予防・ふれあいデイサービスなどでの転倒予防や認知症の予防教室の開催 ・各種支援・日常生活用具の助成、就労支援、介護用品の支給、心身障がい者への医療費助成 ・緊急時の支援・市役所や消防への通報装置の貸出

調査項目	算出値	順位
①満足度	3.80	22 /30
②重要度	5.02	1 /30
③優先度	35.83	2 /30
④改善重要度	1.22	2 /30



上記調査の満足度に関する主な理由（自由記述）

介護支援者の充実と報酬の引き上げをし、ヘルパーさんも含む支援を願います。
使えるサービスを知らない市民が多いと思う。
これから高齢になるので、色々な情報をたくさん知りたい。

◆施策の成果達成状況

施策における成果の定義		介護予防の推進により要介護認定者の増加が抑制されているとともに、要介護状態になった場合に充実した介護サービスが受けられている。						
No.	指標名	指標に関する説明 (把握方法・算定式・単位等)	指標の実績値			目標値(下段:達成率)		指標重要度
			H20 (基準年度)	H26	H27	中間目標 (H25)	最終目標 (H27)	
1	※ 特別養護老人ホームの待機者数	在宅の特別養護老人ホーム入所希望者で早期入所が必要とされる者	51人	111人	77人	70人以内	65人以内	40%
2	要介護認定率	3月末時点の全ての要介護認定者を65歳以上の高齢者人口で除したもの	16.4%	18.38%	18.57%	18.0%以内	18.0%以内	45%
3	介護サービスに満足している高齢者の割合	介護保険事業計画を策定する際に要介護認定者に対し実施したのアンケート結果	65.2%	72.2%	—	68.6%	70.0%	15%
4								%
5								%
6								%

※印の指標は総合計画(基本計画)に記載していないもの。★印は後期計画反映として目標未設定のもの。

◆成果達成状況の分析

最終年度の 達成状況	1.順調	理由(上段:指標に基づくもの、下段:その他)
	2.概ね順調	
	3.やや遅れている	
	4.遅れている	

・指標1において、特養ホームの待機者数は、第6期介護保険事業計画(H27～H29)の地域密着型施設の整備が進んだため減少したが、達成には至らなかった。
 ・指標2において、要介護認定率はわずかな上昇にとどまったものの目標値を達成できなかった。
 ・介護サービスへの満足度は目標値を上回る伸びを見せ、上昇した。

◆コストの把握

(単位:千円)

投 入 コ ス ト	種 類	H25	H26	H27
	直接事業費(a)	6,368,290	6,813,456	7,186,031
	人件費(b)	84,441	80,205	95,989
	公債費・減価償却費等(c)			
	フルコスト(a+b+c)	6,452,731	6,893,661	7,282,020
	うち「業務」事業費	6,442,566	6,888,381	7,265,028
	うち「政策」事業費	10,165	5,280	16,992

◆成果達成状況の要因考察

外部環境(市を取り巻く環境の要因: 市民ニーズ、社会経済情勢等の視点)	内部要因(施策実施過程の要因: 財務、職員、組織等の視点)
①常時介護を必要とする高齢者や認知症高齢者が増加しているため、特別養護老人ホームの入居待機者が増加しているが、特別養護老人ホーム整備への応募事業所がなく進んでいない。 ②介護人材の不足により、特別養護老人ホーム等介護事業所の運営に支障が出ているほか、新規参入が難しくなっている。 ③少子高齢社会の進展により、高齢者の割合(高齢化率)が年々上昇している。 ④認知症予防など介護予防ニーズが高まっている。	①第6期介護保険事業計画(H27～H29)に基づき、地域密着型介護サービス(認知症グループホーム1か所、小規模多機能ホーム1か所)を整備した。 ②要介護認定率を減らすため、介護予防事業(一次予防、二次予防)の充実・強化を図っているが、認知症予防などの取組が不足している。

◆現在の課題及び改善を要する事項

①介護サービスの種別やその利用者が増えているため、介護給付費の財政負担や介護保険料の市民負担が上昇している。 ②寿命が伸びたことにより、虚弱な高齢者が増加しているが、日常生活を支援する仕組みがない。 ③認知症高齢者が増加しており、認知症に対する家族や地域住民の理解が進んでいない。また、地域での受け皿(サロンやカフェ等)も少ない。 ④高齢者世帯が増加し、老老介護や認知介護などの社会問題が表面化している。 ⑤介護福祉士養成校の定員割れの状態が続き、介護人材不足による事業者の危機感が増している。

◆今後の展望(施策展開、事務事業の見直し等)

①介護予防・日常生活支援総合事業への移行により、早期の介護予防と生活支援体制の整備を進め、介護費用の節減を図っていく。 ②地域包括支援センターを拠点とした地域包括ケアシステムづくりを進め、地域での支え合い体制を構築していく。 ③医療、介護、地域など多職種が連携して、認知症高齢者の早期発見、早期対応のケア体制を構築していくほか、地域での受け皿設置に向けた支援を行っていく。 ④介護者の負担軽減が図れるよう、レスパイト機能を備えた地域包括ケア病床や小規模多機能ホームなどの基盤整備を進めていく。 ⑤介護福祉士養成校の入学者が増加するよう支援するとともに、離職者、障害者、高齢者等人材確保のすそ野を広げていく。

◆施策構成事務事業

事務事業名称 (評価事業)	会計 区分	事業 区分	担当課	事業費 (千円)	事後評価結果		貢献度
					目標達成状況	方向性	

徴収事務(介護)	介護	業務	収納課	11,671	-	-	-
納付管理事務(介護)	介護	業務	収納課	435	-	-	-
地域密着型サービス事業	介護	業務	長寿介護課	1,046,179	-	-	-
介護保険料賦課徴収業務	介護	業務	長寿介護課	13,671	-	-	-
介護保険料滞納対策業務	介護	業務	長寿介護課	149	-	-	-
介護保険被保険者証交付業務	介護	業務	長寿介護課	13,909	-	-	-
介護保険普及制度啓発事業	介護	業務	長寿介護課	467	-	-	-
介護保険料特別徴収各種情報処理業務	介護	業務	長寿介護課	1,002	-	-	-
介護保険運営協議会業務	介護	業務	長寿介護課	2,044	-	-	-
介護保険認定審査会業務	介護	業務	長寿介護課	28,805	-	-	-
介護保険認定調査業務	介護	業務	長寿介護課	55,964	-	-	-
介護保険給付事業(施設介護)	介護	業務	長寿介護課	2,514,902	-	-	-
介護保険給付業務(居宅介護)	介護	業務	長寿介護課	3,006,660	-	-	-
介護保険給付業務(介護予防)	介護	業務	長寿介護課	289,213	-	-	-
介護保険給付業務(高額介護サービス費)	介護	業務	長寿介護課	133,791	-	-	-
介護保険給付業務(審査支払手数料)	介護	業務	長寿介護課	9,347	-	-	-
二次予防事業	介護	業務	長寿介護課	12,124	-	-	-
一次予防事業	介護	業務	長寿介護課	24,640	-	-	-
介護予防ケアマネジメント事業	介護	業務	長寿介護課	62,471	-	-	-
総合相談支援事業	介護	業務	長寿介護課	4,739	-	-	-
権利擁護事業	介護	業務	長寿介護課	6,782	-	-	-
包括的・継続的マネジメント事業	介護	業務	長寿介護課	9,356	-	-	-
介護給付等費用適正化事業	介護	業務	長寿介護課	2,495	-	-	-
家族介護支援事業	介護	業務	長寿介護課	6,111	-	-	-
成年後見制度利用支援事業(介護)	介護	業務	長寿介護課	146	-	-	-
地域自立生活支援事業	介護	業務	長寿介護課	7,881	-	-	-
認定審査会共同設置負担金返還金	介護	業務	長寿介護課	74	-	-	-
県スポーツ大会参加、市スポーツ大会開催事業	一般	政策	長寿介護課	989	概ね順調	継続	低
在宅医療介護連携促進事業	一般	政策	長寿介護課	11,154	順調	拡充	高
地域包括ケアシステム構築事業	一般	政策	長寿介護課	2,626	遅れている	拡充	中
社会福祉法人利用者負担軽減制度事業補助金	一般	政策	長寿介護課	2,223	概ね順調	継続	中
合 計				7,282,020	(千円)		

※貢献度は、施策を構成する「政策」系事業の中で相対評価します。

※目標達成状況は、事務事業(類型5・6)の目標達成状況について、「順調」「概ね順調」「遅れている」の3つの視点で評価します。

※方向性は、事務事業(類型5・6)の今後の方向性について、「拡充」「継続」「縮小・要改善」「民間活用・協働事業化」「廃止・休止」「完了」の6つの視点で評価します。

◆施策を実現するために事務事業が適切に構成されているか／見直すべきものはないか

適切に構成されている

事務事業事後評価シート[平成27年度事業]

1. 基本情報

■事業の担当課	保健福祉部長寿介護課		■担当係	包括支援係
■評価事業名称	在宅医療介護連携促進事業			
■事業開始年度				
■評価事業コード	043100 - 326	■会計区分	一般会計	
■総合計画での位置づけ	■政策	01 子育てと医療・福祉の充実した明るく健やかなまちづくり		
	■基本施策	02 高齢者や障がい者などの自立した生活への支援		
	■施策	01 介護予防の推進と介護サービスの充実		
■事業の類型	05 ソフト事業(任意)		■政策・業務区分	政策
■法令の根拠区分	法令に特に定めのないもの			
■法令等の名称				
■関連計画の名称				
■事業の目的と概要	医療介護等関係職種が連携し、地域の実情に合わせた在宅における医療介護の提供体制を構築し、在宅療養者が安心して生活し続けられる体制を整備する。在宅医療介護連携コーディネート事業、在宅医療設備整備事業。			

2. 細事業の活動実績情報

細事業コード	細事業名称	事業の対象	平成27年度事業計画	平成27年度事業量実績
01	在宅医療介護連携促進事業	在宅療養者		在宅医療介護連携推進協議会3回開催 在宅医療講演会 ①150人参加②300人参加 ③職種連携研修会開催①56人②41人③53人参加 ④進地視察研修(埼玉県蓮田市、幸手市)17人参加 ⑤在宅医療介護連携拠点設置

3. 投入コスト情報

(単位:千円)

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	備考
直接事業費			190	7,580	
人件費				3,574	
その他(公債費・減価償却費等)					
フルコスト			190	11,154	

4. 評価指標等の状況

指標コード	指標名	24年度	25年度	26年度	27年度	指標の説明
	在宅療養者数					

事務事業事後評価シート[平成27年度事業]

5. 事後評価(「政策」事業類型5・6のみ)

■目標達成状況	達成状況の分析	問題点・課題等
☒ A. 順調 ☐ B. 概ね順調 ☐ C. 遅れている	在宅医療介護連携拠点を済生会に設置でき、改めて連携を推進する体制が整ったと考える。	今後連携拠点の相談体制の充実、PDCAにのっとり連携推進のため、関係者に丁寧に聞き取りを行い、実態を把握し、課題を明らかにする必要がある。
1. 直接的な受益者の範囲 ☐ 不特定多数に及ぶ ☒ 特定されるが多数に及ぶ ☐ 特定少数に限定される	2. 事業廃止の影響 ☐ 大きな不利益やリスクが生じる ☒ ある程度の不利益やリスクが生じる ☐ 不利益やリスクは小さい	3. 国・県・民間との競合関係の有無 ☒ 類似の事業はない ☐ 類似の事業はあるが競合はない ☐ 類似の事業があり競合する
4. 事業へのニーズの変化 ☒ ニーズが高まっている ☐ ニーズは変わらない ☐ ニーズが低下している又は合致しない	5. 施策の改善需要度(市民意識調査) ☒ 順位が高い ☐ 順位が中程度 ☐ 順位が低い	6. 施策の優先度(市民意識調査) ☒ 順位が高い ☐ 順位が中程度 ☐ 順位が低い
7. 他市町村に比較しての優位性 ☒ 先進的またはユニークな事業である ☐ 他と同程度の事業である ☐ 遅れている事業である	8. 実施主体の代替性 ☐ 民間委託等の拡充は難しい ☒ 民間委託等の拡充が十分に可能 ☐ 全部委託や実施主体の移行が可能	9. 経済性・効率性の向上 ☐ 今以上の効率化や改善は難しい ☒ 効率化や改善を図ることは十分に可能 ☐ 効率化や改善の余地が大きい
■事業の見直し方策 		■今後の方向性 ☒ I. 拡充 ☐ II. 継続 ☐ III. 縮小 ☐ IV. 廃止・休止 ☐ V. 完了

事務事業事後評価シート[平成27年度事業]

1. 基本情報

■事業の担当課	保健福祉部長寿介護課		■担当係	包括支援係
■評価事業名称	地域包括ケアシステム構築事業			
■事業開始年度				
■評価事業コード	043100 - 331	■会計区分	一般会計	
■総合計画での位置づけ	■政策	01 子育てと医療・福祉の充実した明るく健やかなまちづくり		
	■基本施策	02 高齢者や障がい者などの自立した生活への支援		
	■施策	01 介護予防の推進と介護サービスの充実		
■事業の類型	05 ソフト事業(任意)		■政策・業務区分	政策
■法令の根拠区分	法令に特に定めのないもの			
■法令等の名称				
■関連計画の名称				
■事業の目的と概要	「介護」、「医療」及び「予防」という専門的なサービスと、その前提としての「住まい」と「生活支援・福祉サービス」が相互に関係し、連携しながら在宅の生活を支える仕組みを作る。			

2. 細事業の活動実績情報

細事業コード	細事業名称	事業の対象	平成27年度事業計画	平成27年度事業量実績
01	地域包括ケアシステム構築事業			・介護予防日常生活支援総合事業実施に係る講演会開催(地域包括支援センター向け) 1回 ・総合事業移行のためのワーキンググループ開催 1回

3. 投入コスト情報

(単位:千円)

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	備考
直接事業費				94	
人件費				2,532	
その他(公債費・減価償却費等)					
フルコスト				2,626	

4. 評価指標等の状況

事務事業事後評価シート[平成27年度事業]

5. 事後評価(「政策」事業類型5・6のみ)

■目標達成状況	達成状況の分析	問題点・課題等
☐ A. 順調 ☐ B. 概ね順調 ☒ C. 遅れている	平成27年度は総合事業に特化してアドバイザーを招いての研修会や会議を計画していた。2回は実施したが、回数を多くして移行への道筋を明確にすることは可能であったと考える。	制度が大きく変化する中で、担当課と地域包括支援センターで移行後の事務について共通認識を作ることが課題
1. 直接的な受益者の範囲 ☐ 不特定多数に及ぶ ☒ 特定されるが多数に及ぶ ☐ 特定少数に限定される	2. 事業廃止の影響 ☒ 大きな不利益やリスクが生じる ☐ ある程度の不利益やリスクが生じる ☐ 不利益やリスクは小さい	3. 国・県・民間との競合関係の有無 ☒ 類似の事業はない ☐ 類似の事業はあるが競合はない ☐ 類似の事業があり競合する
4. 事業へのニーズの変化 ☒ ニーズが高まっている ☐ ニーズは変わらない ☐ ニーズが低下している又は合致しない	5. 施策の改善需要度(市民意識調査) ☒ 順位が高い ☐ 順位が中程度 ☐ 順位が低い	6. 施策の優先度(市民意識調査) ☒ 順位が高い ☐ 順位が中程度 ☐ 順位が低い
7. 他市町村に比較しての優位性 ☐ 先進的またはユニークな事業である ☒ 他と同程度の事業である ☐ 遅れている事業である	8. 実施主体の代替性 ☒ 民間委託等の拡充は難しい ☐ 民間委託等の拡充が十分に可能 ☐ 全部委託や実施主体の移行が可能	9. 経済性・効率性の向上 ☒ 今以上の効率化や改善は難しい ☐ 効率化や改善を図ることは十分に可能 ☐ 効率化や改善の余地が大きい
■事業の見直し方策 		■今後の方向性 ☒ I. 拡充 ☐ II. 継続 ☐ III. 縮小 ☐ IV. 廃止・休止 ☐ V. 完了

事務事業事後評価シート[平成27年度事業]

1. 基本情報

■事業の担当課	保健福祉部長寿介護課		■担当係	高齢福祉係
■評価事業名称	社会福祉法人利用者負担軽減制度事業補助金			
■事業開始年度	平成12年度			
■評価事業コード	043100 - 046	■会計区分	一般会計	
■総合計画での位置づけ	■政策	01 子育てと医療・福祉の充実した明るく健やかなまちづくり		
	■基本施策	02 高齢者や障がい者などの自立した生活への支援		
	■施策	01 介護予防の推進と介護サービスの充実		
■事業の類型	06 負担金・補助金(任意・ソフト事業)		■政策・業務区分	政策
■法令の根拠区分	法令に定めはあるが任意の自治事務			
■法令等の名称	北上市社会福祉法人利用者負担軽減制度事業補助金交付要綱			
■関連計画の名称	第6次北上市高齢者保健福祉計画			
■事業の目的と概要	低所得者の経済的負担が軽減され、在宅介護が継続できる。所得等の要件により軽減対象者の認定を行う。サービス利用料の軽減を行った社会福祉法人へ軽減額の一部を補助し、その補助額の4分の3を県に補助請求する。			

2. 細事業の活動実績情報

細事業コード	細事業名称	事業の対象	平成27年度事業計画	平成27年度事業量実績
01	社会福祉法人利用者負担軽減制度事業補助金	生活保護受給者及び市町村民税非課税世帯のうち要件を満たす要介護認定者、岩手県及び北上市に申出している社会福祉法人	3法人 対象者実数60人	2法人 対象者実数41人

3. 投入コスト情報

(単位:千円)

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	備考
直接事業費	1,425	1,254	1,053	883	
人件費	944	840	844	1,340	
その他(公債費・減価償却費等)					
フルコスト	2,369	2,094	1,897	2,223	

4. 評価指標等の状況

指標コード	指標名	24年度	25年度	26年度	27年度	指標の説明
01	対象者数	47人	62人	57人	41人	博愛会、立正会、和江会(光寿会、やすらぎ会)が軽減を実施している。

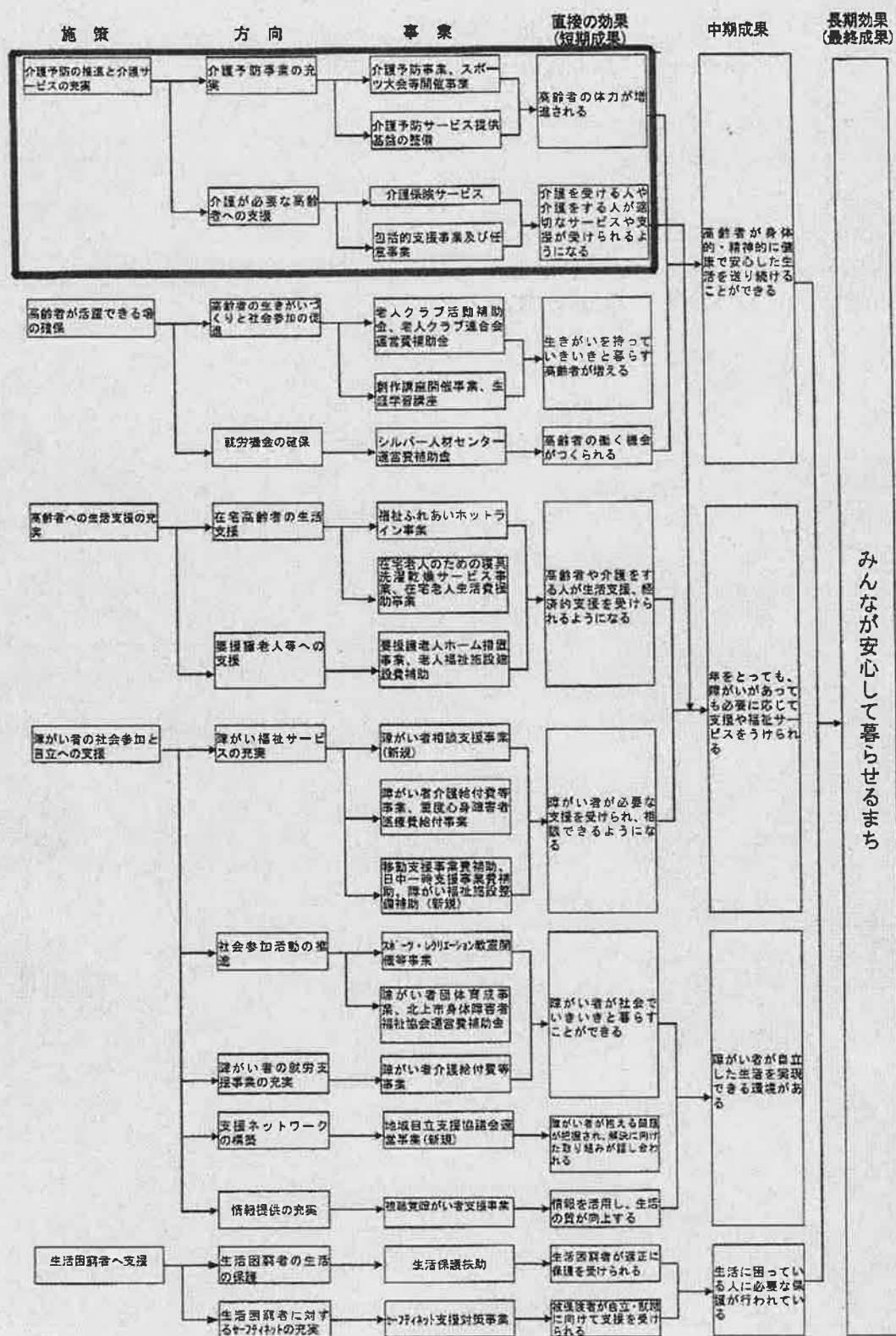
事務事業事後評価シート[平成27年度事業]

02	社会福祉法人への補助額	1,419千円	1,254千円	1,053千円	880千円	訪問介護、通所介護、介護福祉施設サービス、介護予防サービスが対象
----	-------------	---------	---------	---------	-------	----------------------------------

5. 事後評価(「政策」事業類型5・6のみ)

達成状況の分析		問題点・課題等
■目標達成状況 ☐ A. 順調 ☒ B. 概ね順調 ☐ C. 遅れている	市内5法人のうち、3法人が利用者負担軽減を実施。補助金の対象法人は2法人。	
1. 直接的な受益者の範囲 ☐ 不特定多数に及ぶ ☐ 特定されるが多数に及ぶ ☒ 特定少数に限定される	2. 事業廃止の影響 ☒ 大きな不利益やリスクが生じる ☐ ある程度の不利益やリスクが生じる ☐ 不利益やリスクは小さい	3. 国・県・民間との競合関係の有無 ☒ 類似の事業はない ☐ 類似の事業はあるが競合はない ☐ 類似の事業があり競合する
4. 事業へのニーズの変化 ☐ ニーズが高まっている ☒ ニーズは変わらない ☐ ニーズが低下している又は合致しない	5. 施策の改善需要度(市民意識調査) ☒ 順位が高い ☐ 順位が中程度 ☐ 順位が低い	6. 施策の優先度(市民意識調査) ☒ 順位が高い ☐ 順位が中程度 ☐ 順位が低い
7. 他市町村に比較しての優位性 ☐ 先進的またはユニークな事業である ☒ 他と同程度の事業である ☐ 遅れている事業である	8. 実施主体の代替性 ☒ 民間委託等の拡充は難しい ☐ 民間委託等の拡充が十分に可能 ☐ 全部委託や実施主体の移行が可能	9. 経済性・効率性の向上 ☒ 今以上の効率化や改善は難しい ☐ 効率化や改善を図ることは十分に可能 ☐ 効率化や改善の余地が大きい
■事業の見直し方策 国庫補助事業のため、実施する社会福祉法人があれば事業を継続する。		■今後の方向性 ☐ I. 拡充 ☒ II. 継続 ☐ III. 縮小 ☐ IV. 廃止・休止 ☐ V. 完了

◆基本施策1-2 高齢者や障がい者などの自立した生活への支援



外部評価シート（施策・事務事業）

■ 1. 対象施策

施策名	ごみの発生抑制			担当部
				生活環境部
総合計画での 位 置 づ け	政 策	04	美しい環境と心を守り育てるまちづくり	
	基本施策	02	資源循環型社会の形成	
	施 策	02	ごみの発生抑制	
総合計画における 施 策 の 方 針	エコショップ認定制度の活用、ごみ問題の情報提供などにより、ごみの発生抑制に向けた各販売店の取り組みを促進するとともに、ごみとなるものを買わない、ものを繰り返し利用するといったごみを出さないような生活様式を広めていきます。			

■ 2. 施策評価（政策評価委員会の評価）

【施策の成果が明確に定義されているか】

施策評価（内部評価）シートの記載内容	
【成果の定義】 ごみの減量に向け、市民・事業者による３Ｒ（発生抑制、再使用、再利用）の推進が図られている。	
政策評価委員会の評価	
委員の指摘事項	☐ A 適切 ☒ B 概ね適切／一部見直しが必要 ☐ C 一層の努力が必要／かなりの見直しが必要 ☐ D 不適切／抜本的な見直しが必要 (1) 中期成果に示された内容の「ごみの発生抑制」について施策の定義が一致している。ただし、３Ｒの内容、発生抑制、再使用、再利用について、定義や具体的な取り組みが記載不足な印象がある。 (2) 一般市民、事業所、行政関係と、対象別に成果、目標を提示した方がわかりやすい。（市民、事業者による３Ｒという記述を対象別にする方がよい。） (3) 成果の定義からリサイクルに関するものを除くべきである。基本計画における当施策の方針は「ごみとなるものを買わない、ものを繰り返し利用する」であり、また、本施策とは別に「リサイクルの推進」という施策がある。 (4) そもそもごみの発生抑制については、３Ｒのうち「再利用（再生利用）：リサイクル」は含まれない。実際にはリサイクルされる資源ごみも、ごみの排出量の中に含まれている。 (5) 「施策における成果の定義」において、再利用も含まれており、誤解を招く。

【評価指標の設定は適切か】

施策評価（内部評価）シートの記載内容	
【評価指標】 指標No. 1 __ ごみ総排出量 指標No. 2 __ 一人１日当たりのごみ排出量（家庭系ごみ） 指標No. 3 __ リサイクル率（店舗回収を除く） 指標No. 4 __ 事業系生ごみリサイクル量（t）	

政策評価委員会の評価	
委員の指摘事項	☐ A 適切 ☒ B 概ね適切／一部見直しが必要 ☐ C 一層の努力が必要／かなりの見直しが必要 ☐ D 不適切／抜本的な見直しが必要
	(1) リサイクル率やリサイクル量の指標については、「リサイクルの推進」の評価指標の方が適切ではないか。しかし、参考資料として設定するのは構わないと思われる。 (2) 指標No.3と4は、リサイクルに関するものなので、本施策の指標から除くべきである。 (3) リサイクル率は、本施策の評価指標として適切ではない。 (4) リサイクル率に関して、店舗回収分が把握されておらず、その増減傾向も不明なので、実態の全体像を示すものとなっていないと思われる。 (5) 今年度からの新項目の指標重要度について、指標No.1「ごみ総排出量」の「指標重要度」が40.0%になっている。これを、「家庭系ゴミ」と「事業系ゴミ」を合計しているのを別々にして指標重要度を記載した方が明確である。

【成果達成状況の要因考察や課題の把握は適切か】

施策評価（内部評価）シートの記載内容
【成果達成状況の分析（H27 最終年度）】 遅れている 【要因考察_外部環境】 ①社会情勢としては、人口は微減しているものの世帯数は増加しており、ごみの発生元が増えている。 ②事業系ごみについては、企業の進出や企業活動の活発化に比例して増加する傾向があり、事業系可燃ごみが前年度より増加した。 ③一人1日あたりのごみ排出量（家庭系と事業系を合わせた排出量、家庭系のみ排出量）は、県内14市の中で非常に低い水準である。 【要因考察_内部要因】 ①手数料化の実施による経済的動機により、平成21年度のごみ総量は、大幅に減少したが、震災以降、ごみ総量は横ばいで推移している一方、可燃ごみが増加している。 ②事業者に対して、事業系ごみの種類、分別、出し方についての情報提供やごみ減量の啓発等の周知が不足している。 ③現状値と著しくかい離した目標値設定。 【課題及び改善を要する事項】 ①事業系資源物に分類されるものも事業系可燃ごみや不燃ごみと混在して排出しているものと考えられる。 ②家庭系においても資源ごみ量が減少している中、可燃ごみが増えており、資源化できるごみが可燃ごみとして排出されているものと考えられる。 ③家庭ごみ手数料化に市民が慣れてしまい、ごみの減量や分別に対する意識が低下してきているものと考えられる。 ④目標値の再検証。

政策評価委員会の評価

- ☐ A 適切
☒ B 概ね適切／一部見直しが必要
☐ C 一層の努力が必要／かなりの見直しが必要
☐ D 不適切／抜本的な見直しが必要

委員の指摘事項

- (1) 内部要因③で「現状値と著しくかい離した目標値設定」とある。しかし、目標値を決定したのは行政であり、他人事のように書くのはいかなものか。
- (2) ごみの発生量の増減に関して、複合的な要因によって変動している中、他市に比べて低い状況にあることは理解できる。目標値の設定がこれでよいのか、疑問がある。
- (3) 要因考察について、「ごみとなるものを買わない、ものを繰り返し利用する」ためのこれまでの取組の内容と評価を記載してほしかった。
- (4) 課題について、リサイクルに関することは別の施策のシートに記載すべきである。（課題・改善事項の①②）
- (5) 北上市は県内で唯一、家庭系ごみの手数料化（有料化）を実施している自治体であり、ごみ総排出量、一人1日当たりのごみ排出量（家庭系）の双方とも県内14市中で最も低い水準にある。しかし、事業系ごみの増加や市民の手数料化への慣れによるリバウンドがあるということで、その重要な要因や課題が適切に記述されている。ただし、「現状値と著しくかい離した目標値設定」という言葉が唐突に出てきて、理解しにくい。もう少し丁寧な記述を望みたい。
- (6) 社会情勢として、平成20年度1世帯当たり2.78人から平成27年度2.57人と、核家族化になったため、ごみの発生源の増加となっている。また、事業系ごみ総量をみると、平成21年度1事情所当たり1.6tから平成26年度1.9tの増加となっている。数値で示すことで、増加している点を明確に提示した方がわかりやすい。

【市の今後の方針は適切か】

施策評価（内部評価）シートの記載内容

【今後の展望】

- ①一般廃棄物許可業者に対する契約者数や収集計画等により事業系ごみ排出状況を調査し、事業所に対し分別周知の徹底等を行い、事業系ごみの減量化を図る。
- ②衣類の拠点回収実施及び集団資源回収品目に衣類を加えることにより、家庭系可燃ごみの減量化を図る。
- ③実践モニターやモデル家庭の実例等を踏まえ、ごみの減量や分別の取組前後の比較・効果についてホームページ等により周知・喚起し、ごみ減量や分別に対する市民意識の向上を図る。
- ④類似団体の現状と比較し、目標値見直しの可否を検討する。

政策評価委員会の評価

- ☐ A 適切
☒ B 概ね適切／一部見直しが必要
☐ C 一層の努力が必要／かなりの見直しが必要
☐ D 不適切／抜本的な見直しが必要

委員の指摘事項

- (1) リサイクルに関することは別の施策のシートに記述すべきである。（「今後の展望」の②）
 (2) 「今後の展望」で打ち出されている施策展開や事業の見直し等は、いずれも発生抑制対策ではなく、再生利用（リサイクル）に関するものである。自治体という枠では限界があるが、事業者（生産者、小売業者）及び市民のそれぞれが実践すべき発生抑制のための取り組みについて、もっと踏み込んだ記載がほしい。
 (3) 中期成果に向けて、目標とする姿を再確認し、市民や事業者との共有、意識啓発を進める取り組みが重要と感じる。市民や事業者それぞれに対して、より具体的な取り組み内容を示していくことも必要である。
 (4) 今後、北上市環境基本計画と北上市ごみ処理基本計画に従って進めることで、方針は適切と見受けられる。しかし、各事業所へのゴミ減量対策の指導方法を検討してほしい。目標値を再設定するときに、経済的な背景や、時系列分析を基礎として現状分析を再度行うことを考えた方がよいと考える。

■ 3. 施策評価総括意見

政策評価委員会の評価

総括意見

- (1) 目標値設定の根拠が不明瞭である。思い切った目標を掲げること自体、悪いことではない。目標を達成するために、目標値を下方に修正することにどのような意味があるのか、その設定根拠を明確にすべきである。
 (2) 事業者、市民、それぞれに目標を設定し、特に事業者については、モデル的に協力を求めて、ゼロエミッションなどの取り組みを共同で進める余地があるように思われる。
 (3) ごみの発生抑制が進んでいるのか、停滞しているのか、さらに詳しく実態を把握して、啓発・普及を図る必要がある。
 (4) 全体として、発生抑制とリサイクルの推進との施策面・事業面での混同がみられる。家庭ごみ手数料化は明らかに発生抑制に向けた取り組みである。この画期的な取り組みにリバウンドがみられる現在、「具体的にどうすべきか」「事業系ごみの発生抑制にどう取り組むべきか」「リサイクルよりも発生抑制が大切なことを市民に対しどう理解してもらうのか」など、「先進自治体」である北上市には、もう一步踏み込んだ取り組みを期待したい。例えば、逆有償となる資源ごみについて、手数料化の導入に向けた研究を開始する（そうすると可燃ごみが増加したり、不燃ごみが増加したり、さらに不法投棄の増加などが懸念されるが）など、積極的な施策展開がほしい。
 (5) 「成果達成状況の分析」が「4. 遅れている」となっているが、ごみ年度別収集量時系列データを分析すれば「3. やや遅れている」の評価と判断できる。ごみ減量方策の家庭系ごみが減少している点は市民の全ての廃棄するモノへの意識が高まったことと見られる。他方、事業所の増加ということで産業発展の側面からみれば、雇用創出、地域発展に繋がっていることも事実である。しかし、各事業所への今後の廃棄物、ごみの減少対策を検討するように、北上市として数値を提示して提言していくことを計画する必要がある。
 (6) リユースを「再使用」、リサイクルを「再利用」と表現されており、紛らわしいことから、リサイクルを「再利用」ではなく「再生利用」と表現すべきではないか。

■ 4. 事務事業評価

事務事業名	ごみ減量化・リサイクル推進事業	担当部課名	生活環境部クリーン推進課
項目	評価		
事務事業評価シート の記載内容に対 する評価	☐ A 適切 ☐ B 概ね適切／一部見直しが必要 ☒ C 一層の努力が必要／かなりの見直しが必要 ☐ D 不適切／抜本的な見直しが必要		
	委員の指摘事項		
	(1) 説明会、出前講座の回数に加えて、参加者数、理解度など、効果についての把握が必要と思われる。 (2) リサイクル率という指標は当該事業を評価する指標としては適切ではない。出前講座回数はアウトプット指標であり、これではアウトカムが測定できない。 (3) 指標1の家庭系ごみ量と指標3のリサイクル率は、他の事業（ごみ減量専任指導員設置事業など）の影響も受ける施策レベルの指標なので、事務事業を評価する指標としては使いにくい。 (4) 指標2の出前講座（説明会）は、回数だけでなく参加者数や理解度も評価すべきである。出前講座に申込みする主体の人数差が大きいため参加者数での評価は困難とのことだが、人数が多ければ多くの人に伝わると考えられるので、効果を表す指標として設定すべきである。 (5) 「事業の見直し方策」が空欄なのは良くない。「問題点・課題等」があるならば、なおさらである。 (6) リデュース・リユースに関する部分が少ない。		
事務事業の改善に 関する意見	(1) 北上市民に対して幅広く指導・周知するため、年度計画として、具体的、計画的な取り組みが必要と考える。 (2) 市民からの申し出に応じた個々の出前講座や出し方説明会も重要であるが、県内で唯一「手数料化」を導入している自治体であることを再度市民に周知し、もっと踏み込んだ取り組みに繋げるためにも、全市民対象の大規模なフォーラム等の実施を検討すべきである。 (3) 市民対象以外にも環境教育の一環として児童・生徒へのごみ減量方法を指導することを検討する必要がある。		

事務事業名	ごみ減量専任指導員設置事業	担当部課名	生活環境部クリーン推進課
項目	評価		
事務事業評価シート の記載内容に対 する評価	☐ A 適切 ☒ B 概ね適切／一部見直しが必要 ☐ C 一層の努力が必要／かなりの見直しが必要 ☐ D 不適切／抜本的な見直しが必要		
	委員の指摘事項		
	(1) 専任指導員の指導により数値で表示されている点が、反映している。(不適正排出件数の増加) (2) 「事業の目的と概要」からは、「エコショップ参加店舗数」という指標が適切かどうか不明確である。 (3) ごみステーションにおける指導の実態について、増加傾向にあることの要因分析が不足している印象がある。 (4) リデュース・リユースに関する部分が少ない。 (5) 十分な成果を挙げているが、ごみ減量専任指導員の手余り事案に対する行政としての対応が必ずしも十分とはいえない。		
事務事業の改善に 関する意見	(1) 専任指導員の業務は継続した方がよい。 (2) 選任指導員の配置は「先進的またはユニークな事業」とのことで、中期成果を目指した取り組みとして有効な事業と考えられ、その効果を発揮するためには、啓発普及活動との関連づけが重要と思われる。 (3) 既に、評価シートでごみ減量専任指導員の手余り事案について、問題提起がなされている。これらについて、早急に市として対策を講じてほしい。		

事務事業名	家庭ごみ手数料化事業	担当部課名	生活環境部クリーン推進課
項目	評価		
事務事業評価シート の記載内容に対 する評価	☐ A 適切 ☒ B 概ね適切／一部見直しが必要 ☐ C 一層の努力が必要／かなりの見直しが必要 ☐ D 不適切／抜本的な見直しが必要		
	委員の指摘事項		
	(1) 「達成状況の分析」にある取扱数量の前年比は増加割合を示しているのか不明だが、ごみ収集量の推移から、増加しているものと判断される。結果としてごみ減量になっていないが、その点の分析が記載されていない。		
事務事業の改善に 関する意見	(1) 指定袋とシールによる処理経費の徴収方法がごみ減量に果たしている効果について、分析と検証が必要と思われる。 (2) 家庭ごみ手数料について、処理費用に応じた見直しが必要であろう。併せて、現在では導入されていない資源ごみの手数料化についても、まずは実施自治体の調査等、研究を開始すべきである。 (3) 中部クリーンセンターにおける可燃ごみの広域処理費用から家庭ごみの手数料を再検討する必要がある。		

政策体系コード	04 - 02 - 02
施策名	ごみの発生抑制

政策統括監 生活環境部長

◆総合計画での位置づけ

政策	美しい環境と心を守り育てるまちづくり
基本施策	資源循環型社会の形成
施策	ごみの発生抑制

◆総合計画基本計画における施策の方針

エコショップ認定制度の活用、ごみ問題の情報提供などにより、ごみの発生抑制に向けた各販売店の取り組みを促進するとともに、ごみとなるものを買わない、ものを繰り返し利用するといったごみを出さないような生活様式を広めていきます。

◆市民意識調査結果（H26年度実施）基本施策単位のアンケート

設問
説明

「資源循環型社会の形成」についてうかがいます。

ごみの不適正排出及び不法投棄の防止、ごみの排出抑制、リサイクルの推進に取り組んでいます。

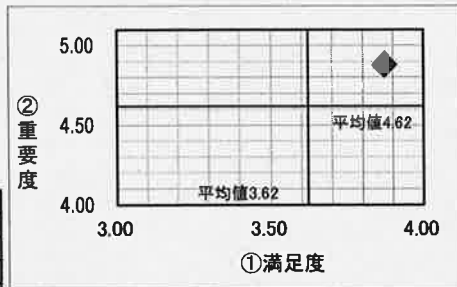
事業例

・公衆衛生指導員設置・各行政区ごとに指導員を任命し、ごみ集積所の管理、不適正なごみ処理の是正等を指導

・家庭ごみ手数料化・ごみ袋の手数料化を行うことで、ごみの発生抑制とリサイクルを推進

・資源ごみ収集運搬・家庭系資源ごみを収集し、リサイクルを推進

調査項目	算出値	順位
①満足度	3.87	13 /30
②重要度	4.88	7 /30
③優先度	5.10	16 /30
④改善重要度	1.01	6 /30



上記調査の満足度に関する主な理由（自由記述）

家庭ごみ手数料が高額。
ごみの分別が細かすぎる。
ごみ袋が破れやすい
ごみの収集回数を増やしてほしい

◆施策の成果達成状況

施策における成果の定義		ごみの減量に向け、市民・事業者による3R(発生抑制、再使用、再利用)の推進が図られている。						
No.	指 標 名	指標に関する説明 (把握方法・算定式・単位等)	指標の実績値			目標値(下段:達成率)		指標 重要度
			H20 (基準年度)	H26	H27	中間目標 (H25)	最終目標 (H27)	
1	ごみ総排出量	家庭系(可燃+不燃+資源)+事業系(可燃+不燃)	27,645t	25,490t	25,937t	23,500t	23,000t	40.0%
							36.8%	
2	※ 一人1日当たりのごみ排出量(家庭系ごみ)	家庭系ごみ量(可燃+不燃+資源)/365/人口 ※施設直接搬入を除く	556g	482g	482g	460g	450g	25.0%
							69.8%	
3	リサイクル率(店舗回収を除く)	資源ごみ+集団資源回収+磁性物+アルミ類/ごみ総量+集団資源回収+焼却灰+側溝泥	23.5%	20.3%	19.4%	26.7%	27.5%	15.0%
							—	
4	※ 事業系生ごみリサイクル量(t)	岩手環境事業センターの報告値による。	372t	351t	335t	390t	400t	20.0%
							△132.1%	
5								%
6								%

※印の指標は総合計画(基本計画)に記載していないもの。★印は後期計画反映として目標未設定のもの。

◆成果達成状況の分析

最終年度の 達成状況	1.順調
	2.概ね順調
	3.やや遅れている
	● 4.遅れている

理由(上段:指標に基づくもの、下段:その他)	
・ごみ総排出量が目標値と大きく開きがある。またH26実績から下がらず、微増している。 ・事業系生ごみリサイクル量が目標値と大きく開きがある。また基準年度よりも下回っている。	

◆コストの把握

(単位:千円)

種 類	H25	H26	H27
投入 コスト			
直接事業費(a)	42,342	42,035	42,360
人件費(b)	10,017	11,287	9,160
公債費・減価償却費等(c)			
フルコスト(a+b+c)	52,359	53,322	51,520
うち「業務」事業費			
うち「政策」事業費	52,359	53,322	51,520

◆成果達成状況の要因考察

外部環境(市を取り巻く環境の要因: 市民ニーズ、社会経済情勢等の視点)	内部要因(施策実施過程の要因: 財務、職員、組織等の視点)
①社会情勢としては、人口は微減しているものの世帯数は増加しており、ごみの発生元が増えている。 ②事業系ごみについては、企業の進出や企業活動の活発化に比例して増加する傾向があり、事業系可燃ごみが前年度より増加した。 ③一人1日あたりのごみ排出量(家庭系と事業系を合わせた排出量、家庭系だけの排出量)は、県内14市の中で非常に低い水準である。	①手数料化の実施による経済的動機により、平成21年度のごみ総量は、大幅に減少したが、震災以降、ごみ総量は横ばいで推移している一方、可燃ごみが増加している。 ②事業者に対して、事業系ごみの種類、分別、出し方についての情報提供やごみ減量の啓発等の周知が不足している。 ③現状値と著しくかい離した目標値設定

◆現在の課題及び改善を要する事項

①事業系資源物に分類されるものも事業系可燃ごみや不燃ごみと混在して排出しているものと考えられる。 ②家庭系においても資源ごみ量が減少している中、可燃ごみが増えており、資源化できるごみが可燃ごみとして排出されているものと考えられる。 ③家庭ごみ手数料化に市民が慣れてしまい、ごみの減量や分別に対する意識が低下してきているものと考えられる。 ④目標値の再検証
--

◆今後の展望(施策展開、事務事業の見直し等)

①一般廃棄物許可業者に対する契約者数や収集計画等により事業系ごみ排出状況を調査し、事業所に対し分別周知の徹底等を行い、事業系ごみの減量化を図る。 ②衣類の拠点回収実施及び集団資源回収品目に衣類を加えることにより、家庭系可燃ごみの減量化を図る。 ③実践モニターやモデル家庭の実例等を踏まえ、ごみの減量や分別の取組前後の比較・効果についてホームページ等により周知・喚起し、ごみ減量や分別に対する市民意識の向上を図る。 ④類似団体の現状と比較し、目標値見直しの可否を検討する。
--

事務事業名称 (評価事業)	会計 区分	事業 区分	担当課	事業費 (千円)	事後評価結果		貢献度
					目標達成状況	方向性	
ごみ減量化・リサイクル推進事業	一般	政策	クリーン推進課	936	概ね順調	継続	中
ごみ減量専任指導員設置事業	一般	政策	クリーン推進課	4,389	概ね順調	継続	高
家庭ごみ手数料化事業	一般	政策	クリーン推進課	37,899	順調	継続	高
全国都市清掃会議等分担金	一般	政策	クリーン推進課	986	順調	継続	低
清掃事業所備品購入事業	一般	政策	クリーン推進課	3,743	—	—	低
最終処分場備品購入事業	一般	政策	クリーン推進課	3,567	—	—	低
合　計				51,520	(千円)		

※方向性は、事務事業(類型5・6)の今後の方向性について、「拡充」「継続」「縮小・要改善」「民間活用・協働事業化」「廃止・休止」「完了」の6つの視点で評価します。

◆施策を実現するために事務事業が適切に構成されているか／見直すべきものはないか

適切に構成されている

事務事業事後評価シート[平成27年度事業]

1. 基本情報

■事業の担当課	生活環境部クリーン推進課	■担当係	ごみ減量係
■評価事業名称	ごみ減量化・リサイクル推進事業		
■事業開始年度			
■評価事業コード	030300 - 008	■会計区分	一般会計
■総合計画での位置づけ	■政策	04 美しい環境と心を守り育てるまちづくり	
	■基本施策	02 資源循環型社会の形成	
	■施策	02 ごみの発生抑制	
■事業の類型	05 ソフト事業(任意)	■政策・業務区分	政策
■法令の根拠区分	法令に定めはあるが任意の自治事務		
■法令等の名称	廃棄物の処理及び清掃に関する法律		
■関連計画の名称	北上市環境基本計画、北上市ごみ処理基本計画		
■事業の目的と概要	ごみの減量化及びリサイクルの推進。出前講座等の市民からの要請に応じ、ごみ減量化・リサイクル意識啓発活動を実施。		

2. 細事業の活動実績情報

細事業コード	細事業名称	事業の対象	平成27年度事業計画	平成27年度事業量実績
01	ごみ減量化・リサイクル推進事業	市民	・H27年10月に岩手中部の焼却施設が稼働することに伴い、ごみの出し方の変更があるため125全行政区、地区交流センター単位で説明会を実施予定。ごみの出し方変更に伴い市衛連広報や市の広報及びホームページ等により周知を予定。	ごみの出し方変更説明会22地区、ごみの出し方変更広報・HP掲載周知、再商品化されるPETボトル等の分別基準適合物の品質検査を実施

3. 投入コスト情報

(単位:千円)

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	備考
直接事業費	55	62	46	42	
人件費	1,810	4,122	921	894	
その他(公債費・減価償却費等)					
フルコスト	1,865	4,184	967	936	

4. 評価指標等の状況

指標コード	指標名	24年度	25年度	26年度	27年度	指標の説明
01	家庭系ごみ量	16,913t	16,725t	16,486t	16,501t	家庭から排出されるごみ量
02	出前講座回数	8回	5回	3回	7回	ごみ袋手数料化時にごみの分別、出し方の説明会を実施しており、今年度も回数は減少している。
03	リサイクル率	0.227	0.214	0.203	0.194	再資源化の率

事務事業事後評価シート[平成27年度事業]

5. 事後評価(「政策」事業類型5・6のみ)

■目標達成状況		達成状況の分析	問題点・課題等
☐ A. 順調 ☒ B. 概ね順調 ☐ C. 遅れている		家庭系ごみ量は、不燃ごみ及び資源ごみの量は減っている中、可燃ごみが増えており、全体的に微増している。ごみの分け方出し方説明会は22箇所を実施し、出前講座は前年の倍以上7回実施した。	市民からの申し込みにより、ごみの分け方出しの説明会・講座を実施しているが、北上市居住者に対し幅広くごみの分け方出し方の指導・周知をしていく必要がある。
1. 直接的な受益者の範囲	2. 事業廃止の影響	3. 国・県・民間との競合関係の有無	
☐ 不特定多数に及ぶ ☒ 特定されるが多数に及ぶ ☐ 特定少数に限定される	☒ 大きな不利益やリスクが生じる ☐ ある程度の不利益やリスクが生じる ☐ 不利益やリスクは小さい	☒ 類似の事業はない ☐ 類似の事業はあるが競合はない ☐ 類似の事業があり競合する	
4. 事業へのニーズの変化	5. 施策の改善需要度(市民意識調査)	6. 施策の優先度(市民意識調査)	
☒ ニーズが高まっている ☐ ニーズは変わらない ☐ ニーズが低下している又は合致しない	☒ 順位が高い ☐ 順位が中程度 ☐ 順位が低い	☐ 順位が高い ☒ 順位が中程度 ☐ 順位が低い	
7. 他市町村に比較しての優位性	8. 実施主体の代替性	9. 経済性・効率性の向上	
☐ 先進的またはユニークな事業である ☒ 他と同程度の事業である ☐ 遅れている事業である	☒ 民間委託等の拡充は難しい ☐ 民間委託等の拡充が十分に可能 ☐ 全部委託や実施主体の移行が可能	☐ 今以上の効率化や改善は難しい ☒ 効率化や改善を図ることは十分に可能 ☐ 効率化や改善の余地が大きい	
■事業の見直し方策		■今後の方向性	
		☐ I. 拡充 ☐ IV. 廃止・休止 ☒ II. 継続 ☐ V. 完了 ☐ III. 縮小	

事務事業事後評価シート[平成27年度事業]

1. 基本情報

■事業の担当課	生活環境部クリーン推進課		■担当係	ごみ減量係
■評価事業名称	ごみ減量専任指導員設置事業			
■事業開始年度				
■評価事業コード	030300 - 082	■会計区分	一般会計	
■総合計画での位置づけ	■政策	04 美しい環境と心を守り育てるまちづくり		
	■基本施策	02 資源循環型社会の形成		
	■施策	02 ごみの発生抑制		
■事業の類型	05 ソフト事業(任意)		■政策・業務区分	政策
■法令の根拠区分	法令に定めはあるが任意の自治事務			
■法令等の名称	廃棄物の処理及び清掃に関する法律			
■関連計画の名称	環境基本計画・ごみ処理基本計画			
■事業の目的と概要	ごみの減量とリサイクルの推進により、清掃事業所の延命を図るとともに、ごみ処理経費の負担を抑える。年々増加するごみ量に対応するため、地域説明会及び出前講座等の広報活動や、各事業所を対象としたごみ出しの指導、不法投棄防止対策など、きれいなまちづくりとごみの減量、リサイクルの推進を図る。			

2. 細事業の活動実績情報

細事業コード	細事業名称	事業の対象	平成27年度事業計画	平成27年度事業量実績
01	専任ごみ減量指導員設置事業	市民・事業者	・事業系店舗指導 50件 出指導者数 20件 E不法投棄処理件数 10件	・不適正排出処理件数133、不適正排出指導40(市民直接指導28□アパート等専用集積所管理者指導12)E不適正排出量6,280kg(資源ごみ常設ステーション5,550、その他集積所730kg)E不法投棄処理件数9□アパート赤看板設置数166E出前講座7回

3. 投入コスト情報

(単位:千円)

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	備考
直接事業費	3,914	3,951	3,958	3,942	
人件費	1,731	1,833	921	447	
その他(公債費・減価償却費等)					
フルコスト	5,645	5,784	4,879	4,389	

4. 評価指標等の状況

指標コード	指標名	24年度	25年度	26年度	27年度	指標の説明
01	不適正排出者指導件数	200件	85件	90件	133件	資源ごみステーション等において不適正排出件数
03	エコショップ参加店舗数	31店舗	30店舗	19店舗	19店舗	県エコショップ登録業者数

事務事業事後評価シート[平成27年度事業]

5. 事後評価(「政策」事業類型5・6のみ)

■目標達成状況 ☐ A. 順調 ☒ B. 概ね順調 ☐ C. 遅れている	達成状況の分析 常設資源ごみステーションに資源ごみを排出する市民が多く、不適正排出も多い。アパート等専用集積所における不適正排出も多い。	問題点・課題等 ごみ減量専任指導員が日々常設ステーションに立ち、指導をしているが、不適正排出が不断である。排出されるものに家庭系可燃ごみや事業系資源ごみがあるが、既に出された後で個人特定ができない場合には、直接指導ができない。
1. 直接的な受益者の範囲 ☒ 不特定多数に及ぶ ☐ 特定されるが多数に及ぶ ☐ 特定少数に限定される	2. 事業廃止の影響 ☒ 大きな不利益やリスクが生じる ☐ ある程度の不利益やリスクが生じる ☐ 不利益やリスクは小さい	3. 国・県・民間との競合関係の有無 ☒ 類似の事業はない ☐ 類似の事業はあるが競合はない ☐ 類似の事業があり競合する
4. 事業へのニーズの変化 ☒ ニーズが高まっている ☐ ニーズは変わらない ☐ ニーズが低下している又は合致しない	5. 施策の改善需要度(市民意識調査) ☒ 順位が高い ☐ 順位が中程度 ☐ 順位が低い	6. 施策の優先度(市民意識調査) ☐ 順位が高い ☒ 順位が中程度 ☐ 順位が低い
7. 他市町村に比較しての優位性 ☒ 先進的またはユニークな事業である ☐ 他と同程度の事業である ☐ 遅れている事業である	8. 実施主体の代替性 ☒ 民間委託等の拡充は難しい ☐ 民間委託等の拡充が十分に可能 ☐ 全部委託や実施主体の移行が可能	9. 経済性・効率性の向上 ☒ 今以上の効率化や改善は難しい ☐ 効率化や改善を図ることは十分に可能 ☐ 効率化や改善の余地が大きい
■事業の見直し方策 事業系ごみ減量のため、事業系ごみの種類、分け方・出し方についてパンフレット等作成し、情報提供と排出指導を実施する。		■今後の方向性 ☐ I. 拡充 ☐ IV. 廃止・休止 ☒ II. 継続 ☐ V. 完了 ☐ III. 縮小

事務事業事後評価シート[平成27年度事業]

1. 基本情報

■事業の担当課	生活環境部クリーン推進課	■担当係	ごみ減量係
■評価事業名称	家庭ごみ手数料化事業		
■事業開始年度			
■評価事業コード	030300 - 085	■会計区分	一般会計
■総合計画での位置づけ	■政策	04 美しい環境と心を守り育てるまちづくり	
	■基本施策	02 資源循環型社会の形成	
	■施策	02 ごみの発生抑制	
■事業の類型	05 ソフト事業(任意)	■政策・業務区分	政策
■法令の根拠区分	法令に定めはあるが任意の自治事務		
■法令等の名称	廃棄物処理法、資源循環推進法、		
■関連計画の名称	北上市ごみ処理基本計画、北上市環境基本計画		
■事業の目的と概要	ごみ減量とリサイクルの推進、処理経費の節減及び市民意識の高揚を目的とする。処理経費を含む指定袋及びシールでのごみ出しに変更。袋は40.30.20.10Lの4種類、100円のシール。資源常設ステーションの5箇所設置。		

2. 細事業の活動実績情報

細事業コード	細事業名称	事業の対象	平成27年度事業計画	平成27年度事業量実績
01	家庭ごみ手数料化事業	市民	取扱予定数量可燃10L□36,800部20L 67,600部30L□36,500部40L □1,600部不燃10L□200部20L 5,100部30L5,600部40L 8,600部100円券□3,000枚	取扱数量□可燃10L:35,160部、20L: 66,660部□30L:89,820部、40L:118,380 部□不燃10L:4,020部、20L:4,860部、 30L:5,010部□40L:7,650部、100円券 13,350枚

3. 投入コスト情報

(単位:千円)

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	備考
直接事業費	37,844	37,471	37,254	36,410	
人件費	2,596	2,840	5,375	1,489	
その他(公債費・減価償却費等)					
フルコスト	40,440	40,311	42,629	37,899	

4. 評価指標等の状況

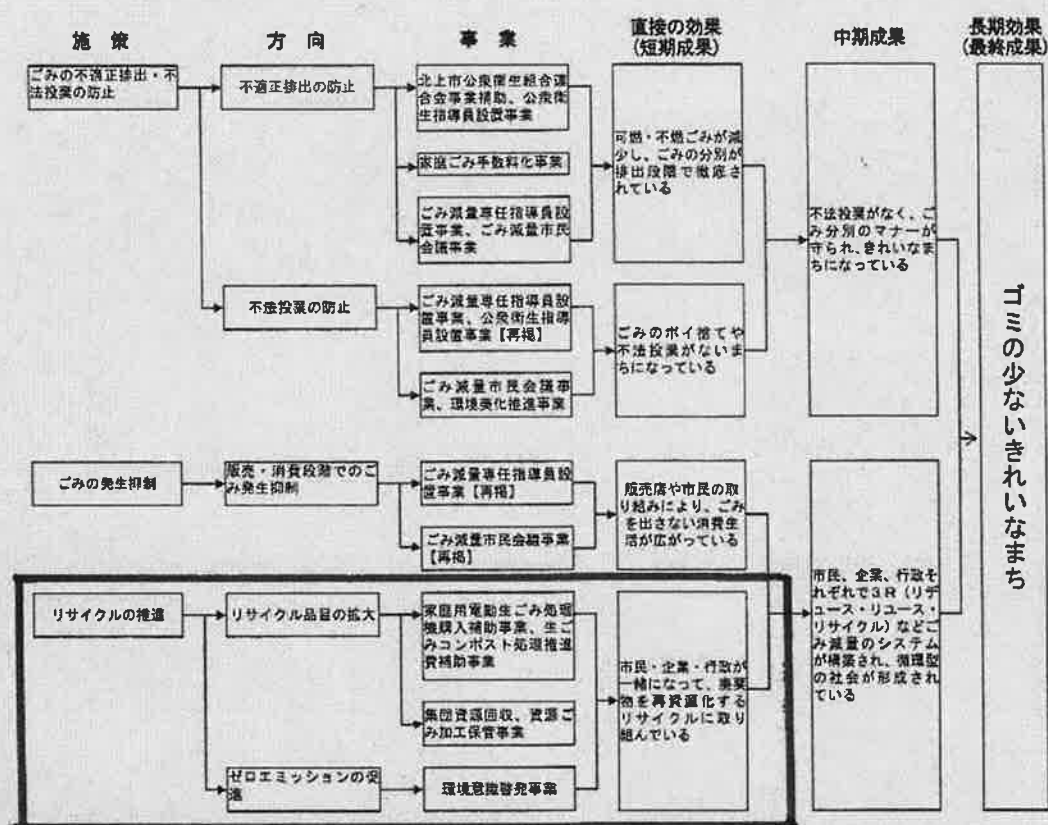
指標コード	指標名	24年度	25年度	26年度	27年度	指標の説明
01	可燃ごみ収集量	11,827t	11,814t	11,865t	12,540t	
02	不燃ごみ収集量	823t	828t	785t	1,047t	
03	リサイクル率	0.227	0.214	0.203	0.194	(資源ごみ+集団資源+磁性物+アルミ類)/(ごみ総量+集団資源+泥灰)

事務事業事後評価シート[平成27年度事業]

5. 事後評価(「政策」事業類型5・6のみ)

■目標達成状況	達成状況の分析	問題点・課題等
☒ A. 順調 ☐ B. 概ね順調 ☐ C. 遅れている	27年度の取扱数量は、可燃全体310,020部(前年比10.7%)、不燃全体では21,540部(前年比3.5%)、シール券13,350枚(6.0%)である。	欠陥ゴミ袋に関する苦情処理対応(窓口、交換、原因)について、市、販売店、製造・配送業者間が密に連携し、迅速かつ臨機に対応できるようなシステム作りが必要である。
1. 直接的な受益者の範囲 ☐ 不特定多数に及ぶ ☒ 特定されるが多数に及ぶ ☐ 特定少数に限定される	2. 事業廃止の影響 ☒ 大きな不利益やリスクが生じる ☐ ある程度の不利益やリスクが生じる ☐ 不利益やリスクは小さい	3. 国・県・民間との競合関係の有無 ☒ 類似の事業はない ☐ 類似の事業はあるが競合はない ☐ 類似の事業があり競合する
4. 事業へのニーズの変化 ☐ ニーズが高まっている ☒ ニーズは変わらない ☐ ニーズが低下している又は合致しない	5. 施策の改善需要度(市民意識調査) ☒ 順位が高い ☐ 順位が中程度 ☐ 順位が低い	6. 施策の優先度(市民意識調査) ☐ 順位が高い ☒ 順位が中程度 ☐ 順位が低い
7. 他市町村に比較しての優位性 ☒ 先進的またはユニークな事業である ☐ 他と同程度の事業である ☐ 遅れている事業である	8. 実施主体の代替性 ☒ 民間委託等の拡充は難しい ☐ 民間委託等の拡充が十分に可能 ☐ 全部委託や実施主体の移行が可能	9. 経済性・効率性の向上 ☒ 今以上の効率化や改善は難しい ☐ 効率化や改善を図ることは十分に可能 ☐ 効率化や改善の余地が大きい
■事業の見直し方策 家庭ゴミ手数料について、岩手中部クリーンセンターにおける可燃ごみ広域処理によるごみ処理費用に注視し、検討していく。		
■今後の方向性 ☐ I. 拡充 ☒ II. 継続 ☐ III. 縮小 ☐ IV. 廃止・休止 ☐ V. 完了		

◆基本施策4-2 資源循環型社会の形成



外部評価シート（施策・事務事業）

■ 1. 対象施策

施策名	リサイクルの推進			担当部
				生活環境部
総合計画での 位 置 づ け	政 策	04	美しい環境と心を守り育てるまちづくり	
	基本施策	02	資源循環型社会の形成	
	施 策	03	リサイクルの推進	
総合計画における 施 策 の 方 針	市民・事業者・行政など各主体が連携し、ごみ分別の徹底を図り、可燃、不燃物の減量を進めるとともに、資源循環しやすいリサイクル品目の拡大を図ります。			

■ 2. 施策評価（政策評価委員会の評価）

【施策の成果が明確に定義されているか】

施策評価（内部評価）シートの記載内容	
【成果の定義】 各家庭及び事業者から排出されるごみ処理量（可燃・不燃）が減少すること及びごみ総量に対して資源ごみ量、集団資源回収量が増加しリサイクル率がアップしている状態	
政策評価委員会の評価	
委員の指摘事項	☐ A 適切 ☒ B 概ね適切／一部見直しが必要 ☐ C 一層の努力が必要／かなりの見直しが必要 ☐ D 不適切／抜本的な見直しが必要 (1) 集団資源回収量の増加を目指しているものの、実際には減少しており、背景に店舗における回収が進んでいる状況があることから、実態とのずれが生じている。店頭回収に関することを含めた定義にすべきである。

【評価指標の設定は適切か】

施策評価（内部評価）シートの記載内容	
【評価指標】 指標No. 1 __リサイクル率 指標No. 2 __一人1日当たりのごみ排出量	

政策評価委員会の評価

委員の指摘事項

- ☐ A 適切
☒ B 概ね適切／一部見直しが必要
☐ C 一層の努力が必要／かなりの見直しが必要
☐ D 不適切／抜本的な見直しが必要

- (1) 指標No.2のごみ排出量は家庭系資源ごみも含んでいるが、成果の定義は可燃・不燃ごみの減少なので、資源ごみは除くべきである。
 (2) 一人1日当たりのごみ排出量に、家庭系資源ごみが含まれていることに疑問がある。
 (3) 一人1日当たりのごみ排出量は、施策「ごみの発生抑制」の評価指標であり、リサイクル推進のための評価指標ではない。リサイクル率については、店頭回収分を把握し含めるなど、国や県等と協議して、再定義をするなど根本的な取り組みがほしい。
 (4) 今年度からの指標重要度について、指標No.2「一人1日当たりのゴミ排出量」の「指標重要度」が20.0%になっている。「家庭系ゴミ量」と「事業系ゴミ量」を合計しているのを別々にして指標重要度を記載した方が明確である。
 (5) 一般家庭、事業所（民間）とリサイクル率の数値を記述した方がわかりやすい。（ごみ年度別主体別収集量H20-27年度の資料を利用するなど。）

【成果達成状況の要因考察や課題の把握は適切か】

施策評価（内部評価）シートの記載内容

【成果達成状況の分析（H27 最終年度）】

遅れている

【要因考察_外部環境】

- ① 缶、瓶類だけでなく紙類を含めた資源ごみの店頭回収（10店舗）が浸透してきたことや容器の軽量化により、缶、紙パックや雑誌の回収量が減っている。
 ② 集団資源回収量が減少している。（1,340t→1,257t）

【要因考察_内部要因】

- ① ごみ集積所が市内約2,000か所あり、地域の公衆衛生指導員125人やごみ減量専任指導員2人では人数が不足していることから十分な分別指導が難しい。
 ② リサイクル率が前年度比0.9ポイント低下しており、市民に対してリサイクルについて啓発、周知が不足している。
 ③ 手数料化の実施により経済的動機により、平成21年度のごみ総量は、大幅に減少したが、震災以降、ごみ総量は横ばいで推移している一方、可燃ごみが増加している。
 ④ 現状値と著しくかい離した目標値設定

【課題及び改善を要する事項】

- ① 市の資源回収から民間の店頭回収へ流れると市の資源ごみのリサイクル量や率が減少することとなるが、民間の店頭回収量の把握ができていない。
 ② 集団資源回収は、子供会の人数が減ったり、協力できる親が少なくなったりしているため、集めやすい缶のみとした限定品目の収集としたり、地域全体の収集は省略し子供会の家庭のみでの個別収集にしたり、集団資源回収の活動方法に変化が現れ、リサイクルの啓発に広がりがない。
 ③ 家庭ごみ手数料化に市民が慣れてしまい、ごみの減量や分別に対する意識が低下してきているものと考えられる。
 ④ 目標値の再検証

政策評価委員会の評価	
委員の指摘事項	☐ A 適切 ☒ B 概ね適切／一部見直しが必要 ☐ C 一層の努力が必要／かなりの見直しが必要 ☐ D 不適切／抜本的な見直しが必要
	(1) 内部要因④で「現状値と著しくかい離した目標値設定」とある。しかし、目標値を決定したのは行政であり、他人事のように書くのはいかがなものか。 (2) リサイクル率が年々低下していることと民間の店舗における回収の増加が関連している可能性があるものの、実態が把握されていないと記載されている。内部要因の分析結果として、市民に対しての啓発、周知が原因というような内容となっており、この点は見直しが必要と思う。

【市の今後の方針は適切か】

施策評価（内部評価）シートの記載内容	
【今後の展望】 ①民間での店頭回収量を把握する。（大口の回収者であるイオン、ジョイス等） ②集団資源回収品目に衣類を加えるほか、集団資源回収実施団体等に対し、アンケートによる実態調査を実施し、取り組みやすい体制を整備し、資源化を推進していく。 ③実践モニターやモデル家庭の実例等を踏まえたごみの減量や分別の取組前後の比較・効果、資源ごみが収集され再資源化されるまでの流れや3Rの取組効果についてホームページ等により周知・喚起し、ごみ減量や分別に対する市民意識の向上を図る。 ④類似団体の現状と比較し、目標値見直しの可否を検討する。	
政策評価委員会の評価	
委員の指摘事項	☐ A 適切 ☒ B 概ね適切／一部見直しが必要 ☐ C 一層の努力が必要／かなりの見直しが必要 ☐ D 不適切／抜本的な見直しが必要
	(1) 行政としては「辛いけれどもやらなくてはならない」のがリサイクルである。資源ごみ量が増加すれば、その分、自治体の収集・保管コストが増加し、「リサイクル貧乏」に陥ることは明白である。発生抑制と矛盾した「大量リサイクル」を目指すのではなく、資源ごみ自体を発生抑制させるための発想の転換が、市民・行政双方に必要である。 (2) 今後、北上市環境基本計画と北上市ごみ処理基本計画に従って進めることで方針は適切と見受けられる。しかし、各事業所へのリサイクル対策の指導方法を検討してほしい。目標値を再設定するときに、経済的な背景や、時系列分析を基礎として現状分析を再度行うことを考えた方がよいと考える。

■ 3. 施策評価総括意見

政策評価委員会の評価	
総括意見	(1) ごみの発生抑制とリサイクルの推進を別々の施策とすることの意味をどのように考えるか。
	(2) 実態調査を行い、現状を把握した上で、目標値の見直しを検討する必要がある。
	(3) 「ごみの発生抑制」と「リサイクルの推進」とは微妙な関係にある。これまで可燃ごみとして燃やしていた容器包装プラスチックや容器包装紙などを分別することにより、確かに可燃ごみは減少する。(可燃ごみの発生抑制。)しかし、その分「資源ごみ」が増加し、結局ごみの総量には変化がない。むしろ、リサイクルが増加する分、自治体の財政負担が増加する。ペットボトルも同様である。要は、可燃ごみや不燃ごみを「資源ごみ」に移行させ、リサイクル率を上げる一方で、リサイクルコストを増やすことなく、「資源ごみ」自体の発生抑制をするべきではないか。資源ごみの手数料化はその一歩である。
	(4) リサイクルについては、行政側に「建て前と本音」がある。「建て前」としては分別を徹底し、可燃・不燃ごみを減らし、その分資源ごみを増やしリサイクルすべきということになる。しかし、リサイクルに当たって、自治体が負担する収集・保管費用(プラス小規模事業者の再商品化コストの負担)などは、自治体の財政を悪化させている。本音としてはリサイクルせずに可燃ごみとして焼却した方が財政的に望ましいなどの点を市民と情報共有すべきではないか。
	(5) リサイクル率の高さは発生抑制に直結するものでもなく、かえって自治体の財政を悪化させる可能性もある。そのため、リサイクル率が高ければよいという発想からは、行政、市民双方が脱却すべきである。
	(6) 「成果達成状況の分析」が「4. 遅れている」となっているが、ごみ年度別収集量時系列データを分析すれば「3. やや遅れている」の評価と判断できる。
	(7) リサイクル率低下と核家族化の増加との相関関係はどのようになっているのかを分析して地域ごとに説明の内容を考えてはどうか。
	(8) 各事業所への今後のリサイクル対策(I S O取得の企業・事業所を中心に)を検討するように、北上市として数値を提示、提言していくことを計画する必要がある。
	(9) リユースを「再使用」、リサイクルを「再利用」と表現されており、紛らわしいことから、リサイクルを「再利用」ではなく「再生利用」と表現すべきではないか。

■ 4. 事務事業評価

事務事業名	資源ごみリサイクル事業	担当部課名	生活環境部クリーン推進課
項目	評価		
事務事業評価シート の記載内容に対する評価	☐ A 適切 ☒ B 概ね適切／一部見直しが必要 ☐ C 一層の努力が必要／かなりの見直しが必要 ☐ D 不適切／抜本的な見直しが必要		

	委員の指摘事項
	(1) 事業の目的と概要について、文が羅列されているので、文の間の関係（目的－手段の関係）が分かりにくい。 (2) 細事業の活動実績情報について、「事業の目的と概要」にある「住民のリサイクル意識の高揚」に関する活動が記述されていない。 (3) 指標１のリサイクル率は、他の事業（集団資源回収事業費補助金など）の影響も受ける施策レベルの指標である。 (4) 指標２の資源ごみの量は、集団回収分を除くことを説明欄に記載した方がよい。 (5) 「事業の見直し方策」が空欄なのは良くない。「問題点・課題等」があるならば、なおさらである。 (6) 資源ごみの回収量が減っているが、民間業者での拠点回収の実態が把握されていない。
事務事業の改善に関する意見	(1) 可燃ごみ増加の背景や減少に向けた対策との連動を図る必要がある。 (2) 資源ごみの混入については、分別に向けて、さらなる意識啓発が求められる。 (3) 行政回収の落ち込み、集団資源回収の落ち込み、そして店頭回収の増加をマイナスに捉えるのではなく、やむをえない趨勢として捉え、店頭回収を含めた資源ごみリサイクルシステムを構築すべきである。 (4) 核家族化の進んでいる地域とそれほど進んでいない地域と区別して、説明、指導をする方策を考える必要がある。全ての地域同一の方策では家庭ごみの減少には繋がらないと見受けられる。

事務事業名	集団資源回収事業費補助金	担当部課名	生活環境部クリーン推進課
項目	評価		
事務事業評価シートの記載内容に対する評価	☐ A 適切 ☒ B 概ね適切／一部見直しが必要 ☐ C 一層の努力が必要／かなりの見直しが必要 ☐ D 不適切／抜本的な見直しが必要		
	委員の指摘事項		
	(1) リサイクル率という指標は当該事業を評価する指標としては適切ではない。 (2) 指標３のリサイクル率は、他の事業（資源ごみリサイクル事業など）の影響も受ける施策レベルの指標である。 (3) 事業の見直し方策について、実施団体数の減少を補う方策（店頭回収の強化など）も記述してほしかった。		
事務事業の改善に関する意見	(1) 当分集団資源回収事業補助金交付の制度は継続してほしい。 (2) 資源ごみの収集運搬量及びリサイクルにかかる経費を減らすという目的で実施されてきているが、回収量は減少している中、衣類全般を資源回収の対象品目に拡大しており、今後の回収量増加が見込まれる。 (3) 少子化や高齢化、若者の自治会への加入率の低下などを背景に、子ども会、老人クラブ、自治会などによる集団回収は減少の一途をたどっている。北上市でも、集団資源団体、予定回収量、予定交付金額とも減少している。この傾向を無理に逆転させるべきではなく、先に述べたように店頭回収を含んだ総合的なリサイクルシステムを考えるべきである。 (4) 集団資源回収事業の補助金交付の広報活動を検討する必要がある。		

政策体系コード	04 - 02 - 03
施策名	リサイクルの推進

政策統括監 生活環境部長

◆総合計画での位置づけ

政 策	美しい環境と心を守り育てるまちづくり
基本施策	資源循環型社会の形成
施 策	リサイクルの推進

◆総合計画基本計画における施策の方針

市民・事業者・行政など各主体が連携し、ごみ分別の徹底を図り、可燃、不燃物の減量を進めるとともに、資源循環しやすいリサイクル品目の拡大を図ります。

◆市民意識調査結果（H26年度実施）基本施策単位のアンケート

設問
説明

「資源循環型社会の形成」についてうかがいます。

ごみの不適正排出及び不法投棄の防止、ごみの排出抑制、リサイクルの推進に取り組んでいます。

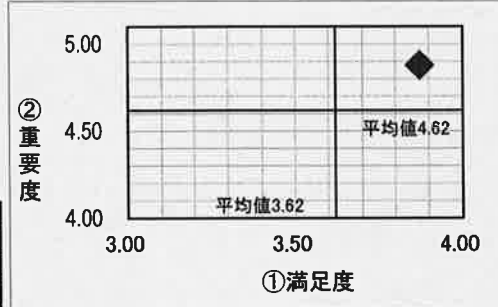
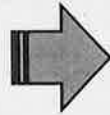
事業例

・公衆衛生指導員設置・各行政区ごとに指導員を任命し、ごみ集積所の管理、不適正なごみ処理の是正等を指導

・家庭ごみ手数料化・ごみ袋の手数料化を行うことで、ごみの発生抑制とリサイクルを推進

・資源ごみ収集運搬・家庭系資源ごみを収集し、リサイクルを推進

調査項目	算出値	順 位
①満足度	3.87	13 /30
②重要度	4.88	7 /30
③優先度	5.10	16 /30
④改善重要度	1.01	6 /30



上記調査の満足度に関する主な理由（自由記述）

資源ごみの収集回数を増やしてほしい。
リサイクル率が低い。
多大な労力を費やし、分別された資源ゴミがどうなったのか、報告してほしい。
資源のリサイクルは重要である。

◆施策の成果達成状況

施策における成果の定義		各家庭及び事業者から排出されるごみ処理量(可燃・不燃)が減少すること及びごみ総量に対して資源ごみ量、集団資源回収量が増加しリサイクル率がアップしている状態						
No.	指 標 名	指標に関する説明 (把握方法・算定式・単位等)	指標の実績値			目標値(下段:達成率)		指標 重要度
			H20 (基準年度)	H26	H27	中間目標 (H25)	最終目標 (H27)	
1	リサイクル率	資源ごみ+集団資源回収+磁性物+アルミ類/ごみ総量+集団資源回収+焼却灰+側溝泥	23.5%	20.3%	19.4%	26.7%	27.5%	80%
2	一人1日当たりのごみ排出量	家庭系ごみ量(可燃+不燃+資源)/365/人口+事業系ごみ量(可燃+不燃)/365/人口	806g	745g	758g	680g	660g	20%
3								%
4								%
5								%
6								%

※印の指標は総合計画(基本計画)に記載していないもの。★印は後期計画反映として目標未設定のもの。

◆成果達成状況の分析

最終年度の 達成状況	1.順調
	2.概ね順調
	3.やや遅れている
	● 4.遅れている

理由(上段:指標に基づくもの、下段:その他)
・リサイクル率が目標値と大きく開きがある。また基準年度よりも下回っている。

◆コストの把握

(単位:千円)

種 類	H25	H26	H27
投入 コスト			
直接事業費(a)	108,766	116,449	134,570
人件費(b)	5,145	2,303	5,808
公債費・減価償却費等(c)			9,455
フルコスト(a+b+c)	113,911	118,752	149,833
うち「業務」事業費			32,259
うち「政策」事業費	113,911	118,752	117,574

◆成果達成状況の要因考察

外部環境(市を取り巻く環境の要因: 市民ニーズ、社会経済情勢等の視点)	内部要因(施策実施過程の要因: 財務、職員、組織等の視点)
①缶、瓶類だけでなく紙類を含めた資源ごみの店頭回収(10店舗)が浸透してきたことや容器の軽量化により、缶、紙パックや雑誌の回収量が減っている。	①ごみ集積所が市内約2,000か所あり、地域の公衆衛生指導員125人やごみ減量専任指導員2人では人数が不足していることから十分な分別指導が難しい。
②集団資源回収量が減少している。(1,340t→1,257t)	②リサイクル率が前年度比0.9ポイント低下しており、市民に対してリサイクルについて啓発、周知が不足している。
	③手数料化の実施により経済的動機により、平成21年度のごみ総量は、大幅に減少したが、震災以降、ごみ総量は横ばいで推移している一方、可燃ごみが増加している。
	④現状値と著しくかい離した目標値設定

◆現在の課題及び改善を要する事項

①市の資源回収から民間の店頭回収へ流れると市の資源ごみのリサイクル量や率が減少することとなるが、民間の店頭回収量の把握ができていない。
②集団資源回収は、子供会の人数が減ったり、協力できる親が少なくなったりしているため、集めやすい缶のみとした限定品目の収集としたり、地域全体の収集は省略し子供会の家庭のみでの個別収集にしたり、集団資源回収の活動方法に変化が現れ、リサイクルの啓発に広がりがなくなっている。
③家庭ごみ手数料化に市民が慣れてしまい、ごみの減量や分別に対する意識が低下してきているものと考えられる。
④目標値の再検証

◆今後の展望(施策展開、事務事業の見直し等)

①民間での店頭回収量を把握する。(大口の回収者であるイオン、ジョイス等)
②集団資源回収品目に衣類を加えるほか、集団資源回収実施団体等に対し、アンケートによる実態調査を実施し、取り組みやすい体制を整備し、資源化を推進していく。
③実践モニターやモデル家庭の実例等を踏まえたごみの減量や分別の取組前後の比較・効果、資源ごみが収集され再資源化されるまでの流れや3Rの取組効果についてホームページ等により周知・喚起し、ごみ減量や分別に対する市民意識の向上を図る。
④類似団体の現状と比較し、目標値見直しの可否を検討する。

事務事業名称 （評価事業）	会計区分	事業区分	担当課	事業費 （千円）	事後評価結果		貢献度
					目標達成状況	方向性	
最終処分場維持管理事業	一般	業務	クリーン推進課	29,658	-	-	-
大気汚染負荷量負担金	一般	業務	クリーン推進課	2,601	-	-	-
資源ごみリサイクル事業	一般	政策	クリーン推進課	109,481	概ね順調	継続	高
廃電池運搬処理事業	一般	政策	クリーン推進課	1,909	順調	継続	低
集団資源回収事業費補助金	一般	政策	クリーン推進課	6,184	遅れている	継続	中
合　計				149,833	(千円)		

※方向性は、事務事業(類型5・6)の今後の方向性について、「拡充」「継続」「縮小・要改善」「民間活用・協働事業化」「廃止・休止」「完了」の6つの視点で評価します。

適切に構成されている

事務事業事後評価シート[平成27年度事業]

1. 基本情報

■事業の担当課	生活環境部クリーン推進課	■担当係	ごみ減量係
■評価事業名称	資源ごみリサイクル事業		
■事業開始年度			
■評価事業コード	030300 - 066	■会計区分	一般会計
■総合計画での位置づけ	■政策	04 美しい環境と心を守り育てるまちづくり	
	■基本施策	02 資源循環型社会の形成	
	■施策	03 リサイクルの推進	
■事業の類型	05 ソフト事業(任意)	■政策・業務区分	政策
■法令の根拠区分	法令に定めはあるが任意の自治事務		
■法令等の名称	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律		
■関連計画の名称	北上市環境基本計画、北上市ゴミ処理基本計画		
■事業の目的と概要	住民のリサイクル意識の高揚。可燃・不燃ごみの減量。職員による委託業者との連絡調整、収集の広報、分別の啓発。委託業者は、資源ごみステーションを収集車で巡回し、種別ごとに収集する。収集したごみは委託している民間の中間処理施設へ運搬する。		

2. 細事業の活動実績情報

細事業コード	細事業名称	事業の対象	平成27年度事業計画	平成27年度事業量実績
01	資源ごみ収集運搬	市民	資源ごみステーション数 381箇所（2月末）資源ごみ量:4,000t民間業者での拠点回収が浸透してきたため新聞・雑誌の落ち込みが大きく、分別収集計画との乖離が発生してきたため、実績値で算出。	資源ごみステーション数 382箇所資源ごみ量:3,777.1t 缶・紙パックの落ち込みが大きい
02	資源ゴミ加工保管	市民	資源ごみステーション数 381箇所（2月末）加工保管量 4,000t民間業者での拠点回収が浸透してきたため新聞・雑誌の落ち込みが大きく、分別収集計画との乖離が発生してきたため、実績値で算出。	資源ごみステーション数 382箇所加工保管量3,777.1t
03	資源ゴミ再商品化	市民	再資源化量1,600t(その他色のびんについては、増加傾向にあるものの、茶びんの落ち込みがあり、総量として横ばいの傾向であるため。)	資源ごみステーション数 382箇所再資源化量1,251.45t (再資源化品目:びん、PET、その他プラ)

3. 投入コスト情報

(単位:千円)

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	備考
直接事業費	100,546	99,596	108,314	108,513	
人件費	4,013	1,450	921	968	
その他(公債費・減価償却費等)					
フルコスト	104,559	101,046	109,235	109,481	

4. 評価指標等の状況

事務事業事後評価シート[平成27年度事業]

指標 コード	指標名	24年度	25年度	26年度	27年度	指標の説明
01	リサイクル率	0.227	0.214	0.203	0.194	ごみ総量に対する資源ごみの量
02	資源ごみの量	4,263	4,083	3,836	3,777	

5. 事後評価(「政策」事業類型5・6のみ)

■目標達成状況 ☐ A. 順調 ☒ B. 概ね順調 ☐ C. 遅れている	達成状況の分析 不燃ごみ及び資源ごみが減少している中、可燃ごみが増えているため、ごみ総量は、横ばいで推移しているが、資源ごみ量が減少傾向であるため、リサイクル率は低下している。	問題点・課題等 集積所における不適正排出状況を見ると、分別がしっかりとされず、資源ごみが他の可燃ごみと混在し、可燃ごみとして排出されることが依然として見受けられる。	
1. 直接的な受益者の範囲 ☐ 不特定多数に及ぶ ☒ 特定されるが多数に及ぶ ☐ 特定少数に限定される	2. 事業廃止の影響 ☒ 大きな不利益やリスクが生じる ☐ ある程度の不利益やリスクが生じる ☐ 不利益やリスクは小さい	3. 国・県・民間との競合関係の有無 ☒ 類似の事業はない ☐ 類似の事業はあるが競合はない ☐ 類似の事業があり競合する	
4. 事業へのニーズの変化 ☒ ニーズが高まっている ☐ ニーズは変わらない ☐ ニーズが低下している又は合致しない	5. 施策の改善需要度(市民意識調査) ☒ 順位が高い ☐ 順位が中程度 ☐ 順位が低い	6. 施策の優先度(市民意識調査) ☐ 順位が高い ☒ 順位が中程度 ☐ 順位が低い	
7. 他市町村に比較しての優位性 ☐ 先進的またはユニークな事業である ☒ 他と同程度の事業である ☐ 遅れている事業である	8. 実施主体の代替性 ☐ 民間委託等の拡充は難しい ☒ 民間委託等の拡充が十分に可能 ☐ 全部委託や実施主体の移行が可能	9. 経済性・効率性の向上 ☐ 今以上の効率化や改善は難しい ☒ 効率化や改善を図ることは十分に可能 ☐ 効率化や改善の余地が大きい	
■事業の見直し方策			■今後の方向性 ☐ I. 拡充 ☐ IV. 廃止・休止 ☒ II. 継続 ☐ V. 完了 ☐ III. 縮小

事務事業事後評価シート[平成27年度事業]

1. 基本情報

■事業の担当課	生活環境部クリーン推進課	■担当係	ごみ減量係
■評価事業名称	集団資源回収事業費補助金		
■事業開始年度			
■評価事業コード	030300 - 023	■会計区分	一般会計
■総合計画での位置づけ	■政策	04 美しい環境と心を守り育てるまちづくり	
	■基本施策	02 資源循環型社会の形成	
	■施策	03 リサイクルの推進	
■事業の種類	06 負担金・補助金(任意・ソフト事業)	■政策・業務区分	政策
■法令の根拠区分	法令に特に定めのないもの		
■法令等の名称			
■関連計画の名称	北上市ごみ処理基本計画		
■事業の目的と概要	資源ごみの収集運搬等及びリサイクルに係る経費を減らすため、各種団体で自主的に回収することでリサイクルの推進及びごみの減量化を図る。集団資源回収事業費補助金(5円/Kg)を資源ごみ収集体体に対し交付。		

2. 細事業の活動実績情報

細事業コード	細事業名称	事業の対象	平成27年度事業計画	平成27年度事業量実績
01	集団資源回収事業費補助金	集団資源回収事業登録団体	集団資源予定回収量:1,540t補助金予定額:7,700千円 固定交付団体:246団体	集団資源回収量1,257t、補助金額5,812,200円、交付団体242団体

3. 投入コスト情報

(単位:千円)

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	備考
直接事業費	8,279	7,168	6,155	5,812	
人件費	3,698	2,840	384	372	
その他(公債費・減価償却費等)					
フルコスト	11,977	10,008	6,539	6,184	

4. 評価指標等の状況

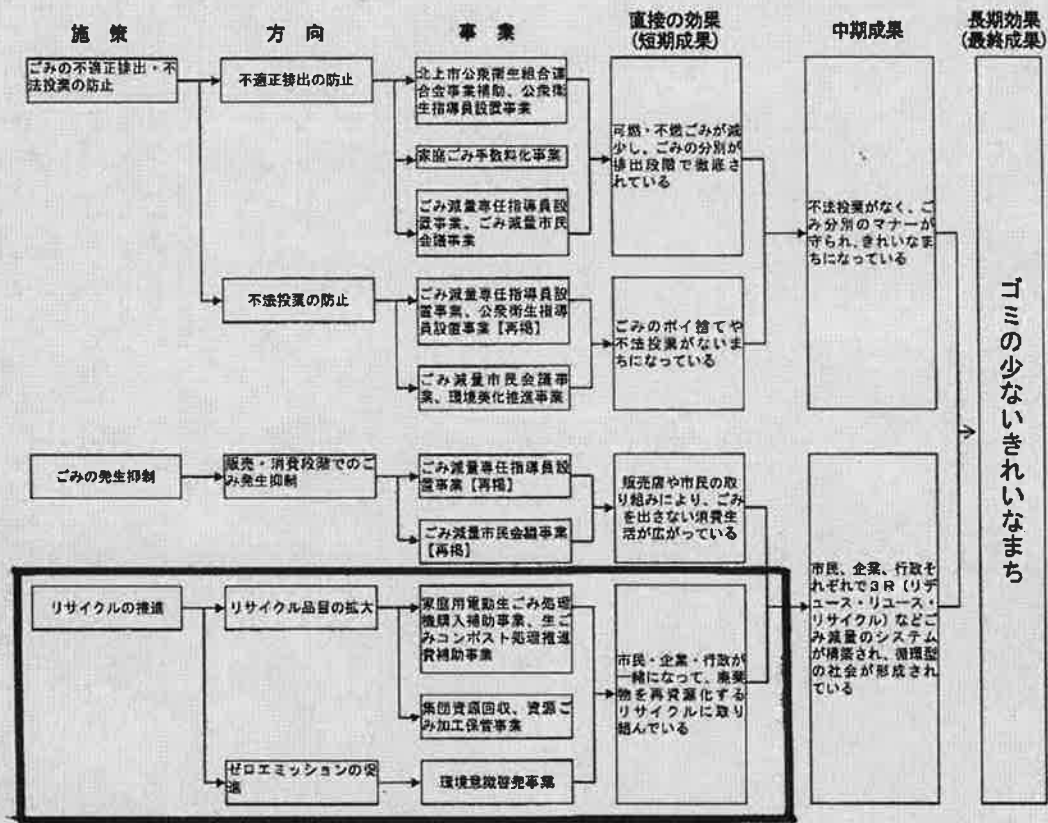
指標コード	指標名	24年度	25年度	26年度	27年度	指標の説明
01	集団資源回収量	1,655t	1,413t	1,340t	1,257t	
02	団体数	255	248	246	242	集団資源回収事業実施団体数。団体数は減少傾向である。
03	リサイクル率	0.227	0.214	0.203	0.194	

事務事業事後評価シート[平成27年度事業]

5. 事後評価(「政策」事業類型5・6のみ)

■目標達成状況	達成状況の分析	問題点・課題等
☐ A. 順調 ☐ B. 概ね順調 ☒ C. 遅れている	児童の人口が減少していることもあり、子供会関係の実施団体数が減少している。資源ごみ回収店舗の利用定着も回収量減少の一因と考える。	実施団体数、集団資源回収量が減少傾向にあること。
1. 直接的な受益者の範囲 ☐ 不特定多数に及ぶ ☒ 特定されるが多数に及ぶ ☐ 特定少数に限定される	2. 事業廃止の影響 ☐ 大きな不利益やリスクが生じる ☒ ある程度の不利益やリスクが生じる ☐ 不利益やリスクは小さい	3. 国・県・民間との競合関係の有無 ☒ 類似の事業はない ☐ 類似の事業はあるが競合はない ☐ 類似の事業があり競合する
4. 事業へのニーズの変化 ☐ ニーズが高まっている ☒ ニーズは変わらない ☐ ニーズが低下している又は合致しない	5. 施策の改善需要度(市民意識調査) ☒ 順位が高い ☐ 順位が中程度 ☐ 順位が低い	6. 施策の優先度(市民意識調査) ☐ 順位が高い ☒ 順位が中程度 ☐ 順位が低い
7. 他市町村に比較しての優位性 ☐ 先進的またはユニークな事業である ☒ 他と同程度の事業である ☐ 遅れている事業である	8. 実施主体の代替性 ☒ 民間委託等の拡充は難しい ☐ 民間委託等の拡充が十分に可能 ☐ 全部委託や実施主体の移行が可能	9. 経済性・効率性の向上 ☐ 今以上の効率化や改善は難しい ☒ 効率化や改善を図ることは十分に可能 ☐ 効率化や改善の余地が大きい
■事業の見直し方策 綿100%や毛布に限らず、衣類全般を資源回収品目とし、収集量増加を図り、資源化を推進する。		
■今後の方向性 ☐ I. 拡充 ☒ II. 継続 ☐ III. 縮小 ☐ IV. 廃止・休止 ☐ V. 完了		

◆基本施策4-2 資源循環型社会の形成



北上市出資法人等協働評価シート（評価用）

[法人の評価]

■ 1. 目的適合性（公益性）

※チェックは○・△・×で記載

チェック項目		法人	市担当	委員会
①設立目的に沿った事業をしているか。		○	○	○
②現在の社会経済状況のもとでも設立目的は有効か、希薄化していないか。		○	○	○
③他の民間事業者との競合はないか。代替可能な類似の事業がないか。		○	○	○
④事業廃止により市民は不利益を被るか。		○	○	△

出資等法人の自己評価				
	☐ A. 適切	☒ B. 概ね適切	☐ C. 改善が必要	☐ D. 抜本的な改革が必要
評価の理由	① 運営協会は「日本現代詩歌文学館」の運営管理を目的に平成2年3月に設立され、以来26年の実績の結果、文学館は平成27年度末で蔵書資料130万点を超え、レファレンスを含め詩歌関係者から高い評価をいただいているほか、文学館建設を記念し創設され第30回を数える「詩歌文学館賞」贈賞を担うなど、「日本現代詩歌文学館」が全国規模に成長することに寄与しており、設立目的に沿った事業を展開している。 ② 運営協会は、短詩型文学の専門文学館を管理運営する目的で設立されたが、「日本現代詩歌文学館」を管理運営する専門組織としての設立目的は有効で、希薄化していない。 ③ ①・②からも分かるとおり、設立経緯の特性から26年の実績の中で、短詩型文学の文学館を管理運営するノウハウ（収集・保存・展示・レファレンス・他の文学館との連携・詩歌人との連携など）が蓄積されており、他の民間事業者との競合はない。 ④ ①からも分かるとおり、事業廃止は、収集・保存・サービス提供のノウハウ、全国の詩歌関係者との人脈を断ち切ることであり、日本現代詩歌文学館が全国規模に成長させてきた事業ノウハウの破棄を意味する。事業廃止は文学館の活動を停滞させ、これまで積み上げてきた文学館の実績を放棄するもので、全国の詩歌関係者及び市民の不利益となる。			

市担当部課の点検評価				
	☒ A. 適切	☐ B. 概ね適切	☐ C. 改善が必要	☐ D. 抜本的な改革が必要
評価の理由	① 開館当初の日本唯一の詩歌専門の文学館としての設立目的に沿った事業を行っている。 ② 運営協会は適切な管理運営を行っており、設立目的は有効である。 ③ 他の民間事業者との競合はないものとする。 ④ 今までの実績からも市民にとって不利益になる			

政策評価委員会の評価				
	☐ A. 適切	☒ B. 概ね適切	☐ C. 改善が必要	☐ D. 抜本的な改革が必要
政策評価委員の意見	①-1 設立目的には矛盾していない。 ①-2 設立目的に沿って活動していると認められる。 ①-3 詩歌資料の収集保存、国内外関係者等の利用、文学の振興・発展への寄与を設立目的としている。1990年の日本現代詩歌文学館設立以降約130万の資料を収集しており、本財団法人設立後も、2014年度約3万3千点、2015年度約4万点を収集整理している。また、ホームページでの資料検索、レファレンス活動、詩歌文学鑑賞の実施など、設立目的に沿った事業が十分行われている。			

北上市出資法人等協働評価シート（評価用）

	①－４ 事業の工夫（新機軸）も考えてほしい。
	②－１ 地域の特色を出すという面からより特色ある活動が求められており、その面からも設立目的は希薄化していない。
	②－２ 設立目標は有効であり、希薄化していないが、市民にとっての文化振興を期待するならば、物足りなさを感じる。
	②－３ 全国に開かれた文学館としての機能は希薄化していないが、その機能を市民の文化活動の推進に結びつけていくためには、財団と市との一層の連繋・協力が求められる。
	③－１ 他の民間事業者との競合はなく、類似の事業も見当たらない。
	③－２ 設立目的に鑑み、代替可能な事業体はないと考えられる。
	③－３ 本事業は専門性の高い能力と全国の詩歌関係者との協力が不可欠であり、他の民間事業者との競合や代替性はない。
	④－１ 事業を廃止すれば、現代詩歌資料を収集する拠点はなくなり、市民及び国内外の利用機会が失われるため、市民は不利益を被る。
	④－２ 現状における市民の利用は貸館的利用が中心であり、多々益々便ずという点から、無くなれば市民にとっては不利益かもしれないが、他の施設でも代替できる利用内容が多く、事業廃止に至っても市民はさほど不利益を被るとは考え難い。
	④－３ 本施設は、総合計画に掲げる「市民が気軽に親しむ施設」に位置づけられる施設とは言いがたいことから、市民が不利益を被るとまでは言いがたい。

■ 2. 財務状況（経営の持続可能性）

※チェックは○・△・×で記載

チェック項目		法人	市担当	委員会
①市に対する財政依存度が減少の方向にあるか。（削減努力をしているか）		○	○	○
②事業に係る市に対する財政依存度は低いか。（市からの委託事業等以外の自主事業の割合が高いか）		△	△	△
出資等法人の自己評価				
評価の理由	☐ A. 適切 ☒ B. 概ね適切（一部見直し） ☐ C. 改善が必要（一部見直し） ☐ D. 抜本的な改革が必要			
	① 指定管理の性質上、指定管理料の範囲内で文学館を管理運営しており、経費削減に努め、残金は協定に基づき返還している。因みに、平成27年度は前年度に比較し経常費用で335万円の経費削減を行った。 ② 運営協会は、文学館の管理運営を目的に設立された。指定管理者の立場から指定管理料（委託料）を基に管理運営を行っている。法人化に伴い、今後、独自財源を確保し自主事業の展開が課題であることは理事会で確認している。			
市担当部課の点検評価				
評価の理由	☐ A. 適切 ☒ B. 概ね適切 ☐ C. 改善が必要 ☐ D. 抜本的な改革が必要			
	① 北上市からの指定管理料の範囲で管理運営を行っており、経費節減にも努めている。 ② 自主財源の確保に向けた展開を考えることが必要になっている。			
政策評価委員会の評価				

北上市出資法人等協働評価シート（評価用）

政策評価 委員の意見	☐ A. 適切	☒ B. 概ね適切	☐ C. 改善が必要	☐ D. 抜本的な改革が必要
	①-1 必要経費とその使い方などの点から、現状の方向に特に問題を感じないことから、削減努力を求められる根拠は見当たらない。 ①-2 本事業の多くは市からの指定管理料によって運営されているが、2016年度は15年度に比べ、指定管理料が約500万円減少している。 ①-3 管理料の残金を返納するなど、一定の努力をしていることは評価できるものの、より特色を出すための活動を財政面で支援していくなどの対策も必要と考える。 ②-1 全国から愛好家を集客できる有償イベント等の開催により努めるべきである。 ②-2 指定管理料への依存度が高いが、本事業の性格上致し方ないと考えられる。 ②-3 協会の役目は、現状を上回るような自主財源を得る目的で設立されたのではなく、また、これを期待した指定管理契約ではないことから、現状に特に問題を感じない。市が法人の自主財源確保を期待しているのならば、その主旨や根拠が明確とは言えない。したがって、依存度が高いといわれる根拠は見当たらない。			

■ 3. 運営状況（計画性および効率性）

※チェックは○・△・×で記載

チェック項目	法人	市担当	委員会
①経営の基本理念・方針を策定しているか。	○	○	○
②中長期経営計画を策定し、計画的に事業運営を行っているか。	△	△	△
③設立目的に沿った十分な成果を上げているか。	○	○	○
④顧客ニーズを適切に把握できているか。	○	○	△
⑤市民への情報公開を積極的に行っているか。	○	○	△
⑥効率的な組織体制となっているか。（職員の技術力・専門性は十分に確保されているか、また適切な人員配置ができていないか。）	△	△	○
⑦役職員の人件費は適切か。	○	○	△

出資等法人の自己評価

評価の理由	☐ A. 適切	☒ B. 概ね適切	☐ C. 改善が必要	☐ D. 抜本的な改革が必要
	① 指定管理選定に当たり、5年間の活動の基本理念・方針を策定し発表した。「つなぐ」をキーワードに①「全国と地域をつなぐ」、②「人と資料をつなぐ」を方針に、毎年度の事業計画を策定し、日本現代詩歌文学館の管理運営を行うこととしている。 ② 中長期の経営計画は策定していないが、指定管理者の立場から基本協定及び年度協定の指定管理者業務仕様書に基づき、具体的な事業計画書を策定及び事業実績書を市に提出し計画的な事業運営を行っている。また、法人の目的を達成するため定款に位置づけている事業については、毎年度事業計画に定款各号毎の事業を掲げ策定し、理事会の承認を受け計画的に事業実施している。 ③ 設立目的の一つ目は「我が国の詩歌に関する資料の収集・保存」に関しては平成27年度末で130万点を超え詩歌資料の充実度は日本トップクラスであること、二つ目は「我が国の文学関係者等の利用に供すること」については、所蔵資料の豊富さやレファレンス対応能力は詩歌関係者から高い評価を得ていること、三つ目の「文学の振興と文化の発展への寄与」に関しては、以上の二つの目的の成果に加え、第30回を数える詩歌文学館賞贈賞を担			

北上市出資法人等協働評価シート（評価用）

	ってきたことや、我が国では初公開となった特別企画展の「塚本邦雄展 - 現代短歌の開拓者 -」を開催するなど、専門的な常設展・特別展の開催を通じ、我が国の文学の発展に寄与している。一方で、そういった側面が市民に十分に浸透しているとは言い難く、地元詩歌団体の作品展示や詩歌講座等、地域愛好者のすそ野を広げる事業を行い、市民へのアプローチも継続的に続けている。 ④ 全国の詩歌関係者で組織する「日本現代詩歌文学館振興会」と連携し、全国約750人の振興会評議員（協力員）に館報（年3回）を送付するとともにニーズ把握に努めているほか、運営協会企画委員（県内詩歌関係者）の意見を事業に反映している。 ⑤ ホームページ、詩歌関係誌、市の広報などを活用し情報公開している。 ⑥ 常設展及び特別企画展の企画力、レファレンス対応力など、職員の技術力・専門性は十分確保されているが、寄贈資料の受入・登録に時間を要している。 ⑦ 理事長除き役員は日額報酬であり、法人移行を機に職員も派遣職員のプロパー職員化を進め、人件費を削減している。				
評価の理由	市担当部課の点検評価 <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 25%;">☐ A. 適切</td> <td style="width: 25%;">☒ B. 概ね適切</td> <td style="width: 25%;">☐ C. 改善が必要</td> <td style="width: 25%;">☐ D. 抜本的な改革が必要</td> </tr> </table> ① 指定管理者として市の施策に沿ったものを策定している。 ② 中長期の計画は策定していないが、計画的な事業運営について2カ月に1回の定期合同会議を開催するなど常時市と連絡を密にとって進めている。 ③ 収集した資料の数や今までの事業実績を見ても十分な成果を上げているものとする。 ④ 全国の詩歌関係者だけでなく、市民の講座に関してもアンケートを取るなどし、ニーズの把握につとめている。 ⑤ ホームページや広報紙を使って、適切に行われている。 ⑥ 専門の職員を雇い入れるなど人材確保に努力しているが、資料整理の面で遅れが生じているためその解消方法を検討する必要がある。 ⑦ 人件費を削減する努力をしており、適切と考える。	☐ A. 適切	☒ B. 概ね適切	☐ C. 改善が必要	☐ D. 抜本的な改革が必要
	☐ A. 適切	☒ B. 概ね適切	☐ C. 改善が必要	☐ D. 抜本的な改革が必要	
政策評価委員会の評価 <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 25%;">☐ A. 適切</td> <td style="width: 25%;">☐ B. 概ね適切</td> <td style="width: 25%;">☒ C. 改善が必要</td> <td style="width: 25%;">☐ D. 抜本的な改革が必要</td> </tr> </table> ①-1 設立目的に沿った方針等を策定しているとする。 ①-2 「日本現代詩歌文学館の活動方針」（2013年11月19日）を定め、①全国と地域をつなぐ、②人と資料（モノ）をつなぐ、という理念・方針を策定している。 ①-3 指定管理を受けるに当たって5年間の活動方針を定めているが、経営理念は未定である。 ②-1 経営的な中長期計画は策定されていない。 ②-2 ①のとおり中長期的な活動方針を策定しているが、事業・財務計画を含む「中長期経営計画」は策定していない。 ②-3 事業費の殆どを市の財源に依存しており、独自の経営計画を策定しているとは認めがたい。 ③-1 法人は、年間3万点を超える資料の収集整理、ホームページでの資料検索の提供、レファレンス、現代詩歌文学鑑賞の授与、研究紀要・館報の発行を実施しており、設立目的に沿った十分な成果を上げていると言える。 ③-2 資料の収集が設立目的とするならば、成果を上げていると言える。ただ、市の文化振興に市民の文化的サービスの享受まで含まれるのであれば、物足りない。	☐ A. 適切	☐ B. 概ね適切	☒ C. 改善が必要	☐ D. 抜本的な改革が必要	
☐ A. 適切	☐ B. 概ね適切	☒ C. 改善が必要	☐ D. 抜本的な改革が必要		
政策評価委員の意見					

北上市出資法人等協働評価シート（評価用）

- ③－３ 設立目的に沿った一定の成果を挙げているといえるが、よりアピールする事業の企画も必要である。
- ③－４ もう少し工夫が必要である。
-
- ④－１ 全国に向けて、基本的なニーズ把握を行っている。しかしながら、専門家・愛好家に対する全国的な文学的な企画事業などが十分に実施されているとは思えない実態から、必ずしも適切な対応が行われているとは言えないのではないかと。取り組んでいても、成果に結びついていないのであれば、その要因分析は必要。
- ④－２ 全国の詩歌関係者のニーズについては、日本現代詩歌文学館振興会との連繋により把握されていると思われるが、地域の人々のニーズについては、学校との連繋などに一層努めることが期待される。
- ④－３ 寄贈書籍の数からいえば文学館として関係者に期待されていると言える。しかし、昨今の寄贈書籍数の減少が気にかかる。原因を詳細に分析し、対策を講じるべきと考える。
-
- ⑤－１ 市民への基本的な広報は行われているが、利用内容から、積極的に施設や協会の持つ特徴・魅力や価値にもとづく発信をしているかは疑問。こうした情報発信をしているにもかかわらず、それに対応した利用が少ないとすれば、その要因分析が必要。
- ⑤－２ ＨＰを有し情報発信を行っているが、ＨＰ上には運営関係の報告がない。
- ⑤－３ ホームページを開設し、詩歌文学館の紹介、利用案内、資料検索等提供しているが、さらに、事業報告書や館報もホームページ上で閲覧できるようにしてはどうか。
- ⑤－４ ＳＮＳなどの開発も工夫。
-
- ⑥－１ 学芸員等の専門的資格を有する職員が適切に配置されている。また、法人の人事面での自立化が進められつつある。
- ⑥－２ 専門人材を積極的に雇用するとともに非常勤職員の活用にも工夫が見られる。
- ⑥－３ 資料の収集が主たる責務とすれば、現状の組織体制で良いと考えるが、施設の持つ価値を十分に生かした活動ができているかという点では適切とは考えにくい。
- ⑥－４ 同人誌などは図書コードが付されていないものがほとんどでアーカイブの仕組みの問題として整理検討が必要。また、学芸員は充実しているがプロモーションの専門家が不在なのではないか。
-
- ⑦－１ 現状ではやむを得ないかもしれないが、施設と協会の持つ力を、市のまちづくりに結び付けようとするならば、有力な職員にとって、より魅力のある職場となるよう給与面などでも配慮すべきだと考える。
- ⑦－２ 安価であれば良いとは言えない。より専門的な人材を雇用するとすれば、給与水準は安価といえる。また、現スタッフのスキルアップと情報発信力の強化も重要である。
- ⑦－３ 専門性に対して安い。専門性を評価した賃金にすべき。
- ⑦－４ 人件費は抑制されており問題はない。

【市の関わり方の評価】

■ ４．市の施策との関わり（市の方針評価）

※チェックは○・△・×で記載

チェック項目	市担当	委員会
①市の施策と法人の設立目的、活動内容は適切な方向性にあるか。	○	△
②市の期待する成果を十分に上げることが見込めるか。	○	△
③市の財政的・人的関与状況は適切か。	△	○
④市の方針によらない場合に、市民が不利益を被るか。	○	△

北上市出資法人等協働評価シート（評価用）

⑤施策の実現のために、または、施策の転換等があった場合について、市は適切な対応を行っているか。		△	
評価の理由	☐ A. 適切 ☒ B. 概ね適切 ☐ C. 改善が必要 ☐ D. 抜本的な改革が必要		
	① 市の施策をとらえて適切な活動を行っている。 ② 市の施策や文学館の果たすべき役割を理解し、成果を上げることが十分に期待できる。 ③ 市からの派遣職員について、人数や任期のことなど今後検討が必要である。 ④ 詩歌を通じた芸術文化の中心的な役割を果たしており、市民が不利益を被ると考える。		
政策評価委員会の評価			
政策評価委員の意見	☐ A. 適切 ☐ B. 概ね適切 ☒ C. 改善が必要 ☐ D. 抜本的な改革が必要		
	①－１ 市が施設の持つ価値を市民の文化振興やまちづくりに活かしていこうとする目標を持っているならば、これを実現するための市としての取り組みは不十分と言わざるを得ない。 ①－２ 本法人の設立目的は「日本有数の…」であり、市の施策としては「市民が気軽に芸術文化に親しむ」ことであり、双方の理念は必ずしも一致しているとは言い難い。 ①－３ 市の総合計画では、施策の直接効果を「市民が気軽に芸術文化に親しむことができる」とのみ捉えている一方で、法人の設立目的及び活動方針では、日本現代詩歌文学館の役割を、(1)高度な専門性を有する全国対象の文学館、及び(2)地域に密着した生涯学習施設の２側面から位置づけており、両者の間に文学館の位置づけに関する齟齬が見られる。市の施策と設立目的との調整を行うことにより、詩歌文学館の役割をより一層高めることができるのではないかと。 ②－１ このままの市の取り組み状況からは、市の文化振興やまちづくりに向けた成果を今以上に期待することは難しい。 ②－２ 市が期待する「市民が気軽に芸術文化に親しむことができる」という機能については、学校との連繋などより一層の努力が望まれる。 ②－３ ①の面からどっち付かずの事業となっている。 ③－１ 市の財政的・人的関与が過剰であるとは思われず、適切と考えられる。 ③－２ 方針のずれ、限られた市の財政・人的資源の中では健闘していると言える。 ③－３ 市が今以上の成果を期待するならば、協会との協働・協議のあり方を再検討すべきではないか。また、市民の潜在的な要求も含めて、市民の意向を探る努力が求められる。 ④－１ 市の方針によらない場合は、市民は不利益を被るが、市の方針に対応する成果が得られていないことから、結果的に市民が不利益を被っているものと考えられる。 ④－２ 日本現代詩歌文学館の設置及び本財団法人への運営委託が行われなくなると、全国で唯一の詩歌文学館機能が失われ、それに伴い市の重要な文化施設が利用できなくなることにより、市民は不利益を被ると考えられる。 ⑤－１ 一層の努力が必要。 ⑤－２ 市の文化振興の実現という点からは、市の対応は不十分だと考える。 ⑤－３ 全国で唯一の詩歌文学館という全国的価値を持つ施設を維持するという役割と北上市民にとっての文化的価値とを結びつける方向で、市の施策体系における位置づけをより明確にすることが望まれる。		

北上市出資法人等協働評価シート（評価用）

- ⑤－４ 時代は特色ある施設を求めており、その面から市のロジックモデルを再検討すべきと考える。
- ⑤－５ 施策において、国の方針である「文化力によるまちづくり」と「国際交流（現在はすでに国際発信の段階に進行）」の観点について遅れがみられる。早急な対応が必要ではないか。

■ 5. 総括意見

政策評価
委員の意見

- ①－１ 日本詩歌文学館が全国的に見ても重要な施設であり、その運営のため本法人が十分な機能を果たしていると評価できる。(1)全国的機能と、(2)北上市民にとっての機能が有機的に結びつくよう、市と法人の両者が緊密に協議することが一層期待される。
- ①－２ 施設と協会の存在自体は市にとって大きな財産であると考え。しかしながら、全国的な詩歌文学の拠点としての存在であるにもかかわらず、これを市や市民の利益に結びつくような取り組みになっていないように思える。市と協会は、施設の専門性を生かすとともに、協会の専門性と主体性を生かしながらも、市や市民の利益に結びつけるための検討と協議を行うべきではないか。
- ①－３ 現代詩歌文学の殿堂という他に類を見ない施設を有しておりながら、幅広い範囲のカバー、手軽な市民向けサービスの向上をもとめられるなど、施設の特色を活かしているとは言い難い。そこで、本施設では現代詩歌のどの分野にスポットを当て、日本唯一の施設として売りにしていくのか、また、当該分野のコアなファンをどう引きつけていくのか、その戦略性を検討すべきである。その上で、市民が「気軽に」ではなく「誇りと想いを」有する施設に転換していくべきである。
- ①－４ 今後、多彩な事業プログラムの企画展開による魅力発信を強化する必要があるのではないかと。このことにより事業収入の拡充、マーケティングの強化などによる資金調達など、従来の愛好家だけではない方策が考えられてよいのではないかと。また観光・福祉・まちづくり・防災など他の政策領域と積極的な連携強化を図っていくことも大切と考える。短詩系文学の悉皆収集は、とすると総花的でアーカイブの限界も感じる。絞り込みと深掘りの方角性も検討すべき。サラダ記念日とは言わないまでも、この分野のスターがほしい。媒体とタイアップで新しい仕掛け（コンテスト→ex：詩のボクシング）など新機軸が出てこないかと長期低迷のモードにならないかと心配。
- ①－５ 上記①１～４の視点に基づいた総合計画の見直し含め、検討が必要である。
- ①－６ 資料収集について、整理の方法を再検討すべき。
- ①－７ 悉皆収集について、分野の絞り込みも含め、再検討すべき。

■ 6. その他特記事項・参考意見等

政策評価
委員の意見

- ①－１ 日本現代詩歌文学館という全国にもまれな専門施設の設置意義は、我が国の「文化芸術の振興に関する第4次基本方針（2015年5月22日閣議決定）」に照らしても我が国が目指すべき「文化芸術立国」の姿を実現する意味でも、その先見性と存在意義は大いに評価されるべき施設と考えられる。また、今後、文化権の保障を官民協働で行うことや東京2020に向けた文化プログラムの実施を考えると、詩歌という日本固有の文化分野の中核的役割を担える施設としての期待感が高まるのである。こうした観点からは、専門人材のさらなる育成と、文化芸術に従事する者の希望が持てる雇用や処遇が求められ、国は誇りを持って働ける基幹産業としての文化や芸術を発展させることをうたっており、運営の効率化、合理化のみが前面にでて、大きな目的を阻害することの無いように望むところである。
- ②－１ 指定管理期間内の予算執行の弾力化を検討してもいいのではないかと。

北上市出資法人等協働評価シート（評価用）

■ 7. 市と協働して事業を行ううえでの市に対する意見等

出資法人等 の意見	文学館条例が制定され32年を経過したことから、改めて設立の経緯を踏まえ、これまでの文学館の成果等を市として検証・評価し、今後の文学館の方向性を提示していただきたい。 →法人の経営方針及び中長期計画策定に反映。 ・日本現代詩歌文学館振興基本方針の策定（施策の位置付け、所蔵資料の収集・保存の規模、派遣職員と職員規模、予算規模など）。 ・施設の老朽化に伴う改修・更新計画の策定
----------------------	---

北上市出資法人等協働評価シート(基本情報確認用)

【社団法人・財団法人】

■1. 法人の概要

法人名称	一般財団法人日本現代詩歌文学館運営協会	担当部課名	まちづくり部生涯学習文化課
代表者名	理事長 篠 弘	設立年月日	平成26年3月13日
所在地	北上市本石町2丁目5-60	電話番号	0197-65-1728
設立目的	我が国の詩、短歌、俳句及び川柳等に関する各種資料を収集、保存して、我が国内外の文学関係者等の利用に供することにより、文学の振興と文化の発展に寄与することを目的とする。		
事業内容	1、日本現代詩歌文学館等の管理運営に関すること。 2、詩歌資料の収集、保存、閲覧及び展示、出版に関すること。 3、詩歌資料の調査及び研究に関すること。 4、文化振興及び地域振興に関するイベント等の企画及び実施に関すること。 5、前各号に掲げる事業に関する情報及び資料の収集並びに提供に関すること。 6、その他この法人の目的を達成するために必要な事業。		

■2. 設立の経緯と市の関与

設立の経緯と市の関与(設立時からこれまでの経緯)	1. (管理運営団体の設立)昭和59年4月1日「北上市日本現代詩歌文学館条例」施行。平成2年5月20日「日本現代詩歌文学館」開館。開館に先立ち、詩歌文学館の管理運営体制が検討され、短詩型文学専門の文学館としての特性に見合う全国サービスを展望し、その専門性を重視して、「適正な公的団体に管理委託する」ことが確認され、平成2年3月29日に運営委託団体として「日本現代詩歌文学館運営協会(理事長高橋盛吉北上市長:以降歴代市長が理事長に就任)」が設立された。 2. (非公募・政策遂行型施設の指定管理者)第1回指定管理(H18.4-H23.3)、第2回指定管理(H23.4-H26.3)、第3回指定管理(H26.4-H31.3) 3. (法人化)H26.4.1に任意団体から一般財団法人に移行(理事長篠弘)。法人の設立者北上市長高橋敏彦、設立者が拠出する財産及びその価額 金銭 10,000,000円
--------------------------	--

■3. 資本金等の状況

H27.3.31現在

資本金(基本財産)	10,000 千円	うち市出資額(出えん額)	10,000 千円	市出資等割合	100.0 %
その他の主な出資者(出えん者)	出資者(出えん者)の名称			出資等金額	出資等割合
	①			千円	%
	②			千円	%
	③			千円	%

■4. 役職員の状況

H27.3.31現在

役員数	常勤役員			非常勤役員			合計
	うち市OB	うち市派遣		うち市OB	うち市派遣		
	0	0	0	9	0	2	9 人
職員数	常勤職員			非常勤・臨時職員			合計
	うち市OB	うち市派遣		うち市OB	うち市派遣		
	5	1	2	14	0	0	19 人
役員の平均年齢		69 才		常勤職員の平均年齢		42 才	

■5. 情報公開の状況

情報公開規定の有無	☐ 有り	☒ 無し	ホームページの有無	☒ 有り	☐ 無し
情報開示の方法	年3回館報、ホームページ、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第129条及び定款第8条第3項に基づく公開				
ホームページアドレス	URL http://www.shiikabun.jp				
ホームページでの経営状況等情報提供内容					
☐ 定款	☐ 役員名簿	☒ 事業報告	☐ 財務諸表		

北上市出資法人等協働評価シート(基本情報確認用)

【社団法人・財団法人】

単位:千円

■6. 財務状況

【正味財産増減計算書】	H25年度	H26年度	H27年度	備考
経常収益		109,014	105,360	
うち基本財産運用益		2	2	
うち事業収益		108,246	104,072	
経常費用		108,164	104,813	
うち事業費		107,648	15,307	
うち管理費		516	574	
うち人件費		51,212	47,965	
当期経常増減額		850	547	
経常外収益		0	0	
経常外費用		0	0	
当期経常外増減額		0	0	
税引前当期一般正味財産増減額		850	547	
法人税等		0	0	
当期一般正味財産増減額		850	547	
当期指定正味財産増減額		0	0	
正味財産期末残高		850	1,397	
【貸借対照表】	H25年度	H26年度	H27年度	備考
資産合計		50,123	51,507	
負債合計		39,273	40,111	
正味財産合計		10,850	11,396	
うち指定正味財産		10,000	10,000	
【財務指標】	H25年度	H26年度	H27年度	
自己資本比率 (正味財産合計÷総資産)×100		21.6%	22.1%	
借入金依存度 (長短期借入金÷総資産)×100				
流動比率 (流動資産÷流動負債)×100				
総資本経常利益率 (経常利益÷総資産)×100		1.7%	1.1%	
総資本回転率 (売上高÷総資産)×100		216.0%	202.1%	
人件費比率 (人件費÷経常経費)×100		47.3%	45.8%	
公益事業比率 (公益事業÷経常費用)×100		-	-	

■7. 市の財政的関与の状況

単位:千円

項 目	H25年度	H26年度	H27年度	備考
補助金・交付金		0	0	
委託料		121,659	121,659	
出資金(追加額)		0	0	
その他(使用料等)		826	896	
合計		122,485	122,555	
損失補償契約に係る債務残高				
貸付金残高				
指定管理施設の名称	日本現代詩歌文学館			

北上市出資法人等協働評価シート(基本情報確認用)

【社団法人・財団法人】

■8. 職員研修の実施状況

研修の種類及び名称	当該年度の受講者数		
	H25年度	H26年度	H27年度
全国文学館協議会総務情報部会		2	2
館内学芸員定例研修会(毎月第4水曜日)		6	6
文化財防虫防菌処理実務研修		1	0
著作権講習		0	1

■9. 設立目的に沿った事業の実施に有効な資格の取得状況

資格の種類及び名称	当該年度末の有資格者数		
	H25年度	H26年度	H27年度
丙種危険物取扱者			1

■10. 事業の実績概要

事業名称	活動実績・成果
第30回詩歌文学館賞贈賞式	(実績)平成27年5月23日に贈賞式・パネルディスカッション・記念講演を開催。参加者240名。(成果)前年刊行された詩・短歌・俳句の最も優れた作品集を選び毎年顕彰(3名作品)、詩歌文学館賞は歴史を重ね短詩型文学においては権威の高いものとなっている。なお、詩歌文学館賞の開催にあたっては、設立当初より(公財)一ツ橋総合財団の全面的な支援をいただいている。
平成27年度常設展「いまを生きる詩歌」	(実績)平成27年3月17日から平成28年3月13日まで「いまを生きる詩歌」をテーマに常設展開催。55作品展示。(成果)戦後70年に際し、詩歌人は如何なる実作活動をしていくべきか、明日への詩歌を考え合う貴重な場を提供できた。
第12回俳句まつり	(実績)平成27年11月14日に小・中・高校生を対象に公募した俳句の表彰式を開催。市内外31校5,470句応募。(成果)小・中・高校生に日本の短詩型文学の一つである俳句の創作機会を提供し、普及に貢献できた。
寄贈資料受入整理	(実績)平成27年度の資料整理状況は、図録・雑誌37,892冊、特別資料1,816点計29,708点を資料登録した。(成果)平成27年度末現在で累計1,323,211点の所蔵資料。全国の詩歌人の財産として、特別資料を除き常時公開しうる状況にある。ホームページからも検索可能。

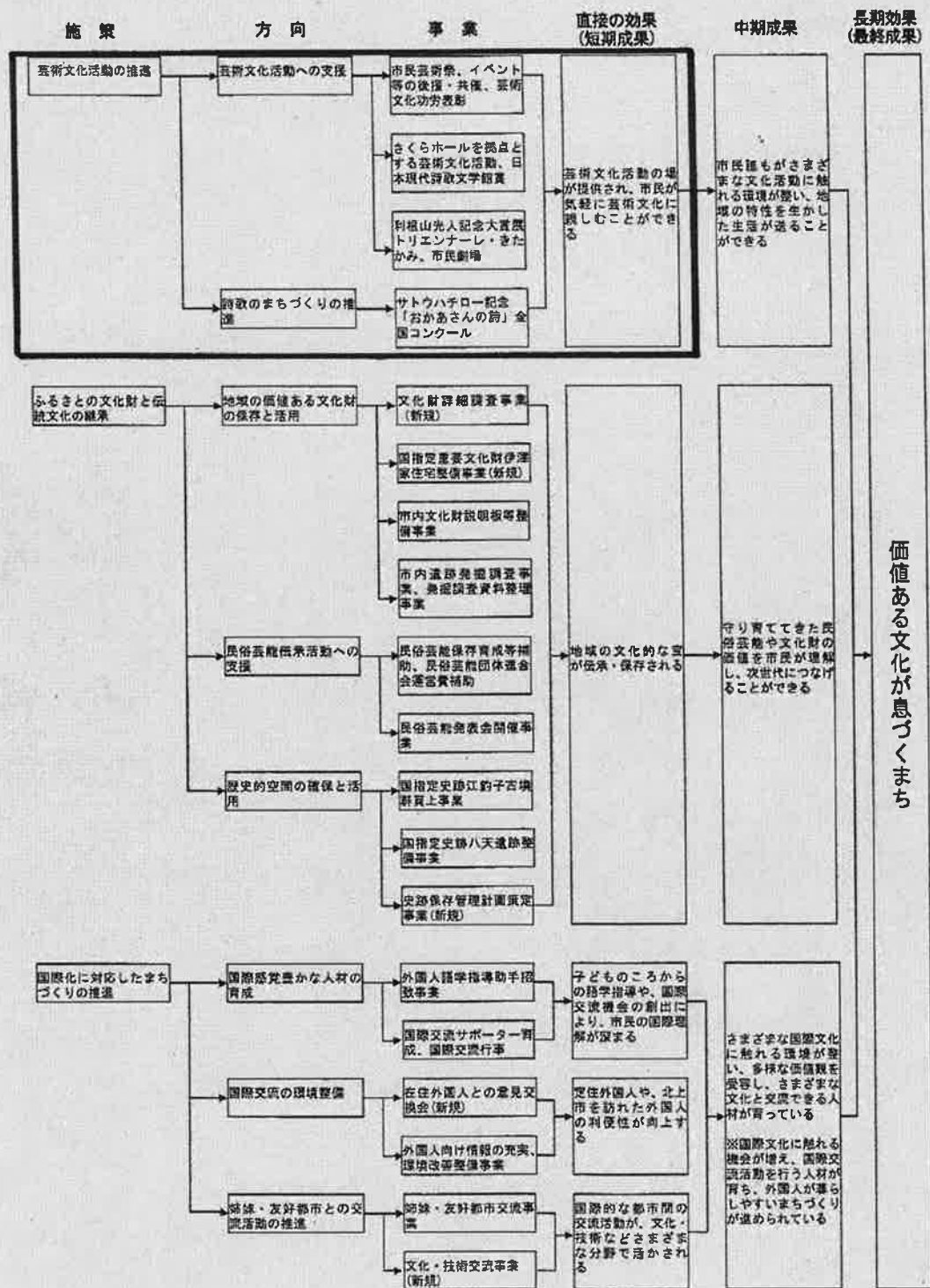
北上市出資法人等協働評価シート(基本情報確認用)

【社団法人・財団法人】

■11. 市の施策との関係(これまでの活用効果及び今後の市の方針)

市の施策	北上市教育振興基本計画に基づき、詩歌文学館を通じて市の芸術文化の振興に努め、芸術文化のまちづくりを推進する。
これまでの活用効果	北上市の芸術文化の振興のため、文学碑めぐりを通じて市内の文学碑の活用に努めるとともに、毎年開かれる「詩歌文学館賞」は、その存在が日本の現代詩歌の殿堂としての価値を高め、全国に情報発信している。また、入門講座やまつりなど、詩歌を身近なものとして捉えるような事業の展開を行っている。建物は市の中心部にある詩歌の森公園の中にあり、市立図書館とも隣接して、詩歌だけでなく、ホール利用も市民の芸術文化の振興の一翼を担っている。
現在の課題	・詩歌文学館を身近なものとして捉えることが市民に浸透しおらず、全国唯一の詩歌の殿堂という意味合いが伝わりきれていない。 ・開館から20年以上経過し、建物や設備等に不具合が生じてきている。
今後の市の方針	・引き続き市民を対象とした講座や事業を開催しながら、詩歌のまちづくりの一端を担ってほしい。 ・建物や設備の修繕等については緊密に連絡を取り合いながら対処し、中・長期的なものに関しては市が実施する全体的な資産マネジメントの中で長寿命化計画を策定し対応する。

◆基本施策 2-4 芸術文化の振興・国際交流の推進



外部評価シート(重要課題)

重要課題	地域コミュニティ政策について
部課等名	まちづくり部 地域づくり課
主要施策	6-2-1 地域の自主的な活動の推進
関連施策	6-1-3 まちづくりをリードする人材の育成 6-2-2 地域が連携した共生するまちづくりの推進

0. 今回の評価について

内 容

今回の外部評価では、北上市の一連の地域づくり活動の支援（地域コミュニティ政策）をテーマに、市が行った成果認識や課題把握といった検証結果や今後の目指すべき方向性（いわゆる内部評価）について、外部の視点で評価をすることで、市の地域コミュニティ政策の一層の改善に活かすことを目指したものである。

1. 総合計画に沿った取り組み状況に対する評価

内 容

内部評価シート1～3参照のとおり（これまでの取り組み）

評 価

☒ A 適切
 ☐ B 概ね適切
 ☐ C 改善が必要
 ☐ D 一層の改革が必要

委員の指摘事項

総合計画の策定を契機に地域の自立と協働の推進に力を入れてきたことは大いに評価できる。また、そのために関連条例の制定、地域計画作成、拠点整備、資金の提供、中間支援NP0の支援などの対策を精力的に展開してきたことは有効だと考える。
 ア ただ、施策のテーマが「地域の自主的な活動の推進」であり、地域自治の確立と行政との協働の推進が本来の狙いであることを、市民・地域自治組織とパートナーである行政職員が、常に認識しつつそれぞれの事業に取り組んできたかどうかは、この資料からは確認が難しい。地域自治と協働が基本であり、そもそも市の協働にかかわる問題点や課題が何であったかを、十分確認されないまま施策や事業が推進されるならば、一定の事業を終えた時、いずれ目標を見失い、活動のマンネリ化・停滞をきたすということを忘れないでほしい。

取 組 状 況

- a 総合計画（H12～22）以来、協働推進条例、自治基本条例、地域づくり組織条例の制定、協働推進条例の改正と、「協働によるまちづくり」という理念に沿った制度づくりが着実に進められている。
- b ただ、自治基本条例が、「市民自らが参画し、協働し、まちづくりを主体的に進める」「市民自治」を掲げ（第3条）、市民の「まちづくりに参画する権利」を謳い（第5条）、市民が「市民自治の主体」である（第6条）と規定しているのに比べると、「協働推進条例」においては、市民の役割を単に「地域社会への関心」「自らできることを考え行動する」「進んで協力する」と述べている（第4条）のは、物足りなさを感じる。地域のことは住民が主体となって地域で決定、執行できる方向で推進条例でも、市民の役割を位置づけてはどうか。
- c 上記の観点からは、公民館の「地域交流センター」化にあたっても、地域自治の拠点という意味を付した名称としても良かったのではないかと。
- d まちづくり協働推進条例では「市民参画による評価」を定めている（第10条）ことから、総合計画の節目の時期には、「協働のまちづくり」全般について、市民参画による評価と見直しを行う必要があるのではないかと。
- ウ 地域づくりは住民自ら解決するという方向で施策が進められていることを高く評価したい。その上で地域づくり事業が事業のPDCAを展開していくための自治組織自体の理解や推進に未だ課題があると感じる。

2. 成果及び課題認識に対する評価

項目	内 容	
	成 果	要 因
成果の認識	成果① 地域課題は地域住民自らが解決するという意識の醸成	地域計画は地域づくり組織が中心となって策定された。
		交付金を活用して地域計画の実現を推進してきた。
	成果② 特色ある地域づくり活動の進展と地域力向上	地域づくり組織が指定管理者として交流センターを直接管理運営し、地域特性を生かした事業を展開してきた。
	成果③ 地域づくり組織が市のパートナーとしてまちづくりを推進	地域づくり組織条例を策定し、地域づくりの担い手を明確にした。
		中間支援NPOによる支援が行われた。
	成果④ 地域NPOがさまざまな事業を展開	地域NPO自身が補助事業等を有効活用した。
		中間支援NPOによる支援が行われた。
	評 価	
	☐ A 適切 ☒ B 概ね適切 ☐ C 改善が必要 ☐ D 一層の改革が必要	
	委員の指摘事項	
	成果① ア	成果についての認識は妥当だと考えるが、その要因の捉え方が不十分である。地域づくり組織が中心になって計画を策定することは重要だが、住民の合意形成や決定の過程が民主的に行われてきたか、参加のレベルがどの程度であったかなどの評価がなされていない。これらがなければ、客観的に意識の醸成を測ることは難しい。また、交付金を活用できるようにしたことは意味があるが、それをもって地域自治の力が高まったという説明は出来ない。
	イ	地域づくり組織が16地区で作られたことは評価できるが、地域づくり組織条例第4条でいう地域づくり組織の各要件にしたがって、地域住民の代表性がどの程度確保されているかを検証することが望まれる。例えば、地区によっては自治組織への加入率が50%を下回っているところもある。
	成果② ア	各地域であげられた地域計画の内容には地域の特性がうかがわれることから、成果の認識は妥当だと考える。 しかし、特色ある地域づくりだと評価するためには、地域の特性を数値や具体的な言語として示す必要がある。データはていねいに作成しているものの、その分析がされているかどうかはわからない。 また、交流センター自体はあくまで自治や活動の場と組織であり、手段であるはずで、活動の進展や地域力向上を評価する指標ではない。したがって、要因の捉え方に疑問がある。各地区の活動内容を整理すれば、地域の特性のレベルは見えて来るはず。重要な点であることから、内部評価の紙面に限りがあるならば、バックデータや分析結果を用意して説明する必要がある。
	イ	地域づくり組織が交流センターを指定管理者として管理運営していることは評価できるが、交流センターが各地区における地域づくりの拠点、住民協働の拠点としての機能を果たしているかの検証も望まれる。
	成果③ ア	地域づくり組織の役割と行政による支援は条例に明確化され保障されており成果として確認できる。しかしながら、行政が役割分担を定め、制度と資金を用意することでパートナーシップが形成されたことは証明できていない。また、行政組織・職員が地域住民と対等に接し、協力しあって共に行動する姿が見えなければ、真のパートナーシップの形成とは言い難い。パートナーシップの定義を明確にすべきだろう。さらに、中間支援NPOがそのための繋ぎ手の役割を果たしてきたかどうかを証明するためには、その活動についての評価と結果の説明が必要だろう。
	イ	①イに同じ。
	成果④ ア	地域NPOについては、地域づくり組織が何を担い、その他の自主的活動組織・グループが生活課題やコミュニティビジネスなど何を担っていくべきか、それは地域内部での住民や自治組織の自治意識の成長過程の中で芽生えてくる。NPOの形態をとるかどうかが重要なのではなく、そうした活動が育まれ人材が形成されることが重要であり、その発育は地域と地域づくり組織の成長を測るバロメーターになる。確かに一部地域に萌芽はみられるが、各地域の活動内容を分析して説明する必要がある。
	イ	口内、黒岩両地区では地域NPOが設立されたが、他の14地区には地域NPOがまだ存在しない。これら地域に対する支援の在り方を検討する必要があるのではないかと。
	その他	地域組織や地域住民の自治意識、自立意識などの成果を測る物指しは、抽象的なものばかりではなく、具体的な指標を見つけ出す必要がある。各地域の活動実績を分析し、そうした物指しを明確化しながら、成果の評価をしていく必要がある。つまり、コミュニティ政策の成果を測る指標を明確化すべきである。また、全体的に要因の捉え方も短絡的に思える。

項目	内 容	
	課 題	要 因
課題の認識	課題① 地域づくり組織が対応すべきことの多様化や複雑化	a 地域住民のニーズが多様化し、対応方法が困難・複雑化が進んできた。
		b 地域づくり組織運営を無償(ボランティア)で行うことに限界がうかがえる。
	課題② 地域づくり活動の担い手・参加者の固定化	地域づくり組織の役員の固定化や高齢化が進んできた。
	課題③ 交流センター職員のスキルアップ	交流センターの職員は、イベントや会議が多く、日常の業務をこなすことで精一杯な状況が見て取れる。
	評 価	
	☐ A 適切 ☐ B 概ね適切 ☒ C 改善が必要 ☐ D 一層の改革が必要	
	委員の指摘事項	
	課題①	対応課題の多様化と複雑化の顕在化、認識化は、組織の自治力とその住民の意識向上の成果と見るべきで、当然の結果だと考えられる。課題の捉え方としては表層的で具体性に欠け、したがって、要因の捉え方も抽象的であり、適切かつ具体的な対策を立てることに結びついていない。
		協働を進めるにあたっては、市と地域づくり組織との間での役割分担を明確にする必要がある。そのうえで、地域づくり組織が担うべき事項を増やす方向性を模索するのであれば、それを可能とする財政的支援を検討することが必要だろう。
	課題②	ア 課題①と同様に表層的であり、これでは適切かつ具体的な対策は立てられない。
		イ 地域づくり組織の加入率、住民の参画を高める必要がある。地域の人口減少・高齢化が進んでいる地域では、若手の交流センター職員の働きが期待される。そのためには、センター職員が継続的に働ける待遇を確保することも重要ではないか。
	課題③	ア 課題①と同様に表層的であり、これでは適切かつ具体的な対策は立てられない。
		イ 職員のスキルアップのためには、研修のための時間とともに費用も課題となる。
	その他	ア 参加の質、過程の共有レベル、パートナーシップのレベル、中間支援NP0の技術と効果など自立と協働に関する重要な点についての内部評価が行われておらず、このこと自体が大きな課題ではないか。上げられた課題が表層的・抽象的であることから、要因分析が短絡的になっている。それは基礎的なデータの分析方法が開発・検討されていないことにも原因がある。
		イ 課題の捉え方が抽象的である。もっと具体化して表現することにより、解決策も具体化できるので、そのように分析を行うべきである。そのうえで、上記以外の課題として次の事項を検討すべきである。 ・地域計画を地域でPDCAを回す仕組みの整備 ・地域内外の会議が多くスタッフが忙殺されているように見受けられることから、連絡調整等の会議のスリム化を図り、スタッフのスキル向上や事業の推進に注力できる環境づくり ・地域がソーシャルビジネスやコミュニティビジネスを起こしていく仕掛け作り

項目	内 容		内 容
			主な取り組み
課題の解決	解決①	ア 地域づくり組織への支援のあり方の検討	運営や事業実施のノウハウは蓄積されてきた反面、活動内容の見直しや次のステップへの展開が進んでいないことから、市民情報活動センターの相談員を派遣するなどの、支援の在り方を検証するもの。
		イ 地域づくり総合交付金のあり方の検討	地域づくり組織の体制強化のため運営費の在り方を検証するもの。
	解決②	ア 市民活動の支援	まちづくりチャレンジ補助金で市民活動を支援し底上げを図ろうとするもの。
		イ 人材育成の研修活用	地域づくり組織から全国地域リーダー養成塾への塾生を派遣しレベルアップを図ろうとするもの。
	解決③	交流センター職員の研修、情報共有の機会	交流センター推進員会議を実施し、センター職員の研修の場を設けるとともに、情報共有することで、各地区の業務改善を図る。
	評 価		
	☐ A 適切 ☐ B 概ね適切 ☒ C 改善が必要 ☐ D 一層の改革が必要		
	委員の指摘事項		
	解決①	ア	地域づくり組織の収入のかかなりの部分が市からの指定管理になっている。地域づくり組織が取り組む業務と指定管理料を見直すことにより、センター職員の雇用を含め地域づくり組織が安定的に運営できる基盤を作ることができるのではないか。
		b	相談員の派遣に当たっては、地域計画のPDCAのあり方の研修も含んで支援すべき。
	イ		地域づくり総合交付金の対象や期間などについて、これまでも使う側の視点に立って見直しを行ってきたてはいるものの、更に自由度を一層高めてはどうか。
	解決②	ア	協働推進条例第11条でいう協働提案を活用するなどし、地域づくり組織が、協働で行う領域を広め、地域住民が地域のことを決められる仕組みがあれば、市民活動へのインセンティブが得られるのではないか。
		b	地域でのビジネス創出の観点も含んで検討されたい。
		イ	先進地域調査も検討されたい。
	解決③		会議における意見集約の効率化等を図るための研修なども検討されたい。
	その他	ア	①～③の課題の解決のための取り組みについてはいずれも適切だと考える。ただ、その前に「課題の認識」で述べたように、課題の捉え方そのものを再検討すべきである。言い換えれば、事業の成果を評価する視点が正しくなければ、課題そのものも違ったものになりかねない。具体的には、すでに述べたように、地域づくり組織の自立、地域自治のレベル、地域住民の参加の質と量、協働の質と量、コミュニティビジネスなど自立的な活動の進展などについて、継続的に評価した上で、課題を明らかにしていかなければ、その解決方法も外的を外しかねない。
		イ	課題の設定が抽象的であるので、解決策もぼやけたものになっている。課題を具体的に捉え、その具体的な課題を解決する方策を具体的に掲げ、取り組み、評価する、というPDCAサイクルが必要である。

3. 今後の方向性に対する評価

項目	内容
今後の方向性	今後も、16地区の特性を生かしながら、地域が進めてきた取り組みの成果を引き継ぎ、自主的な活動が展開していけるよう必要な支援を行い、地域づくり組織をパートナーとして、ともにまちづくりを進めていく。
	評価
	☐ A 適切 ☐ B 概ね適切 ☒ C 改善が必要 ☐ D 一層の改革が必要
	委員の指摘事項
	政策目標を実現するための手段としての地域づくり組織の再編、地域計画の策定や交流センターの再編、資金提供と制度の整備については、適切な対応を行ってきたと評価できる。 ① しかしながら、政策目標が地域の自治・自立、多様な主体の協働、地域づくりの人材の形成などであるはず。だとすれば、それを評価できる指標の明確化が必要であり、そのための意識調査や関係者の意見交換など議論が必要である。これらの点を明らかにしないと、資金提供や支援の効果を明らかにすることが難しい。 ② 16地区を「自主的な活動が展開」される単位のみならず、自治基本条例が掲げる「市民自治」の単位として発展していくことも、今後の方向性の一つと考えられるのではないか。 ③ 指定管理の在り方について、それぞれの地域づくり組織の特性を踏まえた運用の在り方を検討すべきである。

4. 総括評価（全体総括）

- ① 地域自治・協働に向けた対策は、多くの地方自治体にとって喫緊の重要課題である中で、北上市のこの取り組みは先進的で、実効性のある時宜を得た政策である。地域づくり組織の自主的活動を支援していくというスタンスを明確にし、各種の施策を講じていることは高く評価したい。
- また、市内の各地域づくり組織についても、限られた予算の中で意欲的な活動を展開するなど、実効性のある成果を見せていることについて、大いに評価したい。

- ② 政策目標は重要であり、これを実現するための手段として有効な事業も多種用意されてきたが、一方で到達目標の姿が明確に定義されているとは言い難い。そのために成果の指標やその要因分析などが不十分なものとなり、到達目標を実現するための課題認識についての検討不足を感じる。その結果、今後の展開方法に具体性が欠けているように見受けられる。また、地域自治の進展やそのレベル、参加や協働の質、担い手の質とその形成など、地域の自立と協働にかかわる質的な側面についての重要性の認識が十分とは言えず、したがって、それらの評価方法などが明らかにされていないことが気にかかる。このままでは、市の地域自治・協働の政策自体の魅力と価値が色あせてくることも懸念される。
- 各地域づくり組織も、多くの多様な話し合いと活動を実施してきており、感覚として地域づくり組織が自立に向けて動きつつあることはわかるのだが、活動や話し合いの過程とその質に留意しつつ、自治・自立と協働のレベルを評価することに目を向けてほしい。そのためにも、各地域づくり組織の活動内容の分析方法を研究・検討した上で、中間支援NPOなどの協力を得ながら評価と運用をしてほしい。行政マネジメントシステムの過程で、チェックのポイントがズレると、正しい循環が行われるかどうか懸念される。

- ③ 計画の策定に当たっては地区の人口がどのように推移し、それに対してどのような対策を取っていくかが重要であるが、地域人口を踏まえた計画づくりをしているところが少ない。今後、地域計画の策定にあたっては人口フレームを根底に置いた計画を策定できるよう地域住民と市行政とで十分に協議されたい。また、政策をより実効性あるものとするためにはPDCAを回すことが必要である。そのための取組を導入されたい。
- なお、市が中間支援NPOと位置づけている「いわてNPO-NETサポート」の活動方針等からは、その意気込みが充分には伝わってこなかったため、丁寧なディスカッション等により将来ビジョンをしっかりと共有されたい。

- ④ 各地区の将来見通しは決して楽観をゆるされない状況にあるものと推察される。ドラスチックな対策は、地区にお任せで状況を打開できるほど甘くはないと考える。全市的な新たな事業計画など、指し示す必要があろう。

5. その他特記事項・参考意見等

- ① 長期的な展望として、例えば、まちづくり協働推進条例は、「協働で公共的課題の解決を図る」(第3条)と述べ、さらに「市民等は、協働で行うことによりまちづくりに資する事業について、提案を行うことができる」(第11条)と定めている。こうした活動が活発に行われることを目指してはどうか。さらに、地域づくり組織の権能を明確にするためには、例えば、地方自治法第7章第4節に定める「地域自治区」の設置も考えられる。

- ② 市が目指すコミュニティ政策の目標(地域活性化なのか、課題解決なのか)を明確にし、市民と十分に目標共有すべきではないか。また、課題の設定等に当たっては、もう少し具体化しないと具体的施策に活かすことが出来ない。具体的な項目に分けてブレイクダウンし、その良し悪しを検討しないと改善につながらない。今後の方向性についても、包括的なものではなく、課題ごとに具体的なものを盛り込まないと評価そのものが難しくなる。

- ③ 地域に対して決して安価ではない財源(1000～2000万円)を与えているが、意見調整等に終始し、地域の究極の目標に影響を与えられるような動きになりきれていないのではないかと。地域の実情に対応できるものとして機能することが出来るよう、地域コミュニティ政策としては、行政がハンドリングしていく必要があるのではないかと。

内部評価シート(重要課題)

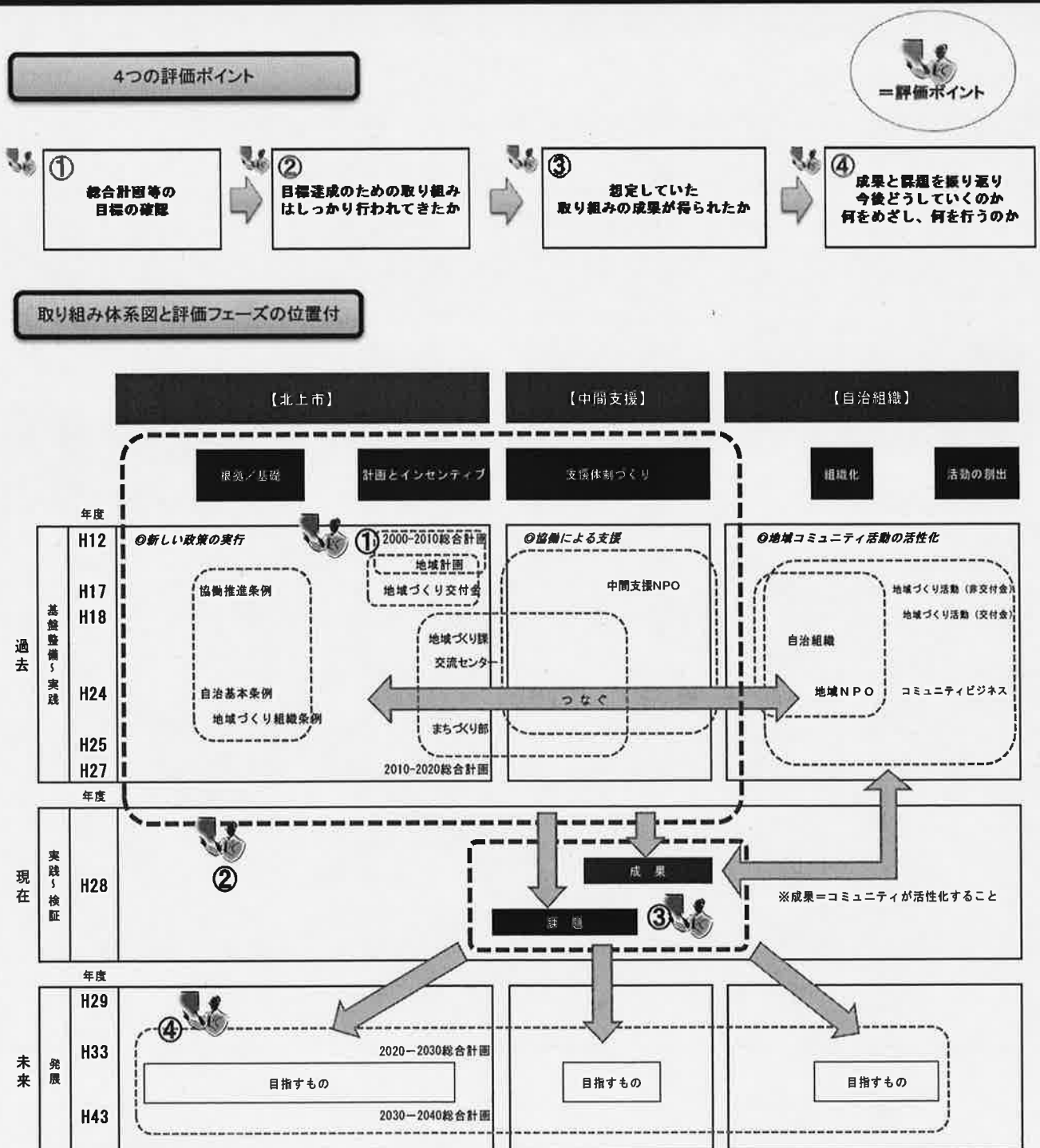
重要課題	地域コミュニティ政策について
部課等名	まちづくり部 地域づくり課
関連施策	6-1-3 まちづくりをリードする人材の育成 6-2-1 地域の自主的な活動の推進 6-2-2 地域が連携した共生するまちづくりの推進

1. 評価のねらい

北上市では、平成12年の総合計画にて初めて協働によるまちづくりを掲げるとともに、地域計画の策定支援と地域計画に連動した地域づくり交付金の制度化、支援を行う地域づくり課の設置、自治基本条例・協働推進条例・地域づくり組織条例の制定などの政策を展開し、地域づくりの支援に取り組んできた。

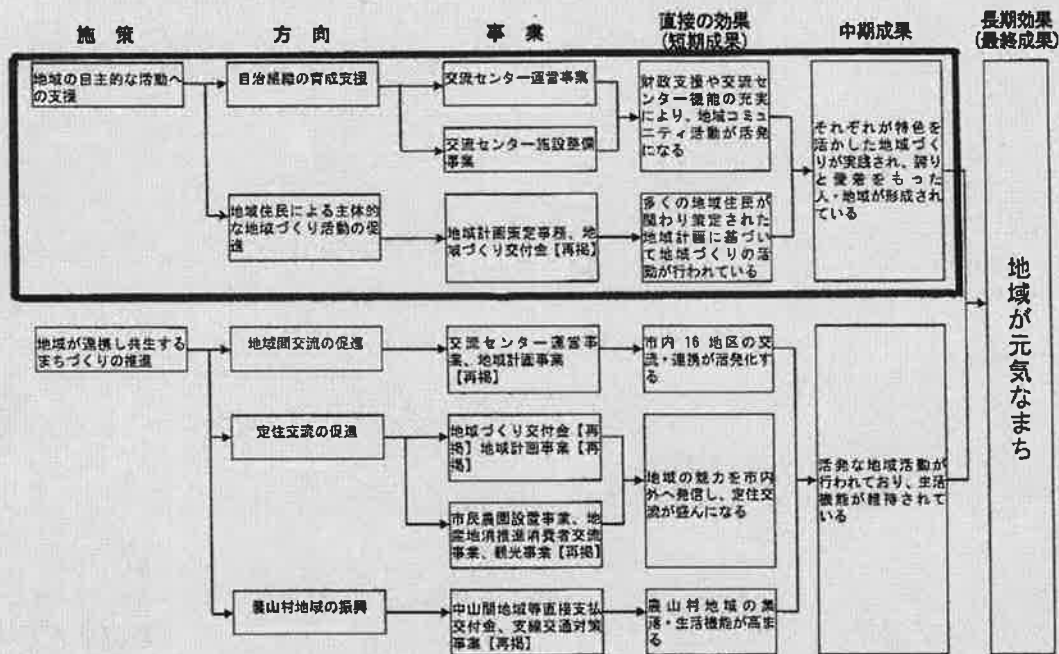
今回の外部評価では、これまでの一連の地域づくり活動の支援(地域コミュニティ政策)について、これまでの成果と課題の検証と併せ、将来の目指すべき姿をどうとらえ、どう対応しようとしているのかを明らかにし、その考え方に対し、評価をいただき、今後の地域コミュニティ政策の改善に活かしていくことを目指す。

2. 評価のイメージ

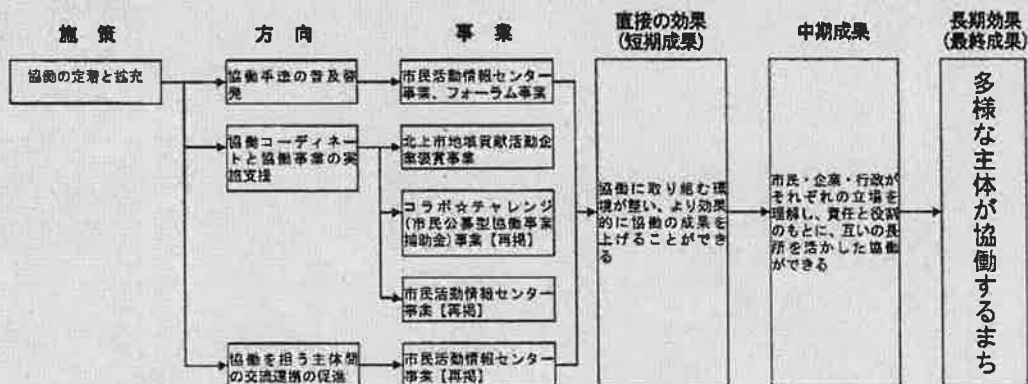


経過説明	3. 経緯の説明		
		主な取り組み	内容
	平成12年度	総合計画(H12～22)策定	北上市総合計画で初めて協働によるまちづくりを掲げる
		中間支援NPO設立	地域における支援組織としてのNPO(いわてNPO-NETサポート)設立
		16地区で地域計画策定	地域住民が自ら計画策定をし、初めて市の総合計画に地域計画を位置付け 地域計画の策定にあたっては、中間支援NPOが地区に出向き支援
		協働の理解促進(意識醸成)	市民・行政による「協働」の勉強会実施、庁内での協働指針の策定
	平成16年度	交流センター化の準備	公民館の交流センター(コミュニティセンター)化に向けて地域と検討開始
	平成17年度	協働推進条例策定	「北上市まちづくり協働推進条例」策定
	平成18年度	指定管理者制度導入	公民館を交流センター化し、指定管理者制度を導入(16地区の自治協議会が指定管理者)
		市の支援体制づくり	交流センター化に合わせ、自治組織を支援する地域づくり課の設置
		地域づくり交付金の制度化	地域計画に連動した地域づくり交付金の制度化
	平成21年度	総合計画・地域計画(H22～32)策定	16地区において地域計画を策定
		NPOくちない設立	北上市内で初めて、地域課題を解決するための地域住民主体のNPO設立
	平成24年度	NPOあすの黒岩を築く会設立	口内地区に続き、黒岩地区にも地域住民主体のNPO設立
		自治基本条例策定	「北上市自治基本条例」策定
		地域づくり組織条例策定	地域住民代表等31名の委員でワークショップを11回開催し、「北上市地域づくり組織条例」策定
		協働推進条例改正	自治基本条例制定に伴い「北上市まちづくり協働推進条例」を改正
	平成25年度	市の支援体制強化	まちづくり部(地域づくり課・生涯学習文化課・スポーツ推進課・国体推進課)の設置
		交付金制度の見直し	16地区からの16名の委員で検討し、「北上市地域づくり総合交付金」制定
	平成26年度	地域計画の見直し	16地区において地域づくり組織が中心となり地域計画・後期計画(見直し)検討
要因分析	4. 成果の認識内容		
		内容	要因
	①	地域課題は地域住民自らが解決するという意識の醸成	・地域計画は地域づくり組織が中心となって策定された ・交付金を活用して地域計画の実現を推進してきた
	②	特色ある地域づくり活動の進展と地域力向上	・地域づくり組織が指定管理者として交流センターを直接管理運営し、地域特性を生かした事業を展開してきた
	③	地域づくり組織が市のパートナーとしてまちづくりを推進	・地域づくり組織条例を策定し、地域づくりの担い手を明確にした ・中間支援NPOによる支援が行われた
	④	地域NPOがさまざまな事業を展開	・地域NPO自身が補助事業等を有効活用した ・中間支援NPOによる支援が行われた
	5. 課題の認識内容		
		内容	要因
	①	地域づくり組織が対応すべきことの多様化や複雑化	・地域住民のニーズが多様化し、対応方法が困難・複雑化が進んできた ・地域づくり組織運営を無償(ボランティア)で行うことに限界がうかがえる
	②	地域づくり活動の担い手・参加者の固定化	・地域づくり組織の役員の固定化や高齢化が進んできた
改善方策	③	交流センター職員のスキルアップ	・交流センターの職員は、イベントや会議が多く、日常の業務をこなすことで精一杯な状況が見て取れる
	6. 課題解決の検討内容		
		内容	主な取り組み
	①	ア 地域づくり組織への支援のあり方の検討 イ 地域づくり総合交付金のあり方の検討	ア 運営や事業実施のノウハウは蓄積されてきた反面、活動内容の見直しや次のステップへの展開が進んでいないことから、市民情報活動センターの相談員を派遣するなどの、支援の在り方を検証するもの イ 地域づくり組織の体制強化のため運営費の在り方を検証するもの
	②	ア 市民活動の支援 イ 人材育成の研修活用	ア まちづくりチャレンジ補助金で市民活動を支援し底上げを図ろうとするもの イ 地域づくり組織から全国地域リーダー養成塾への塾生を派遣しレベルアップを図ろうとするもの
	③	・交流センター職員の研修、情報共有の機会	・交流センター推進員会議を実施し、センター職員の研修の場を設けるとともに、情報共有することで、各地区の業務改善を図る
	7. 今後のめざすべき方向性		
	今後も、16地区の特性を生かしながら、地域が進めてきた取り組みの成果を引き継ぎ、自主的な活動が展開していけるよう必要な支援を行い、地域づくり組織をパートナーとして、ともにまちづくりを進めていく。		

◆基本施策6-2 魅力ある地域づくりの推進



◆基本施策6-3 市民・企業と行政の協働体制の構築



IV 評価の実施に対しての意見

【行政評価専門部会】

1 成果指標について

- ① 事務事業評価の指標について、例えばセミナーに関する指標を設定する場合、アウトカム指標として「参加者の理解度」が考えられるが、参加者数などもアウトカム指標として考えられる。参加者数については直接アウトカムと考え、参加者のうちテーマに対する関心や理解を深めた人の割合などは中間アウトカムと考えられ、両方あってよいのではないか。何がアウトカムであるかは相対的であり、事業の目的に属する。とにかく多くの人に来てもらうというものであれば参加者数を指標にするべきであり、来た人に理解してもらうことや関心を持ってもらうという啓発の要素があるのであれば、理解度等を指標にするべきであろう。
- ② 始まったばかりの事業であれば未だ先の成果を問わない方がよいと思うが、その事業が5年、10年と続いてきたときには、次のステップへ進んでいく必要がある。資料のマニュアルのP20からは、そこまで読み取れない。文章だけで伝えるのは難しいので、政策企画課がなんらかの方法で伝えるのがよいのではないか。
- ③ 評価に伴うコスト、特に指標のデータ収集調査に関するコストは、どこまでやるかで変わってくる。参加者にアンケートを取るという簡易な方法の話があったが、やれるものと難しいものとがある。庁内向けの明確な指針が必要なのではないか。

2 基本計画改定に向けた外部評価の実施について

- ④ 基本計画の改訂時期に合わせて指標の議論を外部評価で行うなど、事務局案に対して前年度に外部評価で委員がコメントする機会を持つことは効果的ではないか。一年で全ての施策分をみるとそれで終わってしまうので、次の全面改定に向けて分けて行うなど考えられる。基本的には、評価指標が妥当かどうかということと、その前提となる施策の成果が明確に定義されているかという視点で点検してはどうか。次の全面的な基本計画改訂に向けて、外部評価の役割を見直してもよいのではないか。
- ⑤ 小間切れに3つ程度の施策を取り上げて外部評価を行っているが、基本計画改定時期にはそれをやめてはどうか。

3 施策及び施策に付随する事務事業の選定について

- ⑥ 事務事業評価は、施策に対する貢献度が高いものを選出しているとのことだが、業務的なものか政策的なものかに関わらず選定してはどうか。例えば、ロジックモデルに事業が載っているが、これは施策の中での代表的な事業であろうから、これに絞るというやり方もある。

- ⑦ 市民意識調査は、施策レベルではなく基本施策レベルのものであり、その中からどれを選ぶのかは行政の裁量になっており、それでよいのか疑問が残る。次年度からは、対象施策選定理由について、より詳細な記述が欲しい。また、市民意識調査では基本施策レベルであり、その中から選択するのが政策推進会議であるということも記載した方がよいのではないかな。
- ⑧ 外部評価対象案件の選定基準について、市民満足度の使用を否定しないが、満足度だけではなく、別の観点も欲しい。
- ⑨ 外部評価の対象案件について、一部の時間を使い、内部評価の全体像を示し、評価を受けることも可能なのではないかな。例えば、岩手県については、大量の内部評価資料が出され、しかし全て見るわけにはいかないのでA3サイズ用の紙数枚にまとめられ、マクロの評価を行っている。両方を行うというやり方もあり得ることになり、外部評価対象にならないということがなく、各部で緊張感が保たれるのではないかな。

4 指摘事項等への対応について

- ⑩ 外部評価結果がどの程度活かされているのかが見えてこない。回答はあるが、回答内容に疑問を感じる。外部評価のPDCAサイクルと内部評価のPDCAサイクルがあり、交じり合って全体の行政マネジメントが機能していくと思うが、「AP」の部分については、どうなっていたのか見えてこない部分ではある。もう少しわかりやすく見える化すべきではないかな。
- ⑪ 指摘への対応方針の代わりに、修正した評価シートを出してもらってもよいのではないかな。

5 事務事業評価シートについて

- ⑫ 事務事業評価シートに空欄が多い。

6 評価の視点について

- ⑬ 外部評価対象の施策に関して、作成済みのロジックモデルの検証を行ってはどうか。それによって、施策における成果指標も適切に設定されることが期待される。

【出資法人等協働評価専門部会】

- ① 重要課題の評価の仕方について、市の内部評価を評価するというのは大変評価しにくかった。市民が見ても分かりにくいと思う。他の法人の評価と同じように、市の評価はこういうことで、外部評価はこういうことだと、評価対象を同じにする方がいいのではないかな。評価方法、評価対象、指標は、外部評価委員と事前のキャッチボールをより十分に行うといいのではないかな。

- ② 出資法人と行っても様々で出資比率も経緯も異なる。類型化して、文学館はこういうジャンルの出資法人だと分類し、認識を共有したうえで評価するといいいのではないか。出資している法人だからと全て同じように評価していいのかというあたりが疑問を感じる。例えば、賃金は適切かと言う部分については全ての法人で同じように見ることは出来ない。
- ③ 対象案件の数が少なくなったので丁寧に検討できた。案件は2件程度が望ましいのではないか。
- ④ 市内には立派な施設が数々あるが、市民の直接的受益ということで説明されると、場合によっては（当該施設が有しているより高次での評価ではなく）目先の評価に矮小化して評価していかなければならないことも想定されることから、そのような施設については、市の文化政策の考え方があり、そこに位置付けられた法人が、求められていることをしっかりと出来ているかを評価することにならないといけないのではないか。
- ⑤ 評価に当たって、今回のような担当部課とのやり取りの機会があることにより、バックグラウンドをしっかりと押さえる事が出来てよかった。我々の理解が間違えていることもあったので、理解が違う場合は指摘していただくプロセスがあるのはいいのではないか。
- ⑥ 地域コミュニティ政策については、担当部局では評価シートをまとめて記載したことでコンパクトなものに仕上がった反面、抽象的な評価になってしまったと感じた。もっと課題が具体的な内容で示されれば、具体的な議論も出来たのではないか。

資 料

北上市外部評価方針

1 北上市外部評価方針について

北上市においては、平成16年度から行政評価システムを導入してきましたが、外部評価を導入することで、市民意識を反映した検証を行うことにより、まちづくりの客観性と透明性を確保するとともに、市民参画と協働のまちづくりを推進するとしています。

2 北上市政策評価委員会設置について

北上市政策評価委員会は、外部評価方針に基づき、専門家委員で構成し、専門的見地で客観的な評価を行う機関として設置されました。本委員会には「行政評価検証専門部会」と「出資法人等協働評価専門部会」を設置し、それぞれ機能分担しています。

○行政評価検証専門部会

施策や課題となる事務事業の評価、評価全般に関する事項に対しての評価

○出資法人等協働評価専門部会

北上市の出資等法人（株式会社や財団法人等）について、まちづくりにおける協働の視点でそのあり方の検証に対しての評価

3 評価の視点について

評価に当たっては、市の内部評価（出資法人等については法人の自己評価もあわせ）をもとに行いました。

ア 施策については、次の視点により評価しました。

- ・ 施策の成果が明確に定義されているか
- ・ 成果指標の設定が適切か
- ・ 成果の達成状況の要因考察や課題の把握は適切か
- ・ 市の今後の方針は適切か

イ 事務事業については、次の視点により評価しました。

- ・ 評価指標等の状況が適切か
- ・ 目標達成状況が適切か
- ・ 今後の方向性は適切か

ウ 重要課題については、施策の課題と成果の認識及び今後の方向性に関する内部評価に対して評価しました。

エ 出資法人等協働評価については、次の視点により評価しました。

- ・ 目的適合性（公益性）
- ・ 財務状況（経営の持続可能性）
- ・ 運営状況（計画性および効率性）
- ・ 市の施策との関わり（市の方針評価）

平成28年度北上市政策評価委員会活動の経過

回	日時	内 容		
		政策評価委員会 (全体会)	行政評価検証専門部会	出資法人等協働評価専門部会
			【評価案件】 ①地域における子育て支援の推進 ②介護予防の推進と介護サービスの充実 ③ごみの発生抑制 ④リサイクルの推進	【評価案件】 ①一般財団法人日本現代詩歌文学館 運営協会(詩歌文化の振興) ②地域コミュニティ政策(重要課題)
第1回	8月9日(火) 全体会 13:00～14:00 専門部会 14:00～17:00	・昨年度までの評価 結果等に対する市 の対応説明 ・日程確認 ・その他	・評価対象案件説明 ・担当部による内部評価内容説明、確 認	・評価対象案件説明 ・担当部による内部評価内容説明、確 認
第2回	行政部会 8月22日(月) 13:00～17:00 出資部会 8月25日(木) 13:00～17:00		・担当部による内部評価の内容説明と 質疑(1回目)	・各法人ヒアリング(評価内容等につい て)
第3回	9月12日(月) 13:00～17:00		【行政部会】 ・担当部による内部評価の内容説明と質疑(2回目) 【出資部会】 ・担当部による内部評価の内容説明と質疑(1回目)	
第4回	行政部会 10月20日(木) 13:00～17:00 出資部会 10月14日(金) 13:00～17:00		・外部評価内容の確認(担当部同席) ・委員による評価の取りまとめに向けた意見交換	
第5回	11月24日(木) 行政部会 13:00～16:00 出資部会 14:00～16:00 全体会 16:00～17:00	・外部評価結果の部 会からの報告 ・平成28年度外部評 価の振り返り ・次年度に向けた意 見交換	・委員による評価の取りまとめに向けた最終調整 (出資部会は一部、担当部同席)	

北上市政策評価委員会設置要綱

(設置)

第1 外部評価制度の導入により市民意識を反映したまちづくりの検証を行い、まちづくりの客観性と透明性を確保するとともに、市民参画と協働のまちづくりを推進するため、北上市政策評価委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2 委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) まちづくりに関する施策の評価と検証に関すること。
- (2) 出資法人等との協働に関する評価に関すること。
- (3) その他市長が必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3 委員会は、10人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、学識経験を有する者その他市長が適当と認める者のうちから市長が委嘱する。

(委員の任期)

第4 委員の任期は、2年以内とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員に欠員を生じた場合において、補欠の委員を委嘱した時は、当該委員の任期は前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選とする。

2 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 副委員長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6 委員会の会議は、市長が招集する。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

(意見等の聴取)

第7 委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見、事情等を聴取するほか、資料の提出を求めることができる。

(部会)

第8 委員会にまちづくりに関する施策の行政評価の検証をする専門部会及び出資法人などとの協働の評価をする専門部会を置く。

2 部会の会長及び会員は、委員会の委員のうちから、委員長が指名する。

(庶務)

第9 委員会の庶務は、企画部政策企画課において処理する。

(補則)

第10 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

北上市政策評価委員会委員名簿

(任期：平成27年7月16日から平成29年3月31日まで)

No.	役職	氏名	所属・職名等	行政 評価	出資 法人
1	委員長	山 田 晴 義	宮城大学名誉教授		◎
2	副委員長	佐 藤 徹	高崎経済大学大学院地域政策研究科教授	◎	
3	委員	井 上 博 夫	岩手大学名誉教授		○
4	委員	熊 谷 智 義	NPO法人 政策21副理事長	○	
5	委員	小野寺 純 治	岩手大学長特別補佐特任教授		○
6	委員	児 山 正 史	弘前大学人文社会科学部准教授	○	
7	委員	志賀野 桂 一	白河文化交流館館長		○
8	委員	宗 和 暢 之	有限責任監査法人トーマツ 東京事務所パブリックセクター部パートナー		○
9	委員	高 橋 秀 行	岩手県立大学総合政策学部教授	○	
10	委員	高 樋 さち子	秋田大学教育文化学部准教授	○	

※委員長及び副委員長以外は50音順。敬称略。

※行政評価・出資法人はそれぞれ行政評価検証専門部会・出資法人等協働評価専門部会の所属を表示。◎が部会長、○が専門部員。

〒024-8501

岩手県北上市芳町1番1号

担当：北上市企画部政策企画課

TEL：0197-72-8224

FAX：0197-63-7023